

東京都石油コンビナート等防災計画

(令和 8 年修正)

(案)

東京都石油コンビナート等防災本部

用 語 例

本計画で使用する用語等は、次による。

1 地域等の標記

	標 記	説 明
1	区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
2	特別防災区域	大田区羽田空港一丁目のうち環状八号線より北側の区域、同区羽田空港二丁目のうち環状八号線より北側の区域、同区羽田空港三丁目並びに東京国際空港の区域（同区羽田空港一丁目から羽田空港三丁目までに属する区域を除く。）のうち場周道路及び場周道路が羽田空港三丁目と交わる地点を結んだ直線で囲まれた区域

2 機関名等の標記

	標 記	機関等
1	都	東京都
2	防災本部	東京都石油コンビナート等防災本部
3	現地本部	東京都石油コンビナート等現地防災本部
4	都各局	東京都石油コンビナート等防災本部を構成する各局・本部、庁
5	都〇〇局／都〇〇委員会	東京都〇〇局／東京都〇〇委員会
6	関東東北産業保安監督部	経済産業省関東東北産業保安監督部
7	関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局
8	関東運輸局	国土交通省関東運輸局
9	東京空港事務所	国土交通省東京航空局東京空港事務所
10	東京海上保安部	海上保安庁第三管区海上保安本部東京海上保安部
11	東京管区气象台	気象庁東京管区气象台
12	東京労働局	厚生労働省東京労働局
13	NTT 東日本	NTT 東日本株式会社東京事業部
14	日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
15	日本通運	日本通運株式会社首都圏支店
16	京急電鉄	京浜急行電鉄株式会社
17	東京モノレール	東京モノレール株式会社
18	東海汽船	東海汽船株式会社
19	首都高速道路	首都高速道路株式会社
20	都トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会
21	都医師会	公益社団法人東京都医師会
22	都歯科医師会	公益社団法人東京都歯科医師会
23	都薬剤師会	公益社団法人東京都薬剤師会
24	都看護協会	公益社団法人東京都看護協会
25	都柔道整復師会	公益社団法人東京都柔道整復師会
26	献血供給事業団	公益財団法人献血供給事業団
27	東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
28	特定地方行政機関	東京労働局、関東東北産業保安監督部、関東地方整備局、第三管区海上保安本部
29	特定事業所	石災法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所
30	その他事業所	特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所

	標 記	機関等
31	特定事業者	石災法第 2 条第 9 号に定める第 1 種事業者及び第 2 種事業者
32	その他事業者	特別防災区域内に所在する特定事業者以外の事業者
33	防災関係機関	都、関係区、自衛隊、特定地方行政機関、関係公共機関（災害対策基本法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関及び同条第 6 号に規定する指定地方公共機関）、都の区域内の公共的団体、特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者、その他特別防災区域に係る災害について防災上の役割を有する機関（ただし、特定事業者を除く。）

3 法令・条例名等の標記

	標 記	説 明
1	石災法	石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）
2	施行令	石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号）
3	本部条例	東京都石油コンビナート等防災本部条例（平成 30 年東京都条例第 92 号）
4	本部運営要綱	東京都石油コンビナート等防災本部運営要綱 （平成 30 年 11 月 12 日）

目 次

第1部 総則	1
第1章 計画の目的及び方針	3
第1節 目的	3
第2節 基本方針	3
第3節 計画の習熟	3
第4節 計画の修正	3
第2章 特別防災区域の現況	4
第1節 特別防災区域の概要	4
第2節 特定事業所の概要	4
第3節 特別防災区域の地域環境	7
第3章 特定事業者、防災関係機関及びその他事業者の処理すべき事務又は業務 の大綱	11
第1節 特定事業者の責務	11
第2節 特定事業者の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第3節 防災関係機関の責務	11
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
第5節 その他事業者の協力	16
第4章 組織	17
第1節 石油コンビナート等防災本部	17
第2節 自衛防災組織	18
第2部 災害想定	21
第1章 防災アセスメント調査	23
第1節 防災アセスメント調査	23
第2節 防災アセスメント調査概要	23
第3節 調査結果	27
第3部 災害予防計画	35
第1章 特定事業所における予防対策	37
第1節 自主保安体制	37
第2節 特定防災施設等・防災資機材等の整備	42
第3節 防災教育・訓練	42
第2章 防災関係機関における予防対策	46
第1節 特定事業者等に対する指導監督	46
第2節 防災資機材等の整備	49
第3節 防災教育・訓練	49
第3章 防災に関する調査・研究	51
第4部 災害応急対策計画	53
第1章 応急活動態勢	55
第1節 石油コンビナート等防災本部の活動態勢	55
第2節 石油コンビナート等現地防災本部	56
第3節 防災関係機関、特定事業者	57
第2章 情報の収集・伝達	59
第1節 異常現象等の通報	59
第2節 情報連絡体制	60
第3節 災害応急措置の概要等の報告	62
第4節 災害予警報の伝達	63

第5節	災害時の広報活動	64
第6節	災害時の放送要請、報道要請	68
第3章	災害応急活動	69
第1節	平常時の事故災害に対する応急活動	69
第2節	自然災害に対する応急活動	72
第3節	海上災害に対する応急活動	74
第4節	航空機事故における災害応急活動	76
第4章	警備交通規制	78
第1節	警備対策	78
第2節	警戒区域	79
第3節	交通規制	79
第5章	避難誘導	83
第1節	避難指示	83
第2節	避難誘導	83
第6章	救助・救急	85
第7章	医療救護対策	87
第1節	初動医療体制	87
第2節	情報連絡・傷病者の搬送体制	90
第8章	緊急輸送対策	92
第9章	応援協力・派遣要請	93
第1節	応援協力	93
第2節	派遣要請	96
第5部	応急・復旧対策	101
第1章	公共施設等の応急・復旧対策	103
資料編		
資料第1	危険物施設別貯蔵取扱状況	107
資料第2	危険物とう載船の専用岸壁	108
資料第3	三愛オブリ株式会社航空事業部 荷役船舶等	108
資料第4	防災規程作成指針及び概説	109
資料第5	東京消防庁の防災資機材等	125
資料第6	東京海上保安部の防除資材等常備状況表	126
資料第7	東京都の防災資機材等	126
資料第8	東京空港事務所の防災資機材等	126
資料第9	大田区災害対策本部組織図	127
資料第10	三愛オブリ株式会社航空事業部安全管理機構	128
資料第11	三愛オブリ株式会社航空事業部自衛消防隊組織図	129
資料第12	大田区防災船着場一覧	130
資料第13	東京危険物災害相互応援協議会による協定に基づく防災機材等	130
資料第14	東京国際空港地区における消防防災体制の強化に関する覚書	131
資料第15	東京湾消防相互応援協定	132
参考資料1	東京都石油コンビナート等防災本部条例	135
参考資料2	東京都石油コンビナート等防災本部運営要綱	136
参考資料3	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（抜粋）	138
参考資料4	石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（抜粋）	139

第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的及び方針

第 1 節 目的

東京都石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）は、石災法第 31 条の規定に基づき、防災本部が作成する計画である。その目的は、都における特別防災区域に係る災害の発生及び拡大を防止するため、特定事業者及び防災関係機関の責務及び業務を明確にし、総合的な防災対策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から関係地域住民等の生命、身体及び財産を保護することにある。

第 2 節 基本方針

- 特定事業者は、当該事業所における防災対策の強化と特別防災区域における各事業所相互間の協力体制の確立により、災害の発生及び拡大防止を図るものとする。
- 災害応急活動に従事する防災関係機関の業務、役割を明確にするとともに、防災関係機関相互の連携強化に努め、一体的な防災活動の確保を図るものとする。
- 特別防災区域に係る災害の特殊性に鑑み、災害の発生を未然に防止するための予防対策の充実と、発災初期の防災活動に万全を期すものとする。
- 防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）その他の防災関係法令に基づく諸計画と十分調整を図り運用するものとする。
- この計画に定めのない事項は、災害の状況に応じ、東京都地域防災計画各編、関係区市町村地域防災計画等の関連事項を準用し、必要な対策を実施するものとする。

第 3 節 計画の習熟

- 特定事業者及び防災関係機関は、平素から危機管理の一環として、特別防災区域に係る災害対策を推進する必要がある。このため、特別防災区域に係る施策・事業が石災法及び本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、石油コンビナート災害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、石油コンビナート災害への対応能力を高める。

第 4 節 計画の修正

- この計画は、石災法第 31 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときにこれを修正する。
- 防災本部は、石災法第 31 条第 5 項の規定に基づき、修正した防災計画を主務大臣に提出するとともに、修正した防災計画の要旨を公表する。

第2章 特別防災区域の現況

第1節 特別防災区域の概要

1 特別防災区域の範囲

都においては、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）により、東京国際空港地区が特別防災区域として指定されている。この地区は、大田区の東部の東京国際空港が所在する一帯で、京浜南運河及び海老取川といった河川、環状八号線に囲まれ、また、東京湾に面する区域である。

当地区は、主に航空及び空港関連の企業が多数存在している。

また、それらの企業関係者だけでなく、外国人を含む一般の人も地区内に多数存在している。

2 東京国際空港地区の指定

大田区羽田空港一丁目のうち環状八号線より北側の区域

同区羽田空港二丁目のうち環状八号線より北側の区域

同区羽田空港三丁目

東京国際空港の区域（大田区羽田空港一丁目から羽田空港三丁目までに属する区域を除く。）のうち場周道路及び場周道路が羽田空港三丁目と交わる地点を結んだ直線で囲まれた区域

第2節 特定事業所の概要

1 特定事業所の概要

東京国際空港地区の特定事業所数は1であり、概要は下表のとおり

事業所名		三愛オブリ株式会社航空事業部
所在地		東京都大田区羽田空港三丁目7番1号
業態		航空燃料の受入れ・保管及び払出し
特定事業所の種別		第1種事業所
石油類の貯蔵・取扱量及び高圧ガス処理量※	石油（千kL）	159.57
	高圧ガス（十万m ³ ）	—

※令和8年4月時点

2 特定事業所の立地状況

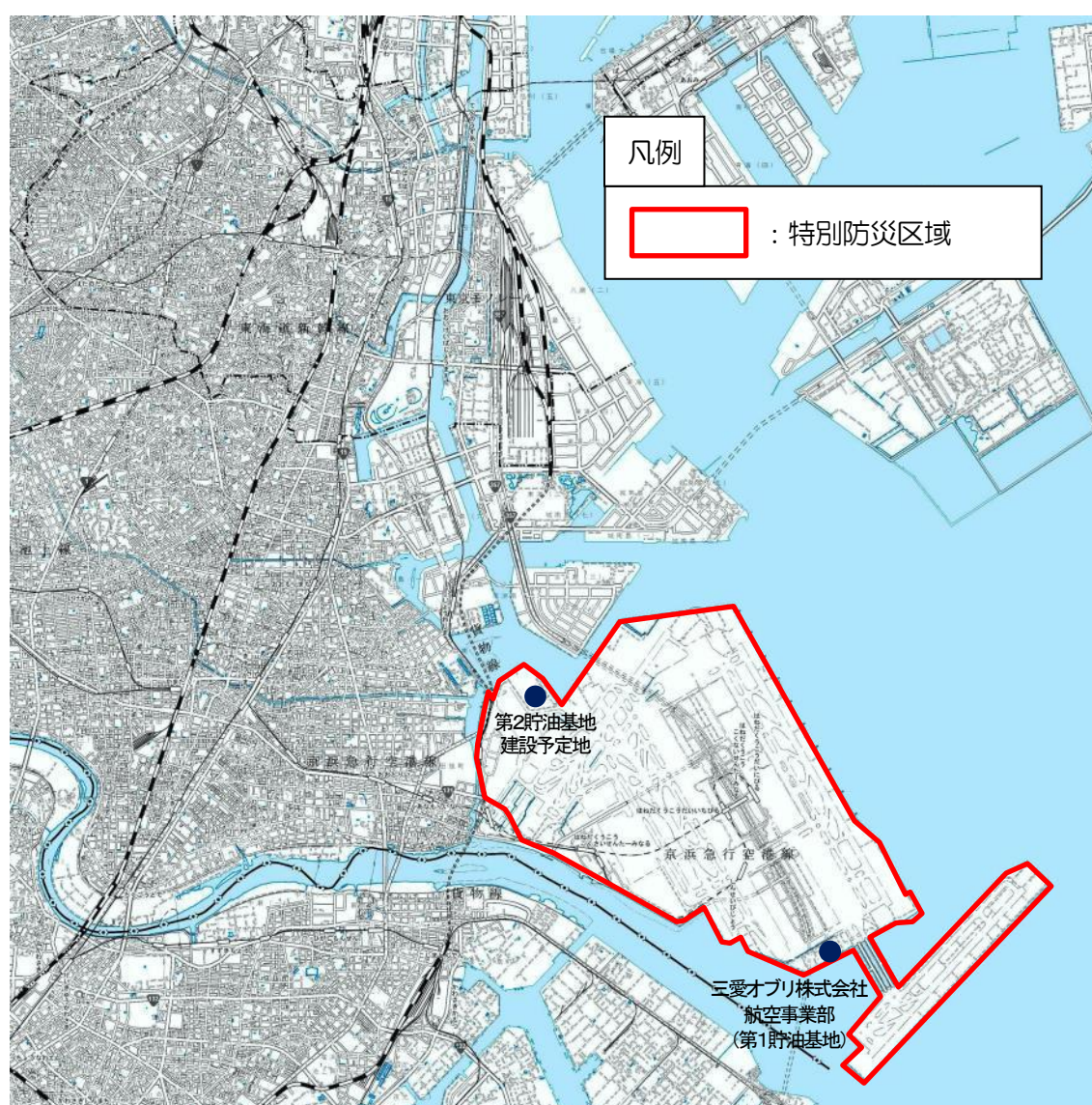
○ 三愛オブリ株式会社航空事業部

三愛オブリ株式会社航空事業部は、特別防災区域南側の多摩川河口付近（大田区羽田空港三丁目）に位置し、敷地内には航空燃料を貯蔵するための危険物タンク等が設置されている（第1貯油基地）。

同社では、東京国際空港における航空燃料の安定供給を図るため、特別防災区域北側の大田区羽田空港一丁目第2貯油基地建設を計画している。

都市計画上の用途地域としては、いずれも準工業地域に指定されている。

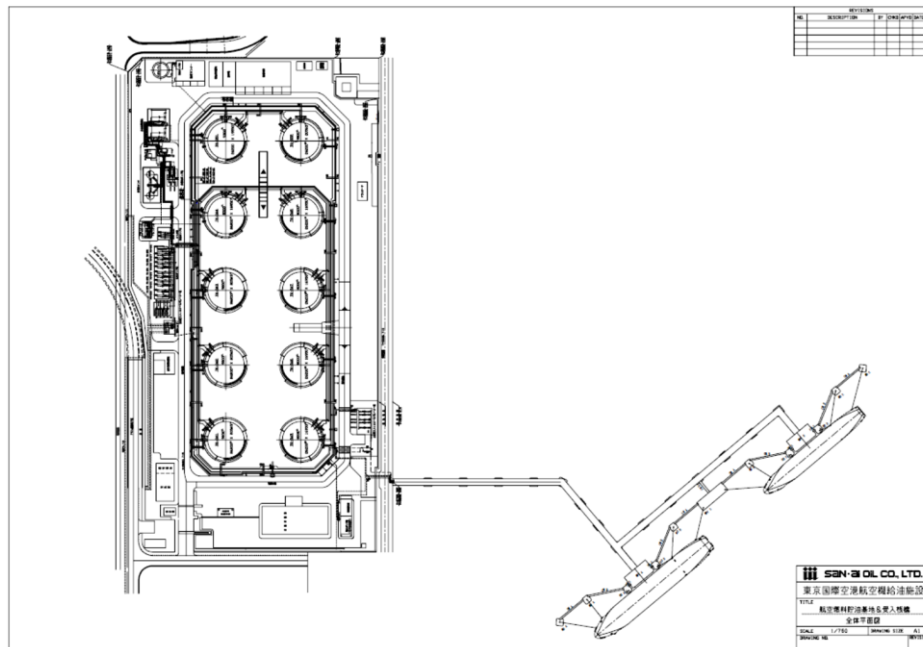
なお、東京国際空港の空港用地内には、エプロンの各所へ航空燃料を送油する地下の危険物配管が三愛オブリ株式会社航空事業部の施設として整備されている。



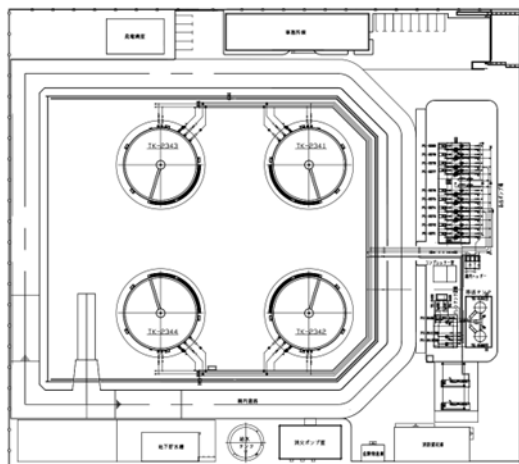
特別防災区域の位置図



三愛オブリ株式会社航空事業部（第1貯油基地）



三愛オブリ株式会社航空事業部配置図（第1貯油基地）



第2貯油基地 配置予定図

3 特定事業所の危険物施設数（設置許可施設）

計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所				
		小 計	屋 内	屋 外 タン ク	屋 内 タン ク	地 下 タン ク	簡 易 タン ク	移 動 タン ク	屋 外	小 計	給 油	販 売	移 送	一 般
47	0	22	1	10	0	1	0	9	1	25	21	0	1	3

※令和8年4月1日時点のもの

4 特定事業所の危険物等の貯蔵、取扱数量（許可数量・届出数量）

物質（施 行令第3 条で定め るもの）	石油	高圧ガス	危険物第 4類（石 油を除 く。）	危険物 （第4類 を除く。）	指定可燃 物のうち 可燃性固 体類	指定可燃 物のうち 可燃性液 体類	高圧ガス 以外の可 燃性ガス	毒物	劇物
数量	159,578 kL	0 N m ³	0.05 kL	0 t	0 t	0 m ³	0 N m ³	0 t	0 t

※令和8年4月1日時点のもの

（資料第1「危険物施設別貯蔵取扱状況」P107）

（資料第2「危険物とう載船の専用岸壁」P108）

（資料第3「三愛オブリ株式会社航空事業部 荷役船舶等」P108）

第3節 特別防災区域の地域環境

1 地勢

東京都臨海部は、浸食の進んだローム台地縁辺の低地と、多摩川、荒川等の河口に発達したデルタからなる軟弱地盤地帯であり、また、海岸線にわたって埋立造成地が広く分布している。

特別防災区域の大半を占める東京国際空港の空港用地は、もともと軟弱な在来粘土層が30～40m堆積していた原地盤の上に、東京湾を浚渫したヘドロや、陸上での建設工事などの際に発生した残土が埋め立てられ形成された軟弱地盤である。

また、空港用地は、地下水位も高く、各場所によって土質も大きく異なっていた。空港用地は土木施設の中でも特に厳しい平坦性が要求されることから、大規模な地盤改良が行われている。

2 地質

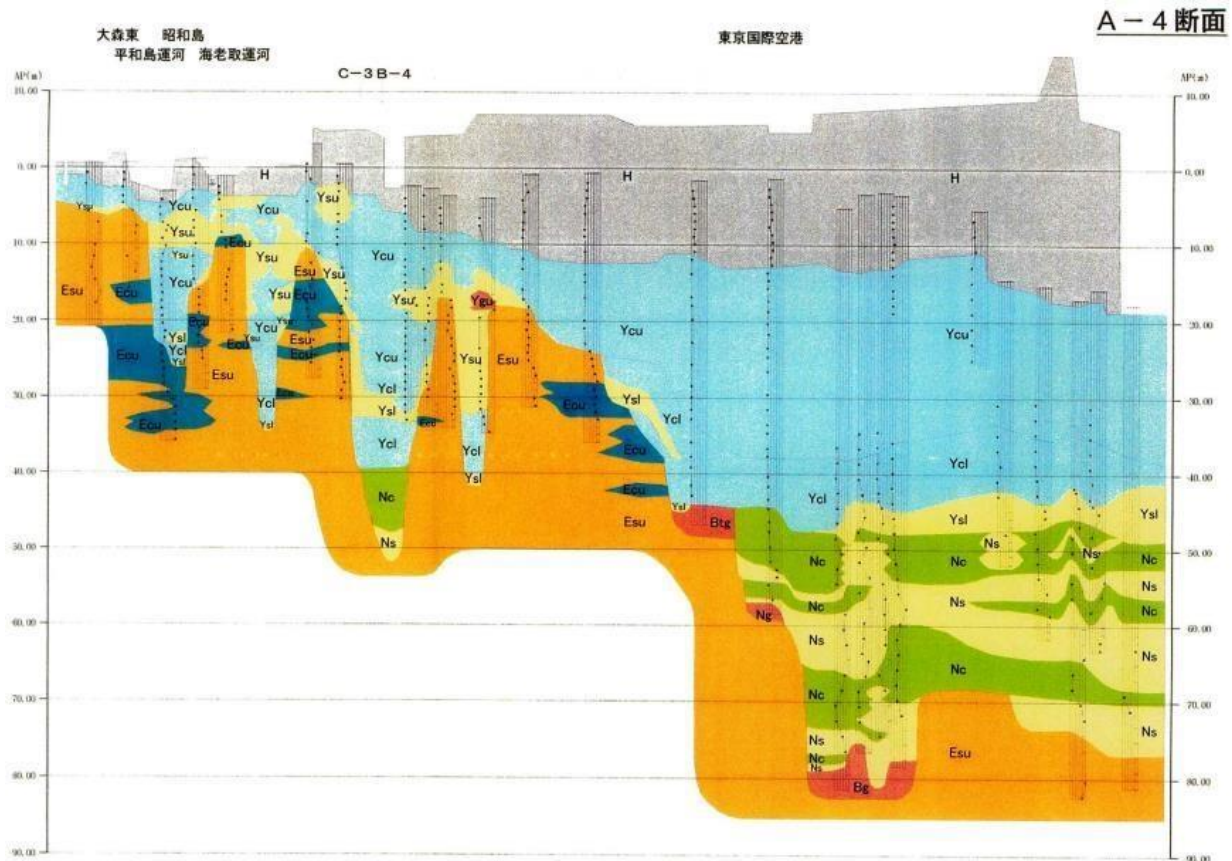
地層の構成は、上から埋土層、上部層を粘性土層（N値※0～4）下層部を砂質土層（N値1～7）とする有楽町層、粘性土層（N値5～15）と砂質土層（N値30～50）が繰り返す7号地層、砂質土層（N値30程度）の江戸川層からなっている。

昭和59年1月から東京国際空港沖合展開事業にて軟弱地盤の対策として行われた地盤改良は、主としてバーチカルドレーンによる各工法を用い、圧密促進のためプレロ

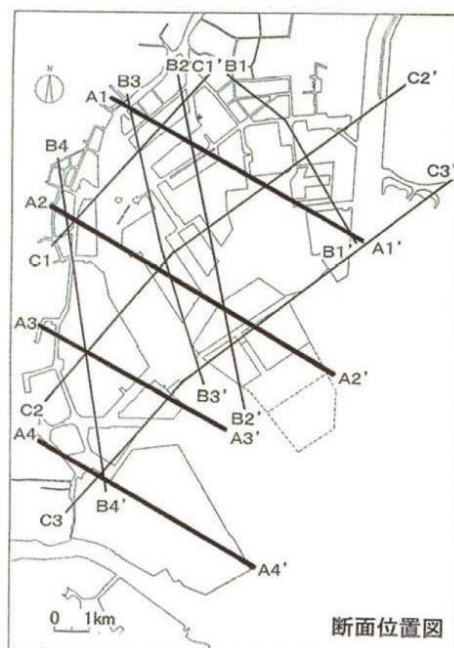
ード工法を併用している。

その後、液状化の判定により対策が必要とされた箇所には、静的圧入締固め工法及び溶液型薬液注入工法により施工している。

※ N値とは、重量63.5kgのハンマーを75cm自由落下させ、標準貫入サンプラーを30cm打ち込むのに要する打撃数をいう。(JIS A 1219)



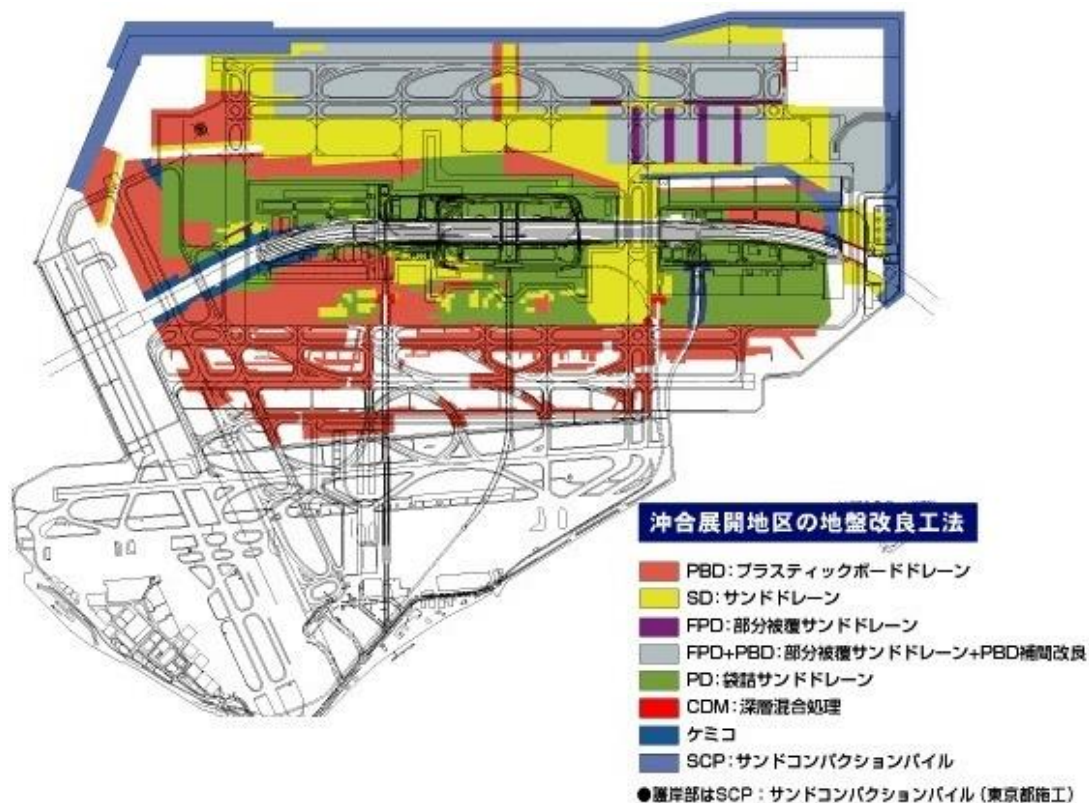
地質断面図の凡例



地質層序表

地質時代		新版 東京港地盤図			
現世	埋土層	H		砂質土・粘性土等	
		上部		H	
完新世	沖積層	有楽町層 Y	上部 Yu	砂質土	Ysu
				粘性土	Ycu
			下部 Yl	砂質土	Ygu
				粘性土	Ysl
		七号地層 N		砂 礫	Ygl
				砂質土	Ns
				粘性土	Nc
				砂 礫	Ng
				基底礫層	Bg
				粘性土	Btc
第四紀	後期	埋没段丘堆積層 Bt		砂 礫	Btg
				粘性土	
		東京層 T	上部 Tu	粘性土	Tcu
				砂質土	Tsu
			中部 Tm	砂質土	Tsm
				粘性土	Tcl
			下部 Tl	砂質土	Tsl
				砂 礫	Tg
		江戸川層 E	上部 Eu	粘性土	Ecu
				砂質土	Esu
				砂 礫	Egu
			下部 Ei	砂質土	Esl
				粘性土	Ecl
				砂 礫	Egl
更新世	前期	上総層群 K		粘性土	Km
				砂質土	Ks

東京港地盤図 平成 13 年 東京都港湾局



地盤改良工法		1 期地区	2 期地区	3 期地区	合計
プラスチックボードドレーン	総本数 (千本)	660	450	1,210	2,320
	延長距離 (千m)	9	7	22	38
袋詰サンドドレーン (パックドレーン)	総本数 (千本)	-	1,270	80	1,350
	延長距離 (千m)	-	25	2	27
サンドドレーン	総本数 (千本)	-	140	120	260
	延長距離 (千m)	-	4	4	8
部分被覆サンドドレーン	総本数 (千本)	-	-	190	190
	延長距離 (千m)	-	-	6	6
合計	合計 (千本) (千m)	660 9	1,860 36	1,600 34	4,120 79

沖合展開事業における東京国際空港の地盤改良状況
(関東地方整備局 東京空港整備事務所ホームページより)

3 グランドレベルの概要

特別防災区域の地盤高は A. P^{*}+3.8m~13.5m と場所によって差がある。

※ A. P (Arakawa Peil) とは、隅田川の水位を測るため、現在の中央区新川の河岸に設けられた霊岸島量水標の目盛による基準面をいう。

4 護岸の概要

東京国際空港の護岸は、空港土木施設として洪水や高潮などの水害から空港用地を保護するために整備されている。

海老取川の河川区域にある護岸については、都建設局が維持管理を行っている。

5 交通の概況

国際空港である東京国際空港は、令和8年4月現在、国内49都市、国外48都市と

の航空便を就航している。

公共交通機関では、特別防災区域内に京急電鉄空港線が2駅、東京モノレールが5駅所在し運行しており、バス路線では、42社が運行している。

主要な道路としては、特別防災区域の北西から南東にかけて首都高速湾岸線及び国道357号線が、西端の一部を首都高速1号羽田線が通っている。特別防災区域の境界となる環状八号線が南方の多摩川沿いを通っている。

船舶交通の状況としては、三愛オブリ株式会社航空事業部のタンカーバースが地区に接しているほか、定期便を就航する羽田空港船着場が環状八号線を挟んだ南側に隣接している。

6 避難場所

震災時に、特別防災区域外において発生する延焼火災から住民を保護するために必要な避難場所が特別防災区域内に設定されている。

震災時における避難場所に係る運用は、東京都地域防災計画震災編第2部第10章（避難者対策）に基づき対応する。

7 地区内残留地区

特別防災区域の全域が、震災時において火災の拡大するおそれのない区域として、地区内残留地区（地区名：羽田空港地区）に含まれている。

第3章 特定事業者、防災関係機関及びその他事業者の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 特定事業者の責務

特定事業者は事業所における災害の発生及び拡大を防止するため、自衛防災組織の整備を行うとともに、保安全管理体制を強化し、地域の一体的防災体制の確立に努める。

第2節 特定事業者の処理すべき事務又は業務の大綱

名 称	内 容
特 定 事 業 者	1 防災関係法令の遵守に関すること。 2 防災規程等の作成及び周知徹底に関すること。 3 防災・減災のための教育及び訓練の実施に関すること。 4 特定防災施設等の設置及び維持管理に関すること。 5 防災資機材等の整備及び点検に関すること。 6 危険物施設等の安全管理及び保安点検に関すること。 7 自衛防災組織の整備及び災害応急措置の実施に関すること。 8 安全操業の確保及び労働安全の徹底に関すること。 9 異常現象の通報に関すること。 10 災害応急措置の概要等の報告に関すること。 11 災害状況の把握並びに関係機関に対する連絡及び情報提供に関すること。 12 災害広報に関すること。 13 防災業務の実施の状況報告に関すること。

第3節 防災関係機関の責務

1 都

都は、関係区を包括する広域的自治体として、特別防災区域に係る住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、石災法その他災害の防止に関する法令及びこの計画に基づいて、防災活動を実施し、関係区等の関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行うことにより、特別防災区域に係る防災体制の整備強化を図る。

2 関係区

関係区は、基礎的な自治体として、当該区の住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

3 自衛隊

自衛隊は、特別防災区域に係る災害に際して、住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため自衛隊の部隊等の派遣の必要がある場合には、関係機関と連携し、効果的に防災活動を実施する。

4 特定地方行政機関

特定地方行政機関は、特別防災区域に係る住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、都及び関係区の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

5 その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、関係機関の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 都

名 称	内 容
都 政 策 企 画 局	1 報道機関との連絡及び放送・報道要請に関すること。 2 災害に関する広報及び広聴に関すること。 3 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 4 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 5 災害時における他の局の応援に関すること。 6 その他特命に関すること。
都 総 務 局	1 防災本部の運営事務に関すること。 2 本部室の庶務に関すること。 3 特定事業者及び防災関係機関との連絡に関すること。 4 区市町村の指導連絡に関すること。 5 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。 7 調査研究の推進に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、災害対策の総合調整に関すること。
都 財 務 局	1 災害対策関係予算に関すること。 2 車両の調達に関すること。 3 緊急通行車両確認標章の発行に関すること。 4 災害時における他の局の応援に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、財務に関すること。
都 生 活 文 化 局	1 災害に関する被災者等からの相談業務に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
都 都 市 整 備 局	1 被災建築物の調査に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。

名 称	内 容
都 環 境 局	1 高圧ガス、火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関する こと。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
都 福 祉 局	1 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援 に関すること。 2 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること。 3 避難者の移送及び避難所の設営に関すること。 4 義援金の募集・受付・配分及び義援物資の取扱いに関すること。 5 災害時における他の局の応援に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、救助及び保護に関すること（他の 局に属するものを除く。）。
都 保 健 医 療 局	1 医療及び防疫に関すること。 2 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 3 地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。 4 災害時における他の局の応援に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関すること（他の局に 属するものを除く。）。
都 建 設 局	1 河川管理施設の復旧に関すること。 2 道路及び橋りょうの保全及び復旧に関すること。 3 水防に関すること。 4 河川における流木対策に関すること。 5 河川、道路等における障害物の除去に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。
都 港 湾 局	1 港湾施設、海岸保全施設、漁港施設、空港施設の保全及び復旧 等に関すること。 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の 除去に関すること。 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関 すること。 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関す ること。 5 港湾における流出油の防御に関すること。 6 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関する こと。 7 災害時における他の局の応援に関すること。
警 視 庁	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 4 遺体の調査等及び検視に関すること。 5 交通の規制に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の交付等に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。

名 称	内 容
東 京 消 防 庁	1 火災及びその他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 人命の救出及び救急に関すること。 3 災害及び救助・救急情報の収集及び他の機関に対する通報に関すること。 4 特定事業所に係る災害予防に関すること。 5 自衛防災組織の育成指導に関すること。 6 特定事業所における災害原因調査等に関すること。

2 関係区

名 称	内 容
大 田 区	1 災害情報の収集・伝達に関すること。 2 災害広報に関すること。 3 住民等の避難に関すること。 4 警戒区域の設定に関すること。 5 医療救護に関すること。 6 化学物質及び毒物・劇物取扱施設に対する指導及び助言に関すること。

3 自衛隊

名 称	内 容
陸 上 自 衛 隊 (第 1 師 団)	1 防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

4 特定地方行政機関

名 称	内 容
東 京 労 働 局	1 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく化学設備の新設・変更計画等の届出の事前審査に関すること。 2 労働災害防止のための指導・監督に関すること。 3 災害調査及び再発防止の措置・指導に関すること。
関 東 東 北 産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
関東地方整備局	1 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2 通信施設等の整備に関すること。 3 公共施設等の整備に関すること。 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 5 官庁施設の災害予防措置に関すること。 6 豪雪害の予防に関すること。

名 称	内 容
	7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導・協力に関する事。 8 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等に関する事。 9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。 10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関する事。 11 災害時における復旧資材の確保に関する事。 12 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	1 船舶に対する地震、津波情報等の伝達に関する事。 2 海上における大規模事故に関する情報の収集に関する事。 3 海難救助（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関する事。 4 排出油等の防除（調査及び指導、防除措置の指導等）に関する事。 5 海上交通安全の確保（船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関する事。 6 海上における治安の維持に関する事。 7 緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関する事。 8 その他震災応急対策に必要な事項

5 その他の防災関係機関

名 称	内 容
東京空港事務所	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事。
東京管区気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事。
都 医 師 会	1 医療に関する事。 2 防疫の協力に関する事。 3 遺体の検案の協力に関する事。
日赤東京都支部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関する事。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事。

名 称	内 容
	と。 3 こころのケア活動に関すること。 4 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。 6 義援金の受付及び配分に関すること。 7 災害救援物資の支給に関すること。 8 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 9 外国人の安否調査に関すること。 10 遺体の検案協力に関すること。 11 防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
日 本 放 送 協 会	1 報道番組（気象予警報、被害状況等を含む。）に関すること。 2 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関すること。 3 放送施設の保全に関すること。
N T T 東 日 本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。

上記以外の機関については、東京都地域防災計画震災編第2部第1章第2節（都、区市町村及び防災機関の役割）のとおり。

第5節 その他事業者の協力

その他事業者は、関係法令に基づいて、防災組織及び防災資機材の整備・充実等、防災体制の強化を図るとともに、災害時には、特定事業者及び防災関係機関の行う防災活動に積極的に協力する。

第4章 組織

特定事業者及び防災関係機関は、総合的な防災体制を確立するため、防災組織を整備するとともに、相互の連携強化を図る。

第1節 石油コンビナート等防災本部

都に常設機関として、防災本部を設置し、本部長、本部員、専門員及び幹事をもって組織する。

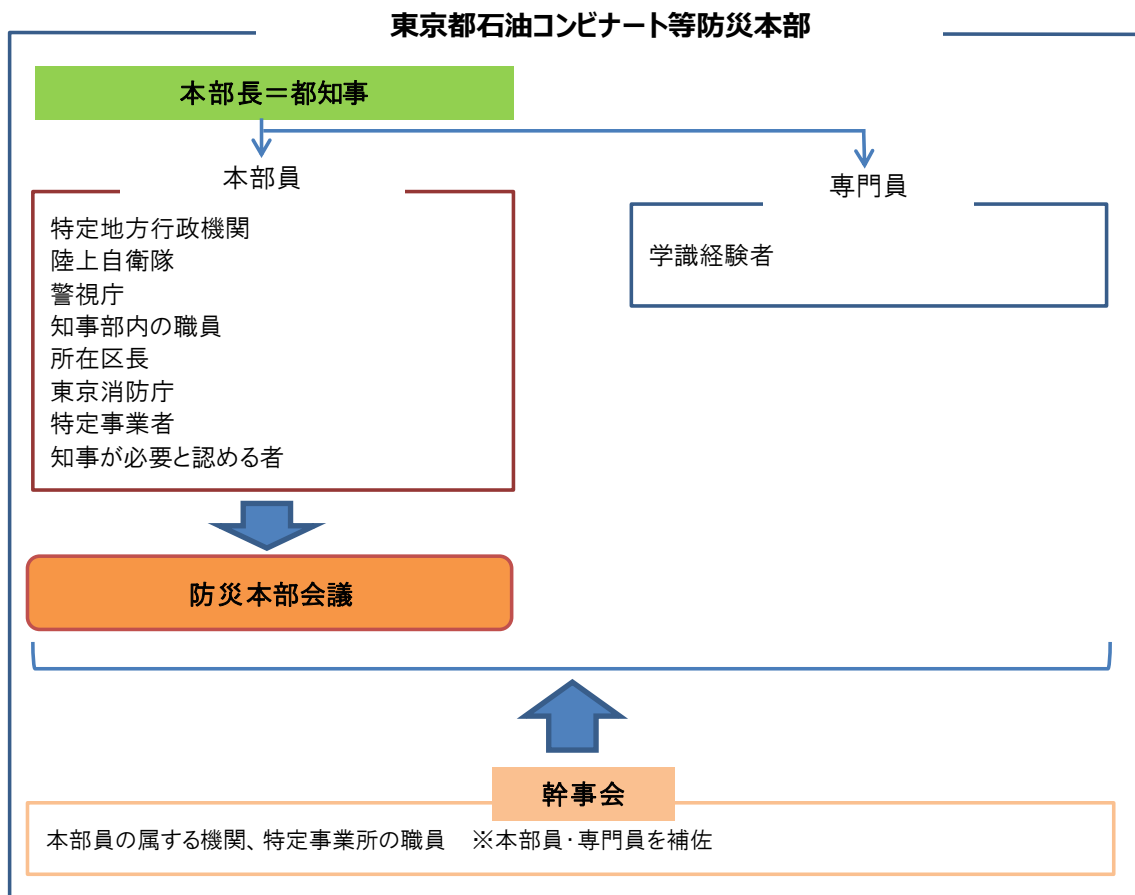
防災本部は、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、防災計画の作成、災害時等における情報の収集、伝達、応急活動等を積極的に推進する。

都総務局総合防災部が防災本部の事務処理を行う。

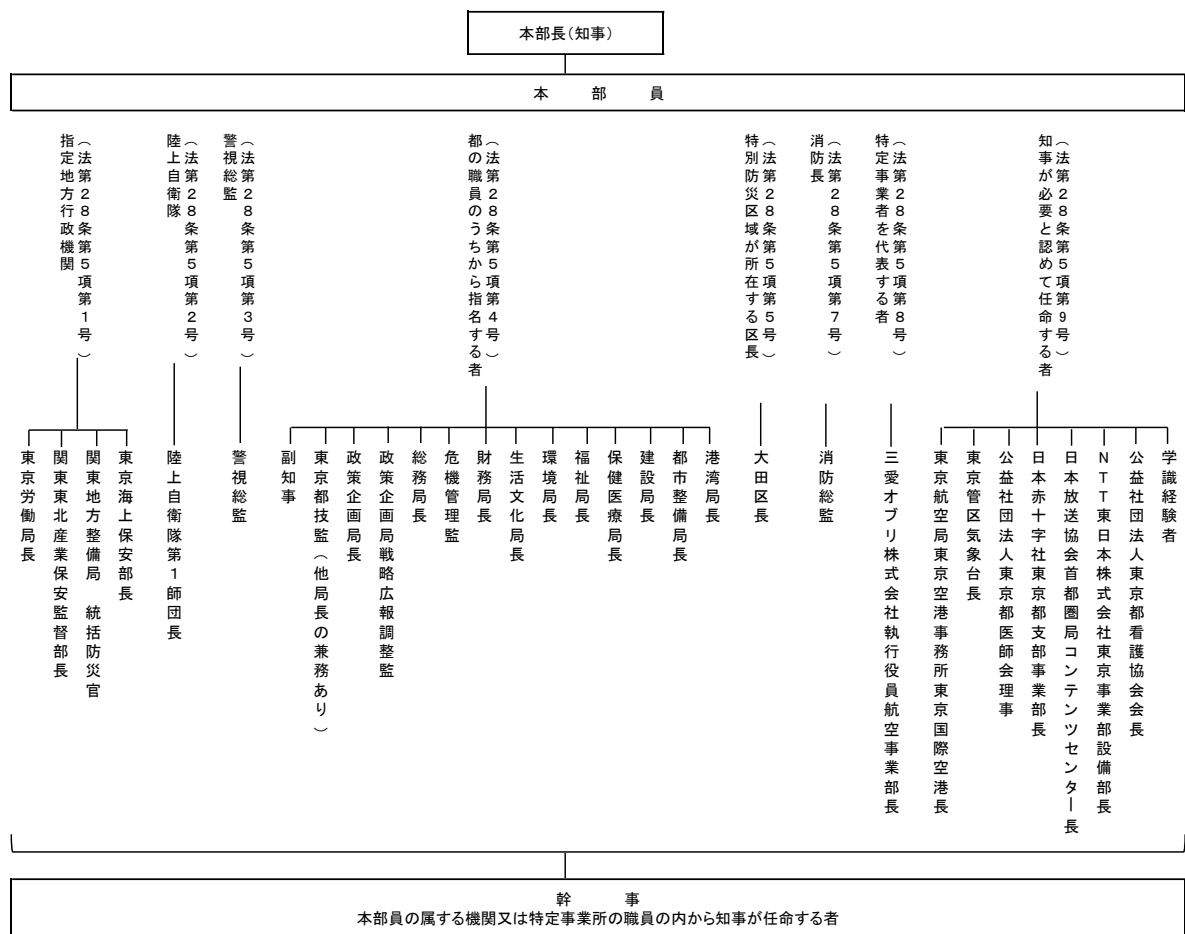
1 本部長

本部長は、石災法第28条第2項に定めるとおり東京都知事（以下「知事」という。）とし、本部長に事故があるときは、東京都副知事がその職務を代理する。

2 体系図



3 組織図



4 所掌事務

- 防災計画の作成及び実施に関すること。
- 防災に関する調査、研究に関すること。
- 防災に関する情報の収集、伝達に関すること。
- 災害応急活動及び災害復旧に係る連絡調整に関すること。
- 現地本部に対する指示に関すること。
- 国の行政機関（特定地方行政機関を除く。）との連絡及び他の道府県との連絡調整に関すること。
- その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施に関すること。

第2節 自衛防災組織

特定事業者は、自衛防災組織を設置し、防災規程を定めるとともに、防災要員を置き、防災資機材等を備え付けなければならない。

また、防災管理者を選任して自衛防災組織を統括させ、防災体制の確立に努めるものとする。

なお、これら組織の整備に当たっては、指揮命令系統、任務及び活動基準を明確にし、特に、夜間、休日の連絡及び活動体制を確立するものとする。

1 自衛防災組織の業務

名 称	内 容
自 衛 防 災 組 織	1 日常時における防災巡回及び点検に関すること。 2 災害時における統轄、指揮に関すること。 3 災害情報の収集に関すること。 4 消火作業、避難・救護等災害防除に関すること。 5 消防機関、関連企業等への出動要請、応援要請、災害状況の通報等に関すること。 6 その他防災活動上必要な事項

第 2 部 災害想定

第1章 防災アセスメント調査

第1節 防災アセスメント調査

石災法第31条では、石油コンビナート等防災計画に定めるべき事項として「災害の想定に関すること」が掲げられており（第2項第6号）、当該計画を作成し、又は修正しようとするときは「災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行う」よう努めることとされている（第4項）。

この災害の想定をできるだけ客観的かつ現実的なものとするため、総務省消防庁は「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成25年3月）」（以下「消防庁指針」という。）を公表している。

これらを踏まえ、都では防災本部に東京都石油コンビナート等防災アセスメント検討会を設置し、消防庁指針及び都における地震の被害想定等をもとに、災害の想定を実施し、特別防災区域において起こり得る災害の相対的な危険性の検討を行ってきた。

検討の経過は下表のとおり

実施年度	概要	
平成30年度	背景	防災計画を策定するため、「首都直下型地震等による東京の被害想定（平成24年4月）」、「南海トラフ巨大地震等による東京都の被害想定（平成25年5月）」等に基づき調査
	調査項目	平常時の事故、短周期地震動、長周期地震動、津波、高潮、大規模災害
令和4年度	背景	「首都直下型地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」の内容を防災計画へ反映するため、地震による被害を対象に調査
	調査項目	短周期地震動、長周期地震動、津波
令和7年度	背景	第2貯油基地建設計画及び「高潮浸水想定区域図（令和6年12月）」の内容を防災計画へ反映するため、増設予定施設及び既存施設を対象に調査
	調査項目	平常時の事故、短周期地震動、長周期地震動、津波、高潮及び大規模災害（煙の拡散による影響を追加）

第2節 防災アセスメント調査概要

1 調査項目及び実施手順

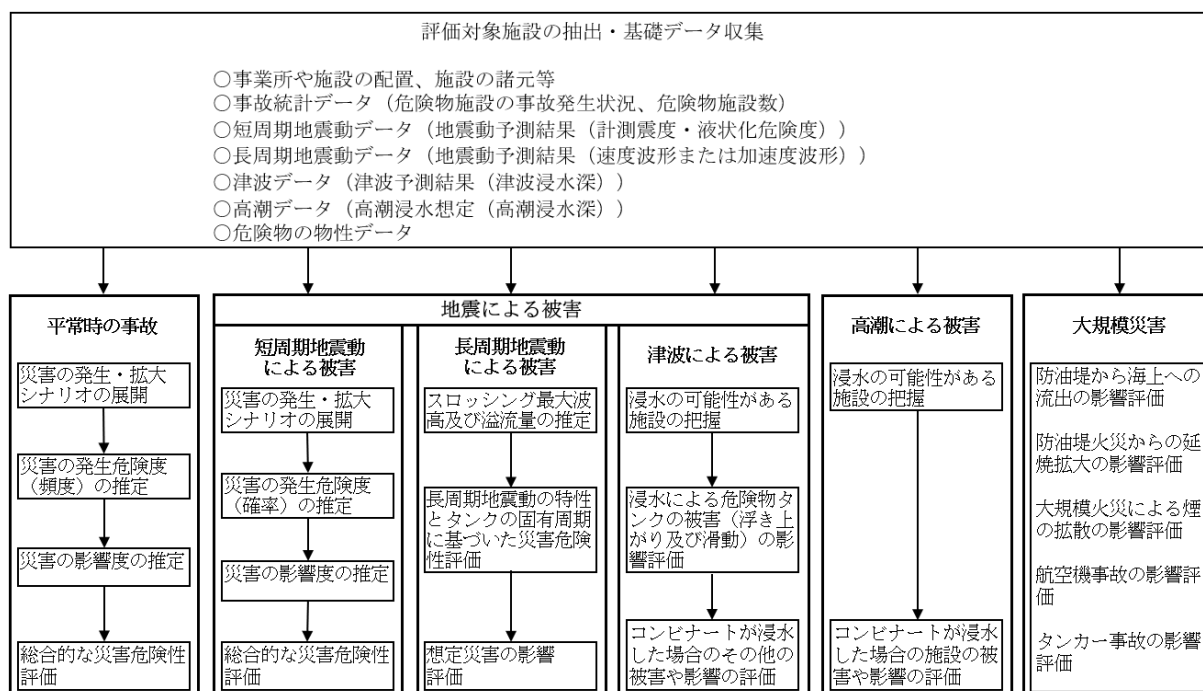
特別防災区域及びその周辺の海上で起こり得る危険物の漏えい（流出）・火災を対象として、以下の項目ごとに、収集した基礎データをもとに、想定すべき災害とその影響について評価を行った。

- (1) 平常時の事故
- (2) 短周期地震動による被害
- (3) 長周期地震動による被害
- (4) 津波による被害

(5) 高潮による被害

(6) 大規模災害

各項目における評価の流れ（実施手順）を次図に示す。



2 評価対象施設

第2貯油基地への増設予定施設を含む、次表に掲げる施設を対象とした。各施設における使用物質は、航空燃料 JetA-1（第4類危険物）である。

施設種類		施設数	備考
危険物タンク（内部浮き蓋付き）		14	第2貯油基地に建設予定の4施設を含む
屋内貯蔵所		2	第2貯油基地に建設予定の1施設を含む
屋外貯蔵所		1	
陸上入出荷施設（ローリー充填所）		2	第2貯油基地に建設予定の1施設を含む
航空機給油取扱所	ハイドラント方式	8	前回調査時（施設数8）から一部位置変更
	レフューラー方式	16	前回調査時（施設数14）から一部位置変更等
海上入出荷施設（危険物タンカー栈橋）		1	
危険物配管		1	前回調査時（施設数1）から一部延伸

3 想定災害の抽出基準

(1) 平常時の事故及び短周期地震動による被害を対象とした評価

消防庁指針の手法に基づき、各評価対象施設で起こり得る火災の発生危険度及び影響度を推定し、次図のようなリスクマトリックスを用いて防災対策上想定すべき災害を抽出した。

なお、評価の前提となる短周期地震動データとしては、「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」（以下「都被害想定」という。）より、特別防災区域に最大の影響を及ぼすおそれのある地震として、大正関東地震及び都心南部直下地震の地震動予測結果（計測震度分布・液状化危険度分布）を用いた。

		災害発生危険度					
		小 → 大					
影響度	大		E	D	C	B	A
		I					
		II					
		III					
		IV					
	小	V					

○ 災害の影響度区分 (※)

I：影響距離 200m以上、II：同 100 以上 200m未満、III：同 50 以上 100m未満、IV：同 20 以上 50m未満、V：同 20m未満

< 影響距離算定における基準値 >

- ・影響距離：火災からの受熱強度（火災による放射熱影響）が 2.3 kW/m^2 以上となる距離
- ・ 2.3 kW/m^2 ：露出した皮膚において 1 分間以内で痛みを感じる強度で、消防庁指針で示されている液面火災の基準値

(※) 平常時・地震時に限らず、本調査における火災の影響度評価は全て上記区分を用いる。

○ 災害発生危険度区分

< 平常時の事故 >

AA：発生頻度 10^{-3} /年程度以上、A：同 10^{-4} /年程度、B：同 10^{-5} /年程度、C：同 10^{-6} /年程度、D：同 10^{-7} /年程度、E：同 10^{-8} /年程度以下 ※AA は航空機給油取扱所のみ

< 短周期地震動による被害 >

- ・都心南部直下地震（地震の発生頻度 10^{-2} /年程度の想定地震のうち最大の影響を及ぼすおそれ）
A：地震時被災確率 (※) 10^{-2} 程度以上、B：同 10^{-3} 程度、C：同 10^{-4} 程度、D：同 10^{-5} 程度、E：同 10^{-6} 程度以下
- ・大正関東地震（地震の発生頻度 10^{-3} /年程度の想定地震のうち最大の影響を及ぼすおそれ）
A：地震時被災確率 (※) 10^{-1} 程度以上、B：同 10^{-2} 程度、C：同 10^{-3} 程度、D：同 10^{-4} 程度、E：同 10^{-5} 程度以下

(※) 地震時被災確率：想定地震発生時の被災確率を指し、地震時被災確率×地震の発生頻度= 10^{-6} 程度となるような地震時被災確率を C レベルとしている。

○ 災害発生危険度に基づく想定災害の抽出基準

- ・第 1 段階の災害：災害発生危険度が B レベル以上の災害
→現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害。影響度が大きい（I、II レベル）ものは対策上の優先度が高い。
- ・第 2 段階の災害：災害発生危険度が C レベルの災害
→発生する可能性は相当に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害。影響度が大きい（I、II レベル）ものは要注意。
- ・災害の発生危険度が D レベル以下で影響度が I レベルの災害（発生する可能性は極めて小さいと考えられるが、発生した時の影響が甚大な災害）は、低頻度大規模災害として別途評価を行う。

リスクマトリックスによる総合的な災害危険性の評価

(2) 長周期地震動・津波・高潮による被害及び大規模災害を対象とした評価

災害発生危険度に基づく想定災害の抽出（確率的な評価）は行わず、長周期地震動・津波・高潮の基礎データ、過去の災害事例、施設の構造等に基づき想定すべき災害事象を検討し、可能な範囲でその影響を評価した。

ア 長周期地震動による被害を対象とした評価

スロッシング（液面揺動）による危険物の漏えい（流出）・火災を対象として、消防庁指針の手法によるスロッシング最大波高及び溢流量^{いっりゅうりょう}の推定結果、過去の災害事例、施設の構造等に基づき、危険物タンク及びその周辺で起こり得る災害シナ

リオを想定した。災害影響については、想定される災害事象のうち影響が大きいと考えられる火災について、消防庁指針に基づく影響度の算定を行った。

なお、評価の前提となる長周期地震動データとしては、都被害想定より、発生確率が低いものの特別防災区域に最大の影響を及ぼすおそれのある地震として大正関東地震の、発生確率が高い地震として都心南部直下地震の地震動予測結果（速度波形又は加速度波形）を用いた。

イ 津波による被害を対象とした評価

津波による危険物の漏えい(流出)・火災を対象として、都被害想定 of 津波予測結果に基づき推定した各評価対象施設の最大浸水深と、総務省消防庁公表の被害予測ツール及び過去の災害事例によって推定した施設の移動被害等が生じる浸水深とを比較することで、評価対象施設で起こり得る災害を想定した。

ウ 高潮による被害を対象とした評価

高潮による危険物の漏えい(流出)・火災を対象として、「東京都高潮浸水想定区域図（令和6年12月）」に基づき推定した各評価対象施設の最大浸水深と、津波の評価手法を参考に推定した施設の移動被害等が生じる浸水深とを比較することで、評価対象施設で起こり得る災害を想定した。

エ 大規模災害を対象とした評価

発生危険性が極めて低いと考えられるものの発生した時の影響が甚大となると考えられる災害を対象として、過去の災害事例や施設の構造等に基づき、可能な範囲で災害シナリオの想定と災害影響の評価を行った。

- (ア) 防油堤から海上への流出
- (イ) 防油堤火災からの延焼拡大
- (ウ) 大規模火災による煙の拡散
- (エ) 航空機事故
- (オ) タンカー事故

第3節 調査結果

1 平常時における想定災害

平常時に想定される災害の概要を表に示す。

定量評価を行った施設においては、次表のとおり、第1段階及び第2段階の災害として想定される災害事象の影響度は、航空機給油取扱所の大量流出・火災でⅢレベル（50～100m）、その他の災害ではⅣレベル以下（50m未満）となる。

平常時の想定災害（定量評価）

影響度	第1段階の災害 (発生頻度 10^{-5} /年程度以上)	第2段階の災害 (発生頻度 10^{-6} /年程度)
大 (Ⅰ, Ⅱ)	想定災害なし	想定災害なし
中 (Ⅲ)	想定災害なし	・航空機給油取扱所：大量流出・火災(1)
小 (Ⅳ, Ⅴ)	・危険物タンク：小量流出・火災(14)、タンク小火災(14) ・陸上入出荷施設：小量流出・火災(2) ・航空機給油取扱所：小量流出・火災(13) ・海上入出荷施設：小量流出・火災(1) ・危険物配管(地上配管)：小量流出・火災(1)	・危険物タンク：中量流出・火災(14)、タンク全面火災(14) ・陸上入出荷施設：大量流出・火災(2) ・航空機給油取扱所：小量流出・火災(2) ・海上入出荷施設：大量流出・火災(1) ・危険物配管(地上配管)：大量流出・火災(1)

注1) 該当する災害事象の括弧内の数値は施設数である。

注2) 影響度区分は次のとおり。

Ⅰ：200m以上、Ⅱ：100m以上 200m未満、Ⅲ：50m以上 100m未満、Ⅳ：20m以上 50m未満、Ⅴ：20m未満

定性評価を行った施設においては、次表のとおり、災害の危険性は低いと考えられる。

平常時の想定災害（定性評価）

対象施設	評価結果
屋内貯蔵所	評価対象施設における第4類危険物の貯蔵量は屋内貯蔵所で約26kL、屋外貯蔵所で約10kLと小量であり、また、危険物は200Lのドラム缶単位で貯蔵されていることから、屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の危険性は低いと考えられる。
屋外貯蔵所	
危険物配管 (地下配管)	危険物配管については、そのほとんどが地下に埋設されているが、地下部については燃料が流出したとしても着火して火災に至る危険性は低いと考えられる。

2 地震（短周期地震動）による被害

地震時（都心南部直下地震及び大正関東地震）に想定される災害の概要を表に示す。

(1) 都心南部直下地震

定量評価を行った施設においては、次表のとおり、第1段階の災害として想定される災害事象は、危険物タンク（計測震度最大の場合）及び陸上入出荷施設の少量流出・火災であり、影響度はいずれもⅤレベル（20m未満）となる。第2段階の災害としては、危険物タンク（計測震度最大の場合・第1貯油基地）の防油堤内流出・火災で影響度がⅠレベル（200m以上）の229mとなるが、その他の災害事象の影響度はⅣレベル以下（50m未満）となる。

地震時（都心南部直下地震）の想定災害（定量評価）

影響度	第1段階の災害 (地震時被災確率 10^{-3} 程度以上)	第2段階の災害 (地震時被災確率 10^{-4} 程度)
大 (Ⅰ, Ⅱ)	想定災害なし	・危険物タンク：防油堤内流出・火災（計測震度最大の場合 10）
中 (Ⅲ)	想定災害なし	想定災害なし
小 (Ⅳ, Ⅴ)	・危険物タンク：小量流出・火災（計測震度最大の場合 10） ・陸上入出荷施設：小量流出・火災（1）	・危険物タンク：小量流出・火災（計測震度最大の場合 4、計測震度最小の場合 14）、中量流出・火災（14） ・陸上入出荷施設：小量流出・火災（1） ・海上入出荷施設：小量流出・火災（1） ・危険物配管（地上配管）：小量流出・火災（1）

注1) 該当する災害事象の括弧内の数値は施設数である。

注2) 同一タンクヤードの危険物タンクについて、計測震度に幅がある場合は、最小と最大の2通りの値を用いて地震時の災害発生確率を評価した。

注3) 影響度区分は次のとおり。

Ⅰ：200m以上、Ⅱ：100m以上 200m未満、Ⅲ：50m以上 100m未満、Ⅳ：20m以上 50m未満、Ⅴ：20m未満

注4) 航空機給油取扱所については、給油操作中の地震動の影響による燃料の漏えいや地震動による車両の移動等が考えられ、小量流出・火災が起こった場合の影響度はⅤレベル（20m未満）、大量流出・火災の場合はⅢレベル（50m以上 100m未満）である。

(2) 大正関東地震

定量評価を行った施設においては、次表のとおり、第1段階の災害として想定される災害事象はない。第2段階の災害として想定される災害事象は危険物タンク（計測震度最大の場合）及び陸上入出荷施設の小量流出・火災であり、影響度はいずれもⅤレベル（20m未満）となる。

地震時（大正関東地震）の想定災害（定量評価）

影響度	第1段階の災害 (地震時被災確率 10^{-2} 程度以上)	第2段階の災害 (地震時被災確率 10^{-3} 程度)
大 (Ⅰ, Ⅱ)	想定災害なし	想定災害なし
中 (Ⅲ)	想定災害なし	想定災害なし
小 (Ⅳ, Ⅴ)	想定災害なし	・危険物タンク：小量流出・火災（計測震度最大の場合 10） ・陸上入出荷施設：小量流出・火災（1）

注1) 該当する災害事象の括弧内の数値は施設数である。

注2) 同一タンクヤードの危険物タンクについて、計測震度に幅がある場合は、最小と最大の2通りの値を用いて地震時の災害発生確率を評価した。

注3) 影響度区分は次のとおり。

Ⅰ：200m以上、Ⅱ：100m以上 200m未満、Ⅲ：50m以上 100m未満、Ⅳ：20m以上 50m未満、Ⅴ：20m未満

注4) 航空機給油取扱所については、給油操作中の地震動の影響による燃料の漏えいや地震動による車両の移動等が考えられ、小量流出・火災が起こった場合の影響度はⅤレベル（20m未満）、大量流出・火災の場合はⅢレベル（50以上 100m未満）である。

(3) 都心南部直下地震及び大正関東地震

定性評価を行った施設においては、次表のとおり、災害の危険性は低いと考えられる。

地震時（都心南部直下地震及び大正関東地震）の想定災害（定性評価）

対象施設	評価結果
屋内貯蔵所	評価対象施設における第4類危険物の貯蔵量は屋内貯蔵所で約26kL、屋外貯蔵所で約10kLと小量であり、また、危険物は200Lのドラム缶単位で貯蔵されていることから、屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の危険性は低いと考えられる。
屋外貯蔵所	
危険物配管（地下配管）	危険物配管については、そのほとんどが地下に埋設されているが、地下部については燃料が流出したとしても着火して火災に至る危険性は低いと考えられる。

注）評価結果は平常時と同じ

3 地震（長周期地震動）による被害

(1) スロッシング最大波高及び最大溢流量^{いっりゅう}の推定

想定地震における、危険物タンクのスロッシング最大波高及び溢流量^{いっりゅう}の推定結果を表に示す。次表のとおり、大正関東地震において、全ての危険物タンクで満液時のスロッシング最大波高が実余裕空間高さである2.4mを超過すると試算された。

なお、内部浮き蓋付きタンクについては、液面が屋根に達したとしても屋根が破損しない限り溢流^{いっりゅう}は生じないが、ここでは屋根が全面的に破損した場合を仮定し、溢流^{いっりゅう}の可能性有無と最大溢流量^{いっりゅう}を評価している。

長周期地震動による危険物タンクのスロッシング最大波高及び最大溢流量^{いっりゅう}推定結果

評価項目	大正関東地震		都心南部直下地震
	第1貯油基地	第2貯油基地	第1・2貯油基地
スロッシング最大波高（満液時）	3.5～3.6m	3.1m	0.7m
溢流 ^{いっりゅう} の可能性（実余裕空間高さ2.4m）	あり	あり	なし
1基あたりの最大溢流量 ^{いっりゅう} （満液かつ屋根の全面破損を想定）	84～98kL	35kL	—

※ 内閣府による想定地震（平成27年12月南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動波形データ）に関しても、同様の評価を行ったところ、満液時におけるスロッシング最大波高は最大で1.7mとなり、全ての施設で実余裕空間高さ2.4mを下回ることから、溢流の被害は生じないと試算された。

(2) スロッシングによる災害の危険性（災害シナリオの想定）

大正関東地震でア～エの、都心南部直下地震でアの災害シナリオを想定した。

ア 浮き蓋上への流出による災害（浮き蓋や屋根の損傷なし）

スロッシングにより浮き蓋上へ油が流出し、タンク内で着火した場合、消火設備による消火に成功した場合にはタンク小火災にとどまり、失敗した場合にはタンク内の火災が継続する。

イ 特別通気口からの流出による災害

スロッシングによる波が屋根に達した場合、屋根の外周部に設置されている特別通気口から油が流出する可能性がある。流出後に着火した場合、タンク周辺での流出火災となる。

ウ 浮き蓋の損傷・沈降による災害（屋根の損傷なし）

大きなスロッシングにより浮き蓋が損傷・沈降して着火した場合、消火設備によ

る消火に成功した場合にはタンク小火災にとどまり、失敗した場合にはタンク内の火災が継続する。

エ タンク上部の破損による災害

大きなスロッシングによりタンク上部が破損し、油が流出した場合は、タンク周辺の流出火災となる可能性がある。また、タンク内で着火した場合、消火設備等が機能しないと、タンク全面火災に至る可能性がある。

なお、本特別防災区域内の危険物タンクは鋼製ポンツーン型であり、全て内部浮き蓋の技術基準に適合している。しかし、設計上の想定を超える地震動を受ける場合を考慮し、過去の災害事例及び想定されるスロッシング最大波高を踏まえ、浮き蓋の損傷・沈降は起こり得るものと考えた。

また、航空燃料はガソリン等と比べ引火点が高く（38℃以上）、内部浮き蓋上の空間も換気により可燃性蒸気が滞留しにくい構造のため、着火に至る危険性は非常に低い。しかし、燃料が大量に流出して燃焼範囲内の可燃性蒸気を形成する可能性を考慮し、火災は起こり得るものと想定した。

(3) 災害の影響度の推定

スロッシングに起因する火災の影響に関しては、発生した場合の影響が大きいと考えられるタンク全面火災及び防油堤内流出・火災（タンク周辺流出火災が防油堤全面に広がった場合）について、平常時と同様の方法で影響度の推定を行った。

影響度は、タンク全面火災でⅣレベル（20m以上 50m未満）、防油堤内流出・火災でⅠレベル（200m以上）又はⅡレベル（100m以上 200m未満）の229m（第1貯油基地）若しくは152m（第2貯油基地）となる。

4 津波による被害

(1) 浸水の可能性がある施設の把握

特別防災区域内で、津波による浸水の可能性がある施設はなかった。

(2) 浸水による危険物タンクの被害

浸水する可能性のある施設はないため、被害は生じない。

なお、仮に浸水した場合の被害予測を、総務省消防庁公表の「屋外貯蔵タンクの津波浸水シミュレーションツール」により試算したところ、最小貯蔵率の場合で浸水深4m前後から危険物タンクの移動被害（浮き上がり及び滑動）が生じるとされた。

(3) 浸水によるその他施設の被害

浸水する可能性のある施設はないため、被害は生じない。

なお、仮に浸水した場合、東日本大震災では浸水深が2m以上となった事業所で高圧ガスローリーの流出被害が発生していることから、危険物ローリーについても同程度の浸水深から被害が発生することが予想される。

5 高潮による被害

(1) 浸水の可能性がある施設の把握

航空機給油取扱所（レフューラー方式）のうち 10 施設で最大 0.2～2.0mの浸水が、第2貯油基地の危険物タンクのうち3施設で最大 0.1～2.2mの浸水が想定された。それ以外に、高潮による浸水の可能性がある施設はなかった。

(2) 浸水による危険物施設の被害

高潮浸水深と施設被害の関係については明らかになっていないことから、津波による被害を参考に評価を行った。

まず、東日本大震災における高圧ガスローリーの津波被害状況より、危険物ローリー（航空機給油取扱所（レフューラー方式））については、最大浸水深が 2.0mとなる1施設で、事前退避に間に合わなかった場合に流出の被害が生じる可能性がある。一方、津波浸水シミュレーションツールの試算結果より、危険物タンクについては最大浸水深が 4 mを十分下回ることから、移動被害（浮き上がり及び滑動）は生じないと推定される。

なお、過去の事故事例では、浸水により電気設備等が海水に浸かり破損する等の被害が生じているが、評価対象施設では浸水しないような高さに電気設備が設置（第2貯油基地においても、浸水しないような地盤高さが計画）されている。

6 大規模災害

(1) 防油堤から海上への流出

ア 想定する災害シナリオ

防油堤外流出後、事業所が自主的に設置している二次防油堤による拡大防止に成功した場合は事業所内流出にとどまるが、失敗した場合は事業所外流出となる。

さらに、一時的な拡大防止措置（土のう）による拡大防止に失敗した場合は海上流出となり、オイルフェンスによる拡大防止に失敗した場合は流出油が広範囲に広がる可能性がある。いずれも、着火した場合は流出火災となる。

イ 災害事象の影響度

防油堤外に広がった流出油の拡大範囲については、地面の微妙な傾斜や起伏だけでなく、防油堤の損傷箇所にも依存するため、事前に流出油の拡大範囲及び着火した場合の流出火災の影響度を定量化することは難しい。

(2) 防油堤火災からの延焼拡大

ア 想定する災害シナリオ

防油内流出火災後、防油堤内の隣接タンクを損傷・延焼した場合は防油堤内全面火災となる。

さらに、防油堤による拡大防止に失敗した場合は防油堤外流出・火災となり、周辺設備へ延焼した場合は火災が更に拡大する。

イ 災害事象の影響度

防油堤内全面火災の影響度は第1貯油基地でⅠレベル（229m）、第2貯油基地でⅡレベル（152m）となる。ただし、火災が防油堤外に拡大した場合は影響度を定量化することは難しい。

(3) 大規模火災による煙の拡散

ア 石油類の大規模火災における煙がもたらす影響

石油類の大規模火災では、火災の中心部や煙の内部で酸素が不足し、不完全燃焼が起りやすくなり、一酸化炭素、煤(粒子状物質)、多環芳香族炭化水素(PAHs)、硫黄酸化物(SO_x)等が生成される。ただし、評価対象物質である航空燃料のような精製された石油では、原油と比べて不純物が少ないことから、燃焼状態にもよるが、一般の建物火災等と比較して、有毒なガスの発生は限定されるものと考えられる。

また、石油類の火災では燃焼熱が大きいことから、強い上昇気流が生じて煙は高く持ち上げられ、広範囲に拡散される。ただし、煙の拡散は気象条件、火災の規模と継続時間、周辺の地形条件等によって大きく異なり、その影響範囲をあらかじめ特定することは困難である。

イ 評価対象施設における煙の影響可能性

上記のとおり、航空燃料の火災では有毒なガスの発生は限定されと考えられるが、タンク火災等により長時間の火災となった場合は、大量の煤が発生・拡散し、気象条件によっては、近隣居住地域まで煙や臭気が到達する可能性がある。

過去の大規模事故事例では、緊急対応要員や一般市民の一部に、息切れやのどの痛みといった症状が確認されているが、いずれも軽症である。また、黒煙により、家屋や車両に汚れが付着することもあると考えられる。

(4) 航空機事故

ア 想定する災害シナリオ

離着陸時等の航空機事故により、燃料タンク内の燃料に着火・爆発した場合は航空機の全面火災となり、周辺設備へ延焼した場合は火災が拡大する。

イ 災害事象の影響度

航空機全面火災の影響度はⅢレベル(56m)となる。火災が周辺設備へ延焼し拡大した場合は影響度を定量化することは難しい。

(5) タンカー事故

ア 想定する災害シナリオ

(7) ローディングアーム大破による燃料の大量流出

燃料受入れ中のタンカーの衝突等によりローディングアームが大破し、燃料が大量流出する。緊急遮断に成功した場合には栈橋上での流出、失敗した場合には海上流出に至る。海上流出後、オイルフェンスによる拡大防止に成功した場合にはオイルフェンス内の海上流出、失敗した場合は流出がオイルフェンス外に拡大する。衝突時の衝撃等により火災となる可能性もある。

(4) タンカー甲板上における大量流出

燃料受入れ中のタンカーの衝突によりタンカー甲板上の配管を破損し、大量流出に至る。緊急遮断に成功した場合は甲板上の流出での流出、失敗した場合には海上流出に至る。海上流出後、オイルフェンスによる拡大防止に成功した場合にはオイルフェンス内の海上流出、失敗した場合は流出がオイルフェンス外に拡大する。いずれも流出油に着火して火災となる可能性がある。

(ウ) タンカー油槽の破損による海上流出

受入れ中のタンカーの衝突によりタンク（油槽）を破損し、海上流出に至る。
衝突時の衝撃等により爆発火災となる可能性もある。

イ 災害事象の影響度

上記シナリオ(ア)及び(イ)で想定される火災の影響度は、ローディングアームの大破に伴う海上流出火災でⅠレベル（299m）、甲板上における大量流出火災でⅢレベル（87m）となる。

なお、シナリオ(ウ)で想定されるタンカー油槽における爆発火災については、影響度を定量化することは難しい。

第 3 部 災害予防計画

第1章 特定事業所における予防対策

特定事業者は、当該事業所における災害の発生及び拡大の防止に係る責務を有することから、地域及び事業所の実態に応じて、施設及び設備の保全をはじめ保安管理の徹底及び自衛防災組織の確立等の災害予防対策を積極的に実施する。特に特定事業所関係者は、危機管理能力の向上に日頃から取り組む。

また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続及び地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、本計画との整合を図りつつ、災害応急対策に係る事項が優先される重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

第1節 自主保安体制

特定事業者は、自らの責任により積極的に保安管理を継続的に改善することとし、平常時から危険物等の各施設設備の保全を図るとともに、過去の事故事例等を適切に反映させ、自主点検など安全管理に必要な保安業務の徹底を期する。

このため、特定事業所においては、石炭法、消防法等関係法令に定める保安管理に関する責務のほか、危険源の把握に努め、危険要因を除去するための対策を積極的に進めるとともに、次の事項の徹底を図る。

1 平常時の事故災害に対する予防対策（特定事業所）

(1) 自主保安体制の確立

過去の事故事例等を参考に危険物施設等の潜在的危険性を把握するとともに、それらを基に施設の保全を行う。

また、全従業員に保安管理の意義を良く理解させ、関係法令に定める保安管理に関する業務を遂行する。

ア 予防関係規程の整備等

(7) 石炭法関係

防災規程を整備し、災害の予防と災害発生時の必要な措置を迅速かつ的確に実施できる体制の確立を図る。

（資料第4「防災規程作成指針及び概説」P109）

(4) 消防法関係

法令に基づく消防計画、予防規程に加え、必要な社内規程等を整備し、自主保安体制の確立を図る。

(7) 労働安全衛生法関係

通常時の体制に加え、交代勤務の各直における安全管理者等の適正配置、宿直及び日直勤務体制の整備などにより、労働災害の発生を未然に防止するとともに、異常事態の発生に際し、早急に的確な措置が行えるよう安全衛生管理体制の確立を図る。

イ 保安管理の徹底

保安管理に係る情報を全従業員にフィードバックする体制を整備し、保安管理の徹底を図る。

ウ 施設、設備等の保全

(7) 危険物施設、特定防災施設等の検査（点検）及び整備

危険物施設、特定防災施設等については、法令に定める基準に基づき、定期的に点検し、計画的な整備を行う。また、下請業者に業務を委託する場合においても主体的に安全管理、施工管理及び検査管理を行う。

(4) 防災資機材等の点検及び整備

防災資機材等については、法令等に定める基準に基づき、次のとおり定期的に点検し、計画的な整備を行う。

- a 外観点検、機能点検、総合点検を定期的に行う。
- b 点検は、防災資機材等の種類、点検区分等に応じて定期的に点検し、計画的な整備を行う。
- c 点検は、防災資機材等についての所要の知識・技能等を有し、かつ点検に係る教育を受けた防災要員が従事する。
- d 点検の結果、不良箇所が見出された場合は、防災資機材等に係る技術上の基準又は所要の機能性能等を満たすために調整、補修、オーバーホール等を行う。

エ 運転管理の徹底

危険物施設等の安全運転を確保するため、日常運転については、次の事項を遵守し、管理の徹底を図る。

(7) 運転管理等に関する規則、基準等の整備

- a 運転管理、運転操作、非定常操作等に関する規則・基準を実践的で常に活用し易いように簡潔な形で整備

(4) オペレーターに関する事項の徹底

- a 任務分担の明確化
- b 運転に関する知識・技術の習熟
- c 適切な安全管理

(7) 誤操作防止の徹底

- a 現場操作とコントロールルームとの操作上の連絡調整
- b コントロールルームにおける遠隔操作状況の確認
- c チェックリストによる現場操作の事前確認
- d 作業指示の伝達、復命、指差呼称等
- e フェイル・セーフ・システム、インターロックシステム等による重要部分の操作に係る危険防止措置
- f ダブルチェック、立会制度等の採用

(4) パトロール及び点検の徹底

- a パトロール及び点検の徹底
- b 記録及び報告の徹底

オ 緊急時対策の確立

火災、爆発、石油等の漏えい又は流出等の際には、当該施設を緊急停止するほか、災害の拡大防止のための作業が即時に行えるよう、緊急時対策の確立を図る。

このため、次のような措置をとる。

- (7) 緊急措置基準の整備と習熟
- (イ) 行動基準の整備と習熟
- (ロ) 指揮系統の確立と責任の明確化

異常現象発生時における防災管理者・副防災管理者の全体統括を明確にする、情報伝達マニュアルを整備するなど、情報伝達体制を強化する。

カ 火気管理の徹底

日常使用する火気等の取扱いについて、従業員等の遵守すべき事項を定めるとともに、その内容について教育を実施し、周知の徹底を図る。

- (7) 火気等の使用制限に関する事項
- (イ) 一時的な火気の使用及びその変更などの承認者及び承認事項
- (ロ) 火気等の使用時の遵守事項
- (エ) 工事等を行う者の遵守事項
- (オ) その他防災上必要な事項

キ 保安パトロールの徹底

次の事項を遵守して、危険物施設等の保安パトロールを実施し、異常現象の早期発見と迅速適切な応急措置をとる。

- (7) パトロール計画の整備
- (イ) 点検・監視の徹底
- (ロ) 記録及び報告の徹底

(2) 施設等の適正配置

施設等については、安全確保、延焼防止等を考慮して、保安上適正に配置する。

ア 保安距離

保安対象施設との距離は、消防法等の規定を遵守するとともに、特定事業所の規模・態様、危険物等の種類・量、特定事業所内外の環境条件等を考慮し保安上、有効な距離を確保する。

イ 装置等の適正配置

装置等については、その施設の危険性や防災活動の円滑化を考慮して配置する。

(3) 危険物施設の新設等における安全性の確認

危険物施設の新設、変更に際しては、法令基準を遵守し、安全性の向上に努める。

(4) 特定事業所とその他事業所間の協力

特定事業者は、自主的な予防措置を講じるとともに、その他事業所と共同して災害に対処するため、相互の協力関係の確立を図る。

(5) 安全思想の啓発普及

常に、事業所内で作業に従事する者に対し安全思想の普及啓発を図る。

(6) 事故原因の調査研究

災害が発生した場合、速やかに原因等を調査研究し、再発防止に努める。

2 海上災害に対する予防対策（特定事業所）

タンカーからの燃料受入れ及び停泊については、港長の監督・指導等に基づき許可又は指定を受けるとともに、危険物専用岸壁を初めて使用する場合又はその承認事項に変更がある場合は、あらかじめ港長の承認を得る。燃料受入れ作業に当たっては、陸側と船側との間で緊密な連携を図り、災害の未然防止に努める。

- (1) タンカーからの燃料受入れ時は、オイルフェンスの展張準備等、防除資機材の配備を完全に行うとともに、監視体制を強化し、油流出災害等の防止に努める。
- (2) 必要に応じて警戒船を配備し、接近する船舶を監視するとともに、火災、爆発の防止、流出油の早期発見・早期処理に努める。

3 地震災害に対する予防対策（特定事業所）

危険物施設等については、法令に定められた技術基準等に基づき地震対策を実施するとともに、災害予防対策について調査、検討を行い、事業所の特性にあった対策を実施する。

(1) 地盤特性の把握

地盤の卓越周期及び液状化の可能性の有無を分析・評価し、危険物施設等の耐震補強等に反映させる。

(2) 耐震性の確保

ア 危険物施設等の新設、変更に当たっては、消防法に基づき十分に耐震性を確保する。

イ 建設後、長期間経過している施設については、その後の経年劣化を考慮し、定期的な検査の実施により強度の不足する箇所を発見し、補強を行うことにより耐震性を強化する。

ウ 防油堤については、破損を起こさないよう耐震化を図るとともに、地震時も含めた地盤支持力、滑動、転倒に対する安全性の確保等の措置を実施する。

エ 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクは、次のようなスロッシング対策により適合を図る。

(ア) ポンツーンの構造強化等の機能の確保

(イ) タンクの付随設備等と衝突防止対策の徹底

(ロ) タンクシールの適正な機能確保

(ハ) スロッシングによる溢流いつりゅうの可能性がある場合は、自主管理油高（上限）の運用を見直す。

オ 危険物配管は、緊急遮断装置や安全装置を設置する。

カ 危険物配管については、フレキシブルチューブの採用など貯蔵タンク本体と配管との接続部及び配管間の接続部が損傷を受けることのないよう耐震化を図る。

また、消火用配管についても、損傷を受けることのないよう耐震化を図る。

(3) 異常検知装置、安全装置等の信頼性の向上

漏えい検知器、緊急遮断装置等は、有効に作動するよう所要の措置をとる。

ア 運転室から遠隔操作できる緊急遮断弁を設置する。

イ 施設の運転を緊急停止しても安全上に問題がない場合には、地震計に連動した

緊急遮断弁を設置する。

ウ 運転の緊急停止が安全に行えるよう、設備のブロック化等の措置をとる。

エ 危険物配管は、緊急遮断装置や安全装置等によるブロック化を積極的に進める。

オ 危険物や高圧ガス等を扱う設備は、窒素パージなどユーティリティ施設の多重化や、漏えい検知装置の設備や感震器と連動させることなどにより、安全に緊急停止できるシステムを導入する。

カ 自動制御装置、緊急遮断装置等は、フェイル・セーフ構造とする。

(4) 防災活動の強化

ア 消火設備及び泡消火薬剤の充実、防災要員の迅速な参集体制の確立を図る。

イ 想定される災害の態様に応じた応急活動体制の確立を図る。

(5) 非定常時の緊急措置基準の整備

ア 緊急停止基準等の整備

イ 運転設備、緊急措置設備等の耐震性の定期点検の記録

ウ 地震発生後の緊急点検実施のための「地震発生後の緊急時点検基準」の整備

エ 緊急用資機材、車両等の定期点検及び整備

オ 復旧用資機材等の定期点検及び整備

カ 非常用自家発電燃料、災害対応車両用燃料の確保

キ 非常用食料、飲料水の備蓄

ク 防災関係書類及び保管場所の整備

ケ 緊急避難場所の整備

コ 従業員等の待機・帰宅等の方針の整備

4 津波・高潮災害に対する予防対策（特定事業所）

浸水が予想される場所においては、津波・高潮によって生じる災害の未然防止を図るため、災害予防対策について調査、検討を行い、事業所の特性にあった対策を実施する。

(1) 津波による危険物施設等被害の軽減

ア 危険物施設等が、津波や津波に伴う浮遊物等により損傷、破損又は流失しないよう保護する。

イ 危険物施設等の浸水を防止するよう措置する。

ウ 電気設備等の事業活動に重要な設備の浸水を防止するように措置する。

エ 発災時の電源を確保するため、非常用電源の浸水対策を実施する。

オ その他必要と考えられる軽減措置を講じる。

(2) 津波によるタンカー被害の防止

係留中のタンカーの被害及び事業所の栈橋、危険物施設等の破損、損傷等を防止するため、タンカーが迅速に沖合退避できるよう、実効的な緊急離栈又は安全に係留継続できる措置を講じる。

(3) 高潮災害予防対策

津波対策に準じた災害予防対策を図るとともに、高潮の発生が予想される場合には、気象情報の収集を強化し、車両を想定される浸水深より高い場所に移動するな

どの浸水対策を講じる。

第2節 特定防災施設等・防災資機材等の整備

特定事業者は、人命の安全を確保し、災害の影響の最小化を図るため、以下の対策を進めるなど、災害応急活動に必要な特定防災施設等・防災資機材等の整備を充実強化するとともに、適切に維持管理する。

特定事業者は、特殊な災害への対応力を強化するとともに事故現場での危険性を低減するため、高度な資機材の導入を図る。

また、特別防災区域全体の防災体制を有効に機能させ、関係者間の幅広い情報共有を図るため、インターネット、衛星通信、無線通信等の情報通信技術（ICT）を活用し、併せて情報通信ネットワークの多様化、多重化を行う。

1 特定事業者の対策

- (1) 法令に定める基準により次の特定防災施設等を整備する。

ア 消火用屋外給水施設

特定事業所に係る自衛防災組織の化学消防車等に、消火用の水を供給するために設置されるものである。

イ 非常通報設備（無線設備又は有線電気通信設備）

特定事業所における火災、石油等の漏えいその他の異常な現象の発生について、直ちに消防機関等に通報できるよう、特定事業所に設置するものである。

- (2) 次の防災資機材等を整備する。

ア 甲種普通化学消防車、普通高所放水車、泡原液搬送車、放水銃等、泡消火薬剤

イ オイルフェンス、オイルフェンス展張船等海上漏えい対策用資機材

- (3) 法定資機材以外に、災害の規模及び態様に応じた各種救出・救護資機材、漏えい対策用資機材、連絡通信用資機材、照明用資機材、工具器具類、機械類等を整備する。

- (4) 東京都防災行政無線等の通信設備を整備する。

- (5) 通報に使用する電話回線は、災害時優先通信の指定を受ける。

第3節 防災教育・訓練

特定事業者は、単独又はその他事業所と協力して、防災意識の高揚及び実践的な技能の向上を図るため、先進事例の共有により、従業員の意識や技能をレベルアップするなど、効果的な防災教育、防災訓練を実施するものとする。

また、特定事業者は、防災管理者（第1種事業者にあつては、副防災管理者を含む。）に対し、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に関する能力の向上に資する研修の機会を与えるものとする。

防災要員に対する教育・研修については、「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト^{*1}」や「石油コンビナートにおける事故分析を踏まえた事故防止の手引き^{*2}」、「自衛防災組織等の防災活動の手引き^{*3}」の活用を図るとともに、必要に応じ外

部の研修機関の活用も検討する。

- ※1 https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/item/topic001_16_kyouiku_text.pdf
- ※2 https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-157/01/bessatul.pdf
- ※3 https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-157/01/bessatu2.pdf

1 防災教育（特定事業所）

年間を通じた教育計画を作成し、一貫性のある実践的な教育を実施し、その充実を図る。

(1) 教育の方法

- ア 視聴覚教育用教材による事故事例の学習
- イ 研修会、講習会等への積極的な参加
- ウ 学識経験者からの知識の修得
- エ 小集団活動での学習

(2) 教育の内容

- ア 防災・保安関係法令
特定事業所に適用される関係法令に関する知識
- イ 防災規程等
防災規程、防災本部等についての具体的な内容に関する知識
- ウ 理化学の基礎知識
燃焼、火災、爆発の基礎概念・現象、危険物質の種類と特性、消火原理・方法等に関する知識
- エ 事業施設の基礎知識
特定事業所に設けられる貯蔵施設、出荷施設、連絡導管等に関する知識
- オ 特定防災施設等の構造、機能、維持管理等に関する知識
消火用屋外給水施設及び非常通報設備に係る設置の目的、構造、機能、維持管理方法等に関する知識
- カ 防災資機材の種類、構造、機能等に関する知識
甲種普通化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車等の防災資機材等の種類、構造、機能等に関する知識
- キ 防災活動要領
災害が発生した場合において、自衛防災組織がとるべき活動事項と対応措置とに関する知識
- ク 地震・津波等に関する知識
地震・津波等自然災害に関する知識及びそれらによって生じる災害に対する予防対策や応急活動に関する知識
- ケ 事例研究
実際に発生した事故や自然災害、ヒヤリハット事例を分析した上での、危険性及び対策に関する知識
- コ その他関連事項
上記ア～ケのほか、当該事業所特有の防災上の留意事項等必要と認められる知識

2 防災訓練（特定事業所）

特定事業者は、従業員の防災技能の習熟及び関係機関との連携強化等を図るため、単独又は共同で、また、シナリオ型だけでなく習熟度に応じてブラインド型とする等計画的に各種の訓練を組み合わせて実施する。

相互の連携を強化するための総合的な防災訓練は、定期的を実施するものとする。

また、訓練の実施後、結果を評価し、必要に応じて、防災組織体制、応急活動内容等の見直し・強化に努めるものとする。

防災訓練の種別と内容とは、次のとおりである。

(1) 防災訓練の種別

ア 基本操作訓練

訓練の基本となる消火設備、防災資機材等の操作を反復して行う訓練

イ 職場別訓練

通報、連絡、応急措置等初期防災活動を各職場で反復して行う訓練

ウ 図上訓練

事業所内にあるタンク等の施設について、石油等の火災、爆発及び漏えい・流出を想定し、立地条件、気象条件等に即した防御計画を作成して、図上で防災活動を検討する訓練

エ 事業所内全体訓練

自衛消防隊の構成員及び従業員が参画し、緊急通報、非常招集、情報収集及び伝達、応急措置等の防災活動等について事業所全体が連携して実施する訓練

オ 合同訓練

防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の中の数機関により実施する訓練

カ 総合訓練

防災関係機関、特定事業所及びその他の事業所が相互に連携を密にして、総合的に実施する訓練

(2) 特定事業所における訓練内容

ア 防災資機材等の操作運用訓練

防災資機材等について、基本操作、応用操作、運用方法等を修得させるための訓練

イ 防災活動訓練

(ア) 自衛防災組織等がとるべき通報、情報収集・伝達、消防機関到着時の報告訓練

(イ) 火災の消火活動、漏えい・流出時の災害拡大防止のための活動

(ロ) 広報、応急救護の防災活動について修得させるための訓練

ウ 地震・津波を想定した訓練

(ア) 地震時の防災活動に関係する人員を迅速に確保するための参集訓練

(イ) 初動訓練、応急措置訓練、通信連絡訓練等、的確な初期防災活動のための訓練

(ロ) 津波警報等の情報収集・伝達訓練

(ハ) 地震発生から津波来襲までの円滑な避難・誘導訓練

エ 高潮を想定した訓練

高潮警報等の情報収集・伝達訓練

オ 規律訓練

規律心を養成するとともに、防災組織としての活動を確実迅速なものとするための基本動作を修得させるための訓練

カ その他防災活動に必要な訓練

第2章 防災関係機関における予防対策

防災関係機関は、特別防災区域における災害の未然防止と発災時の応急措置が迅速かつ効果的に実施できるように特定事業者等に対する指導監督、消防力の整備等あらかじめ講ずべき対策をそれぞれの権能と責任とにおいて実施し、相互の協力により一体的防災対策を推進する。

また、災害状況に応じた業務継続性の確保を図ることにより、石油コンビナート等防災対策の万全を期すことに加え、消防力の増強をはじめとする各種事前対策を総合的に推進する。

第1節 特定事業者等に対する指導監督

防災関係機関は、相互に連携を密にし、特定事業者等に対して、関係法令等に基づき指導・監督を行うとともに、応急対策上必要な事業所情報（可燃性物質・毒劇物等の所在や性状、主な貯蔵取扱施設や防災施設の概要等）を共有する。

また、防災関係機関は、他の特別防災区域で発生した異常現象及び事故、特に特定事業所の類似施設等の事故について、その所管に応じて特定事業者に対し積極的に情報提供を行うよう努める。

1 平常時の事故災害に対する予防対策（防災関係機関）

機 関 名	内 容
東 京 消 防 庁	○ 特定事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、自衛防災組織における防災資機材の整備及び訓練の実施を推進する。 ○ 特定事業所を含む大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するために設置されている東京危険物災害相互応援協議会に対し、同協議会会員の事業所間における相互応援体制の強化及び防災資機材の整備充実について支援する。 ○ 危険物施設について、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置・構造・設備に関する規制と危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制とを行い、特定事業所の安全化を図る。 ○ 予防規程、防災規程等の実効性の確保を図る。 ○ 石災法第40条第1項に基づく立入検査を実施するとともに、東京都地域防災計画大規模事故編第2部第1章第1節第2項「火災予防査察」による立入検査を行う。 ○ 石災法に基づく各種届出等の適正な提出を特定事業者に指導する。
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	○ 自主保安体制を確立させるとともに、関係機関との連絡調整に努め、緊急時における効果的な対策の推進を図る。 ○ 当部管内の高圧ガス製造事業所等に対し、必要に応じ立入検査

機 関 名	内 容
	を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう、指導等必要な措置を行うことにより、災害の予防を図る。
都 環 境 局	○ 関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。 ○ 災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。 ○ 災害を未然に防止するため、対象事業所(製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費)に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。
都 保 健 医 療 局	○ 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業者、毒物劇物輸入業者、特定毒物研究者及び特定毒物使用者に対する立入検査を実施し、危害防止規定の作成、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
大 田 区	○ 東京都環境確保条例に規定する適正管理化学物質を取扱う事業所等に対し、災害に備えた化学物質の適正な管理手法や災害発生時の事業所における初動体制について指導及び助言を行う。 ○ 毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施し、危害防止規定の作成、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置、定期的防災訓練の実施等を指導する。

2 海上災害に対する予防対策（防災関係機関）

機 関 名	内 容
東京海上保安部	○ 危険物積載船舶に対し、危険物の積込み、積替え又は荷卸しを行う時は、港長（京浜港東京区においては東京海上保安部長）の許可を受けるなど法律に基づいた規制を行い輸送の安全化を図る。 ○ 危険物専用岸壁の安全管理指導の徹底を図るほか、危険物積載船に適宜立入検査を行う。 ○ 油又は有害液体物質を輸送する船舶に対し、法律に基づいた資機材の備え付け、機械器具の配備などについて指導を行う。 ○ 船舶への立入検査や関係者に対する海難防止講習会等を通じて海難防止を行う。 ○ 東京港排出油等防除協議会による、流出油等の大規模海上災害の未然防止と、被害の拡大を防止するための流出油防除計画の策定や流出油防除活動とを推進する。
東 京 消 防 庁	○ タンカーによる危険物輸送については、受入れ施設を有する事業所に対して、荷卸中等の事故防止を図るための各種対策の指導を強化する。
都 港 湾 局	○ 監視艇により港内の港湾施設及び水域利用の状況並びに航行安全の確保及び海洋汚染防止等の監視を実施している。

3 地震災害に対する予防対策（防災関係機関）

機 関 名	内 容
東 京 消 防 庁	○ 特定事業所の施設に対する耐震性強化の指導、防災資機材の整備促進、立入検査の実施などを通じて、出火防止や流出防止対策の推進を図る。 ○ 立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。 ○ 東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。 ○ 長周期地震動の影響を受けやすい屋外タンク貯蔵所の浮き蓋を適正に維持管理するよう指導することにより施設の安全性の確保を図る。
都 環 境 局	○ 高圧ガス取扱施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに、定期的な保安検査を行う。また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。 ○ 東京都震災対策条例に基づき、塩素施設、アンモニア施設、液化石油ガス施設等について「東京都高圧ガス施設安全基準」に基づき、配管類や除害設備等について安全性を強化し、過密化した東京の特殊性に合った、法の規制を上回るきめ細かい指導を行う。 ○ 高圧ガス関係事業者が定める防災計画に関する指針等に基づき、自主保安の普及・促進を行う。また、関係業界への自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実を図るための啓発活動を行う。 ○ 高圧ガス施設について、防災計画指針を改正し対象事業所の防災計画を確認するとともに、耐震性能を確認することにより安全性を確保することとした。
都 保 健 医 療 局	○ 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業者、毒物劇物輸入業者、特定毒物研究者及び特定毒物使用者に対する立入検査を実施し、危害防止規定の作成、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
大 田 区	○ 東京都環境確保条例に規定する適正管理化学物質を取扱う事業所等に対し、災害に備えた化学物質の適正な管理手法や災害発生時の事業所における初動体制について指導及び助言を行う。 ○ 毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施し危害防止規定の作成や保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。

4 津波・高潮災害に対する予防対策（防災関係機関）

防災関係機関は、上記予防対策に準じて、関係法令等に基づき特定事業者及びその他事業者を指導・監督する。

今後、手引きの改正等により気候変動の影響を考慮した高潮浸水想定の見直しが行われた場合には、速やかに災害想定に反映する。

第2節 防災資機材等の整備

防災関係機関は、人命の安全を確保し、災害の影響の最小化を図るため、以下の対策を進めるなど、災害応急活動に必要な防災施設・資機材等の整備を充実強化するとともに、適切に維持管理する。

防災関係機関は、特殊な災害への対応力を強化するとともに、事故現場での危険性を低減するため、高度な資機材の研究開発、導入を図る。

また、特別防災区域全体の防災体制を有効に機能させるため、関係者間の幅広い情報共有により、インターネット、衛星通信、無線通信等の情報通信技術（ICT）を活用し、情報通信ネットワークの多様化、多重化を行う。

（資料第5「東京消防庁の防災資機材等」P125）

（資料第6「東京海上保安部の防除資材等常備状況表」P126）

（資料第7「東京都の防災資機材等」P126）

（資料第8「東京空港事務所の防災資機材等」P126）

1 防災関係機関の対策

機 関 名	内 容
警 視 庁	○ 毒物劇物対策として、除染用資機材、ガス検知器、防護服、防毒マスク、空気呼吸器等を整備している。
東 京 消 防 庁	○ 石油コンビナート災害対策として大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等消防車両、消防艇及び泡消火薬剤並びにその他消防用資機材を整備している。 ○ 毒・劇物対策として防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材を整備している。
東京海上保安部	○ 消防用資機材(ガソリンポンプ)、排出油等防除資機材(オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等)等を配備している。

第3節 防災教育・訓練

防災関係機関は、単独又は共同して、防災意識の高揚及び実践的な技能の向上を図るため、先進事例の共有により、各機関構成員の意識や技能をレベルアップするなど、効果的な防災教育、防災訓練を実施するものとする。

1 防災教育（防災関係機関）

災害時における適切な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、防災業務に従事する職員に対し、必要となる防災教育の徹底を図る。

2 防災訓練（防災関係機関）

防災関係機関は、職員の防災技能の習熟、関係機関との連携強化等を図るため、単独又は共同で、また、シナリオ型だけでなく習熟度に応じてブラインド型とする等計画的に各種の訓練を組み合わせる実施する。

相互の連携を強化するための総合的な防災訓練は、定期的を実施するものとする。

また、訓練の実施後、結果を評価し、必要に応じて、防災組織体制、応急活動内容等の見直し・強化に努めるものとする。

防災関係機関における訓練内容

機 関 名	内 容
都 総 務 局	○ 石油コンビナート等防災本部訓練 防災本部は、実際に発生した事故や自然災害の状況を参考に、特別防災区域に係る災害を想定した総合的な訓練を実施する。 訓練では、特定事業者及び防災関係機関の災害対応能力を高め、相互の連絡・協力体制の実戦力をかん養し、その対策の迅速化、的確化を図る。 また、関係機関にて実施する特別防災区域に係る災害対応訓練と併せて実施する等、多様な災害形態を想定し、かつ合理的なものとなるよう実施する。
警 視 庁	○ 警備訓練 突発的の事故等各種災害警備に関する各級幹部の指揮能力の向上と部隊の技能向上を目的として各種警備訓練を実施する。
東 京 消 防 庁	○ 消防訓練 突発的に発生する事故等に対処するため、事故等の規模及び事象に応じた実戦的な訓練想定に基づき消防活動技術の習熟向上を図る。
東京空港事務所	○ 航空機事故訓練 東京国際空港における航空機事故の発生に際し、情報伝達、航空機火災の消火、人命救助、救急医療活動、各種規制等を適切かつ迅速に実施するため、空港内外の関係機関と共に航空機事故対処総合訓練を定期的を実施する。
東京海上保安部	○ 海上防災訓練 「東京港排出油等防除協議会」加入の各機関による情報伝達訓練のほか、油等防除訓練を年1回以上実施する。

第3章 防災に関する調査・研究

特定事業者及び防災関係機関は、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大を防止し、有効かつ的確な防災対策を実施するため、次の調査・研究を必要に応じて行い、得られた知見等について、相互の情報共有に努める。

- 1 特別防災区域に係る災害事例及び被害想定について
- 2 特別防災区域の特殊性に応じた防災戦術について
- 3 防災資機材等の開発について
- 4 その他特別防災区域に係る災害の予防、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急措置及び災害復旧に必要な事項について

第 4 部 災害応急対策計画

第1章 応急活動態勢

特別防災区域に係る平常時の火災、爆発等の事故災害、地震、高潮等の自然災害、流出油等の海上災害、航空機事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の発生及び拡大を防止するため、特定事業者及び防災関係機関は、相互に協力して一体的な応急活動態勢を確立し、災害の防御等応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第1節 石油コンビナート等防災本部の活動態勢

1 活動態勢

(1) 防災本部の組織

P18 第1部第4章第1節第3項（組織図）に同じ

(2) 防災本部の活動態勢

- 情報の収集・伝達、災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整、災害応急対策の実施に関し必要な指示等の防災本部の業務を実施するため、本部長は必要に応じ本部員を招集し、その運営に従事する職員を配置する（別表参照）。
- 防災本部の円滑な運営を図るため、本部長は災害発生時に本部室を設置する
- 夜間、休日等の災害発生への対応は、時間外における災害警戒及び初動態勢の基本方針によるものとし、本部室の態勢が整うまでの間、夜間防災連絡室が本部室の業務を行う。
- 特別防災区域に係る災害が発生した場合において、特別防災区域以外の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるため都又は区に災害対策本部等が設置されたときは、防災本部は、災害対策本部と相互に連絡調整の上、災害応急対策を実施する。
- 防災本部の運営は、本部運営要綱等による。

別表

名 称	区 分
第 1 次 配 置	異常現象等を含む軽易な事故が発生した場合
第 2 次 配 置	災害が発生し、周辺地域へ拡大するおそれがない場合
第 3 次 配 置	災害が発生し、周辺地域へ拡大又は拡大するおそれがある場合

(3) 本部室

- 本部長は本部室を設置した場合、必要に応じ関係機関に対し、本部との連絡に当たる職員（以下「本部連絡員」という。）の派遣を要請するものとする。
- 本部室の業務は本部長により配置された職員及び派遣された本部連絡員が当たる。

- 本部室の所掌事務は次のとおりとし、室長（東京都危機管理監の職にある者をもって充てる。）が統括する。
 - ・ 防災本部の運営に関する事。
 - ・ 情報の収集及び伝達に関する事。
 - ・ 現地本部との連絡調整に関する事。
 - ・ 国及び他の道府県に対する連絡に関する事。
 - ・ 自衛隊に対する派遣要請に関する事。
 - ・ その他本部長が必要と認める事項

第2節 石油コンビナート等現地防災本部

1 設置の基準

現地本部は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該区域内で緊急に統一的な防災活動を実施するために本部長が必要と認めたときに設置する。

2 設置場所

災害の規模、態様を考慮し、現地本部長が適当と認める場所に設置する。

3 現地本部の組織

- 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって構成する。
- 現地本部長及び現地本部員は、本部長が災害の規模、態様を考慮し、防災本部員のうちから指名する。
- 現地本部員は、自己の代理として所属職員を充てることができる。
- 現地本部に現地本部員の属する機関から派遣された現地連絡員を置く。
- 特別防災区域に係る災害に対して、東京航空局東京空港事務所東京国際空港長（以下「空港長」という。）が東京国際空港緊急計画に基づく現地合同対策本部を設置した場合、一体的な防災活動を実施する。

地 区 名	現地本部員
東 京 国 際 空 港 地 区	大田区長 空港長 東京海上保安部長 警視総監 消防総監 知事が必要と認めて指名する本部員

4 現地本部の設置通知

- 本部長は、現地本部が設置された時は、直ちに次の事項を防災本部員に通知しなければならない。

- ・ 設置日時
- ・ 設置場所
- ・ 設置理由（災害の状況）
- ・ 現地本部長及び現地本部員名

5 現地本部の所掌事務

現地本部の所掌事務は次のとおり

- ・ 災害に関する情報の収集、伝達
- ・ 関係機関相互の情報連絡の調整
- ・ 特定事業者及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
- ・ 防災資機材等の調達
- ・ 警戒区域設定の勧告・指示
- ・ 避難の勧告・指示
- ・ 自衛隊の災害派遣要請に関する助言
- ・ 防災本部への情報提供及び報告
- ・ その他本部長が指示する事項

6 廃止

現地本部は、本部長が現地本部長と協議し、災害の危険がなくなつたと認めるとき又は応急対策が完了したと認められるときに廃止する。

第3節 防災関係機関、特定事業者

1 防災関係機関

防災関係機関は、災害時においては、防災本部の防災態勢に則し、それぞれの活動態勢により、災害応急活動を迅速かつ的確に実施する。

機 関 名	内 容
大 田 区	○ 関係機関の協力を得て、区の実施する災害応急活動に必要な活動態勢を整備することとし、その組織は区の地域防災計画に基づく「大田区災害対策本部」の一部又は全部を準用する。 (資料第9「大田区災害対策本部組織図」P127)
警 視 庁	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められた場合は、その規模、態様等から必要により各警備本部を設置して指揮態勢を確立するとともに、所要の部隊を配備する。
東 京 消 防 庁	○ 特別防災区域に火災等の災害が発生し、又は発生のおそれがあると認められる場合には、関係法令及び本計画に基づき、特定事業者及び防災関係機関と協力し、その有する機能を発揮して、地域住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、火災等の災害防除とこれによる被害の軽減を図るための活動組織により、応急対策の実施に当たるものとする。

機 関 名	内 容
東京海上保安部	○ 海上での災害が発生した場合又は発生のおそれがあると認められる場合には、船舶に対する避難勧告、入港制限等の措置を講じ、災害の発生及び拡大の防止に努める。
東京空港事務所	○ 発生した災害に応じて東京国際空港緊急計画に基づく態勢をとり、応急対策を実施する。
そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	○ 上記各機関を除いた防災関係機関は、法及び本計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、各機関が行う災害応急対策が円滑に行われるよう協力するものとする。 ○ そのため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置、サービスの基準等活動態勢を定めておくものとする。

2 特定事業者

特定事業所において異常現象又は災害が発生したとき、当該特定事業所の自衛防災組織は、次の点に留意し、直ちに防災規程に基づき活動するものとする。

- (1) 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の職務については、職責を明確にするとともに、その職務を代行する者をあらかじめ複数選任し、迅速な自衛防災組織等の活動に支障のないよう措置する。
- (2) 防災要員の配置及び防災資機材については、防災活動を迅速かつ的確に実施できるよう適切な場所に配置するとともに、防災要員等に対して周知・徹底する。
- (3) 自衛防災組織等の編成については、資料第 11 のとおり
(資料第 10「三愛オブリ株式会社航空事業部安全管理機構」P128)
(資料第 11「三愛オブリ株式会社航空事業部自衛消防隊組織図」P129)

第2章 情報の収集・伝達

特定事業者及び防災関係機関は、異常現象発生時における機関相互の通信連絡に必要な態勢及び設備の整備を図り、非常の際における応急措置等に必要な情報の収集・伝達に努めるものとする。

第1節 異常現象等の通報

1 異常現象

石災法第 23 条の規定により通報しなければならない異常現象の内容は次のとおりである。

(1) 出火

人の意図に反して発生し、若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

(2) 爆発

化学的変化又は物理的変化により発生した爆発現象で施設、設備等の破損が伴うもの

(3) 漏えい

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏えい。ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあっては数リットル程度）の漏えいで、漏えい範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としない程度のものを除く。

ア 施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの

イ 発見時に漏えい箇所が特定されたものであって、既に漏えいが停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏えいが直ちに停止したもの

(4) 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに附属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏えい等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏えいの発生のおそれなくなったものを除く。

(5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの、地盤の液状化等であって、上記(1)から(4)までに掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

2 異常現象等の通報

(1) 異常現象等発生事業所から東京消防庁への通報

特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該事業所における異常現象等の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、次に定める事項を東京消防庁に通報するものとする。

ア 第1報（消防着信専用電話 119 番）

- (7) 異常現象等の種別
- (イ) 異常現象等の発生場所
- (ロ) 異常現象等の態様
- (エ) 負傷者等の有無

イ 第2報（消防着信専用電話 119 番）

- (7) 火災の延焼方向、流出油の範囲、ガス等の拡散状況等
- (イ) 初動措置の状況
- (ロ) 消防隊の誘導方法
- (エ) 今後実施しようとする応急措置
- (オ) その他必要な事項

(2) 発見者等からの通報

警視庁、東京海上保安部その他の防災関係機関（東京消防庁を除く。）が異常現象等の発生につき、発見者等から直接通報を受けたときは、直ちに東京消防庁へ通報するものとする。

(3) 関係機関への通報

ア 東京消防庁

特定事業所等から異常現象等の通報を受けたときは、直ちに防災本部（都総務局）、警視庁及び東京海上保安部に通報するものとする。

イ 防災本部（都総務局）

東京消防庁からの通報を受けたときは、異常現象等の発生場所、規模、態様等に応じ、関係機関に連絡するものとする。

第2節 情報連絡体制

1 関係機関相互の情報連絡体制の整備

防災関係機関は情報連絡体制を、次のとおり確立する。

機 関 名	内 容
都 総 務 局	○ 東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係機関と情報連絡体制を構築（東京都防災行政無線や可搬型の衛星通信設備による総合的な防災行政無線網

機 関 名	内 容
	の整備) ○ 国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他の道府県等との情報連絡体制を構築 ○ 地震計ネットワークの運用 ○ 緊急地震速報 ^(※1) の利用 ○ 全国瞬時警報システム(J-ALERT) ^(※2) の利用 ○ 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net) ^(※3) の利用 ○ Lアラート(災害情報共有システム) ^(※4) の利用 ○ SNS 分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用
都 各 局	○ 関係機関との情報連絡体制を構築 ○ 関係省庁との情報連絡体制を構築
警 視 庁	○ 関係機関との情報連絡体制の構築
東 京 消 防 庁	○ 各方面本部、管下消防署、消防団及び関係機関との情報連絡のための消防・救急無線等の整備 ○ 画像情報を活用した災害情報収集体制の整備 ○ 震災消防対策システムの運用(震災でない場合は一部機能に制限あり)
大 田 区	○ 防災本部との情報連絡体制を構築 ○ 固定の同報系や移動系の防災行政無線の整備
陸 上 自 衛 隊	○ 都と東部方面隊(東部方面総監部・第1師団司令部)との間の通信基盤の維持
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 都と東京海上保安部間の情報連絡体制を構築

※1 緊急地震速報(警報)

緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。

※2 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム
消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみに於いて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。

※3 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)

総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、国(官邸)と地方公共団体間で緊急情報の通信(双方向)を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能

なお、従来どおりFAXによる情報伝達も並行して行う。

※4 Lアラート(災害情報共有システム)

総務省が全国に普及促進しているもので、ICTを活用して、災害時の避難指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民等に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤

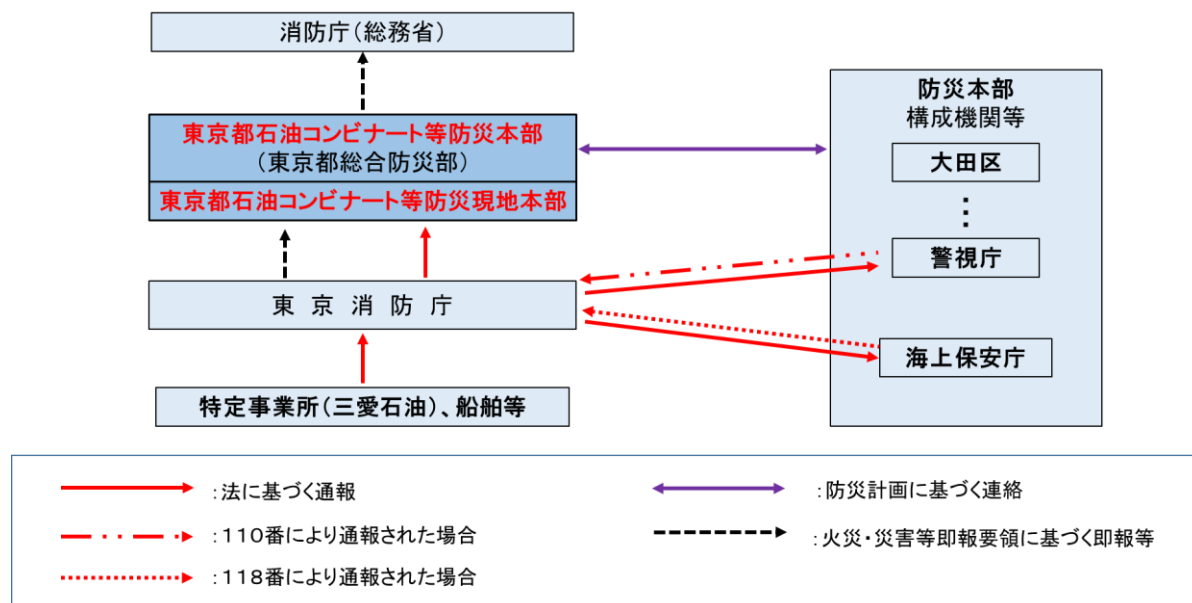
2 指定電話等の報告

特定事業者及び防災関係機関は、機関相互の通信連絡の迅速、確実を期するため、指定電話等を定め、防災本部に報告する。

防災本部は、報告に基づき名簿を作成（又は修正）し、必要に応じて関係機関に送付する。

3 情報連絡系統及び連絡窓口

(1) 情報連絡系統



(2) 連絡窓口

防災本部が作成する名簿のとおり

第3節 災害応急措置の概要等の報告

特定事業者及び防災関係機関は、発生した災害の状況及び実施した災害応急措置の概要等について、防災本部に逐次報告する。

特に事故の初期段階においては、応急対策上必要な情報を把握し、消防機関をはじめ、保安や環境等を担当する関係機関と共有する。

また、応急対策上必要な情報が現場活動を行う関係者に速やかに提供されるよう、特定事業者の協力を得ることができる仕組みを構築する。

1 特定事業者

特定事業者は、災害応急措置の概要等について遅滞なく防災本部へ報告する。

また、応急対策上必要な情報を、現場活動を行う関係者に速やかに提供する。

2 防災関係機関

防災関係機関は、災害応急措置の概要等について遅滞なく防災本部へ報告する。

3 防災本部への報告

(1) 災害情報の収集及び伝達

特定事業者及び防災関係機関は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害時における情報の収集及び交換に努めるとともに、これらの情報を防災本部に報告するものとする。

防災本部は、これらの情報を必要に応じ特定事業者及び防災関係機関に伝達するものとする。

なお、現地本部が設置されたときは、災害及び応急措置に関する情報は現地本部に報告するものとし、現地本部は必要に応じ防災本部に報告するものとする。

(2) 報告事項

報告事項は次のとおりとする。

- ア 災害及び被害の状況
- イ 被害応急措置の実施状況
- ウ 今後予想される災害の規模及び態様
- エ 今後必要とする対策
- オ 災害応急措置につき調整を必要とする事項
- カ 消火用資機材等の応急要請
- キ その他必要な事項

(3) 報告の時期

報告は、おおむね次の基準により行うこととする。

- ア 災害の規模、態様に著しい変化が生じたとき。
- イ 新たな応急措置を必要とするとき、又は実施するとき。
- ウ 応急措置の実施につき、他の機関の応援を必要とするとき。
- エ 応急措置の実施につき、他の機関との調整を必要とするとき。
- オ その他必要と認めるとき。

第4節 災害予警報の伝達

防災関係機関は、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、気象、地象及び水象に関する情報（以下「予警報等」という。）の収集及び伝達を行うとともに、これらの周知徹底を図るものとする。

予警報等の伝達の経路は、予警報の種類に応じて東京都地域防災計画震災編及び風水害編に基づき実施するものとする。

機 関 名	内 容
都 総 務 局	○ 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区及びその他機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、関係のある都各局、区、防災関係機関等に通報 ○ 津波警報及び注意報等について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係のある都各局及び区に通知

機 関 名	内 容
都 各 局	○ 災害原因に関する情報について、都総務局に通報 ○ 都総務局その他機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、所属機関に通報
警 視 庁	○ 警察署長は、災害が発生するおそれのある異常な現象を認知したとき、又は異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、区に通報
東 京 消 防 庁	○ 都総務局からの通報に基づき、消防署等に一斉通報し、各消防署等は、住民等に周知 ○ 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報するとともに、住民等に周知
大 田 区	○ 災害に関する重要な情報又は災害が発生するおそれのある異常な現象について、住民等に周知 ○ 津波警報及び注意報について、住民等に周知
東京海上保安部	○ 船舶に対する津波警報等及び災害に関する情報の伝達・周知
東 京 管 区 気 象 台	○ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、津波、高潮、波浪及び洪水の警報等の関係機関への通知 ○ 気象、地象及び水象に関する情報を関係機関へ提供するとともに、各放送機関等の協力を得て、広く情報提供に努める ○ 災害応急・救助活動や復旧活動を伴う災害が発生した場合、速やかに災害時気象支援資料を作成し、都及び関係区等の関係機関へ提供
N T T 東 日 本	○ 警報の優先取扱い
各 放 送 機 関	○ 災害に関する警報等の周知

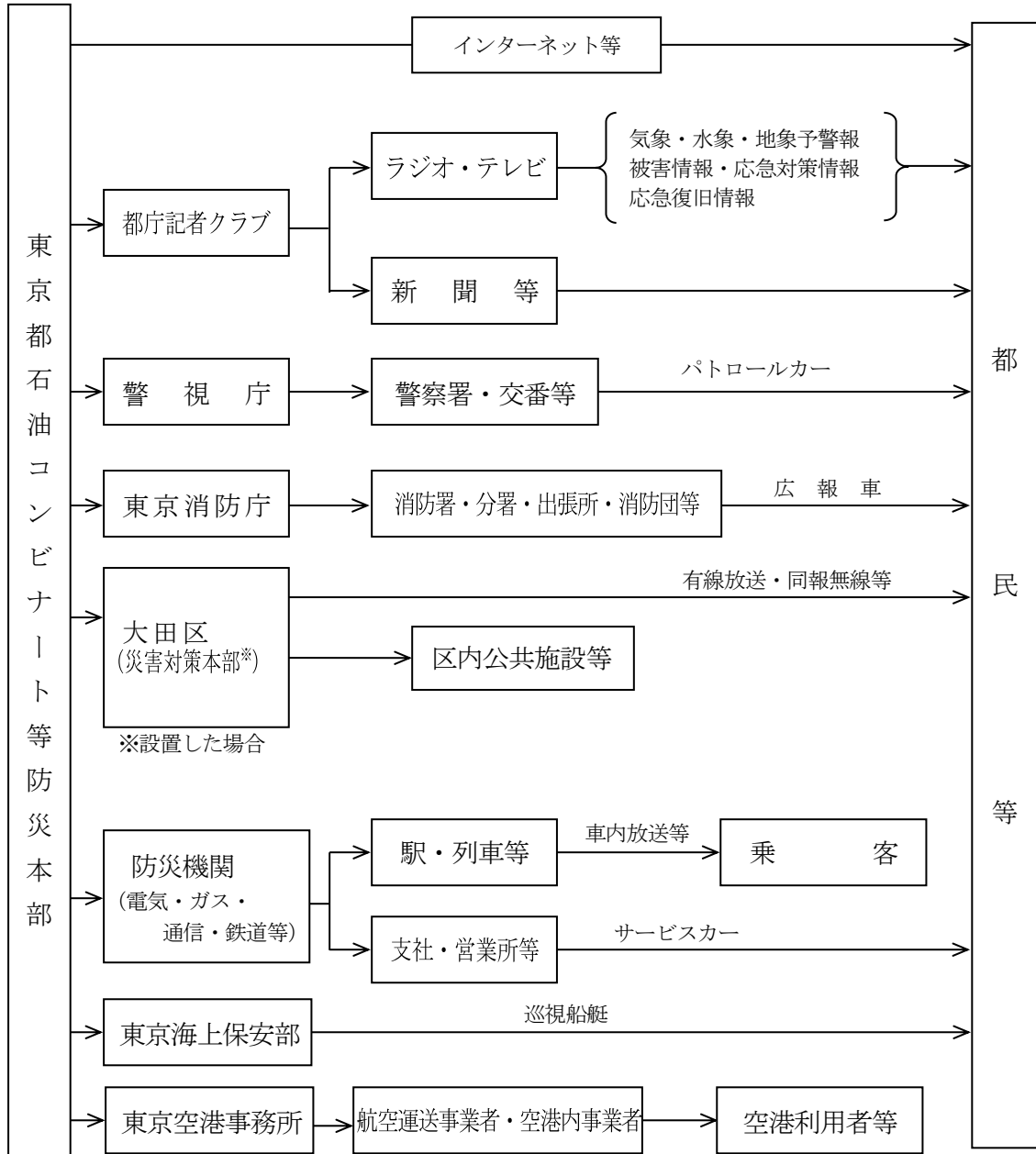
第5節 災害時の広報活動

特定事業者及び防災関係機関は、災害時における各種応急活動の推進、社会的混乱の防止、住民等の不安の払拭等に果たす広報の重要性を認識し、それぞれ連絡調整の上、広報活動を積極的に推進するものとする。特に東京国際空港は海外からの渡航者等空港特有の多数の利用者がいることから、空港関係事業者と連携し、災害情報を伝達する。

また、防災本部は、報道機関と密接な連携を図り、ホームページ、SNS 等の多様な通信手段を用いて、多言語に対応した情報の提供に努めるものとする。

なお、現地本部が設置された場合は、防災本部と調整し、情報の提供を行う。

1 広報活動



2 広報事項

主な広報事項は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
特 定 事 業 者	○ 災害状況及び応急措置について関係機関と連絡を取りながら情報の提供を行う。
防 災 本 部	○ 本部長は必要と認めるときは、関係機関に対し、放送・報道要請手続をとるよう指示するなど、必要な指示又は要請を行う。 ○ 報道機関に対して発表を行う。 ○ 東京都防災ホームページ、東京都防災X（旧 Twitter）、東京都防災アプリなど多様な情報提供ツールを活用し、住民等及び外国人を含めた来訪者に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行う。

機 関 名	内 容
警 視 庁	○ 災害発生時には、各方面本部及び警察署からの報告に基づき、関係機関と協力し、次の事項に重点を置いて、適時活発な広報活動を実施する。 ・ 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動 ・ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ・ 犯罪の防止に関する事項
大 田 区	○ 特別防災区域で大規模な事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、直ちに警察署、消防署その他現地の関係機関と密接な連絡のもと、広報を行う。
東 京 消 防 庁	○ 広報活動 事故等の災害時においては、消防署等において当該災害に関する情報を収集し、現地防災本部等において関係機関と協力し、次の事項に重点を置いて、適時活発な広報活動を実施する。 ・ 被害の状況 ・ 災害活動の状況 ・ 住民等の安否情報 ・ 避難指示の伝達 ○ 広報手段 テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供、消防車の巡回、ホームページ、SNS、消防アプリ等により、時宜広報活動を行う。
東京海上保安部	○ 船舶交通の安全のため必要に応じ、次の事項について広報を行う。 ・ 被災状況及び措置状況 ・ 人命の救助状況 ・ 海上交通及び海上交通規制等の状況 ・ 水路及び航路標識の異常の状況 ・ 航路障害物の状況 ・ 緊急輸送の実施状況 ・ 治安の状況 ・ その他必要な事項
日本放送協会及び民間放送事業者	○ 災害発生時に、住民等が適切な措置を取りうるよう、防災本部等関係機関と密接な連絡を保ちつつ、災害の状況及びその見通しについて迅速、的確な放送を行うものとする。
東京空港事務所	○ 東京国際空港内及びその周辺において航空機事故等が発生した場合、関係機関と調整の上、確認されている事実の公表等、速やかに広報活動を行う。
京 急 電 鉄	○ 災害が発生し、運行に影響がある場合、乗務員は運輸司令からの指示に従うとともに、旅客に対して運行情報（運転状況・運転休止・運転再開、避難誘導等）について車内放送、構内放送、急告看板、HP等を用いて周知を行う。
東京モノレール	○ 旅客に対して各駅の構内放送、車内放送、掲示板等により、運行情報等を伝達する。 また、必要に応じて、報道機関等にも伝達する。

機 関 名	内 容
首都高速道路	○ 災害が発生した場合には、利用者に対しては各種情報板や緊急放送（トンネル内）、巡回パトロールカー等で広報を行う。 また、お客様センター等において一般からの問合せに対応する。

3 避難指示の情報伝達

- 都及び区は、放送・報道要請による対応を行う場合があるほか、住民等に対しマスコミと連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。
- 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。
 - (1) 実施機関
 - 都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社
 - (2) 伝達する情報
 - ア 高齢者等避難
 - イ 避難指示
 - ウ 緊急安全確保
 - エ 警戒区域の設定

4 報道機関への発表

- (1) 防災本部からの発表
 - ア 防災本部からの報道発表は、都庁記者クラブ等において行う。
 - イ 報道機関からの問合せに係る対応は、都政策企画局が行う。
 - ウ 防災本部及び各局の報道発表に関する庁内調整は、都政策企画局が行う。
 - エ 防災本部は、警察、消防、区市町村等から提供された人的被害関連情報の一元的な集約・調整、整理・突合・精査を行い、報道機関への発表を行う。
 - オ 現地本部が設置された場合の報道機関への発表は、防災本部と調整し、状況に応じて現地本部で取りまとめて発表することができる。
- (2) 警視庁・東京消防庁からの発表
 - ア 警視庁及び東京消防庁が収集した被害情報等については、それぞれの庁内記者クラブ等に対して発表することができる。ただし、人的被害等に関する情報については、原則、防災本部が発表した後に必要に応じて発表する。
- (3) その他の防災関係機関からの発表
 - ア 被害状況、施設の復旧等に関する情報は、各防災関係機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて、防災本部においても発表する。

第6節 災害時の放送要請、報道要請

1 放送要請

- 防災本部が行う災害応急対策等についての放送要請は、「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき速やかに行う。
- 放送要請については、都政策企画局が都総務局と協議の上、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、都総務局が各放送機関へ無線一斉通報(音声及び FAX)にて伝達する。
なお、その他については、「災害時等における放送要請に関する協定」及び同協定実施細目の定めるところにより行う。

2 報道要請

- 防災本部が行う災害応急対策等についての報道要請は、「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき速やかに行う。
- 報道要請については、都政策企画局が都総務局と協議の上、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、各報道機関へ要請する。
なお、その他については「災害時等における報道要請に関する協定」の定めるところにより行う。

第3章 災害応急活動

特別防災区域に係る平常時の火災・爆発等の事故災害、地震・高潮等の自然災害、流出油等の海上災害及び航空機事故に対して、特定事業者及び防災関係機関は、緊密な協力体制のもとに災害の状況に応じた効率的な災害応急活動を行い、これら災害に係る被害の拡大防止を図るものとする。

第1節 平常時の事故災害に対する応急活動

特別防災区域では、大量の石油等が貯蔵又は取り扱われており、これら石油等に起因する事故は、大規模災害に発展する可能性があり、かつ、災害応急活動の面において相当の困難が生ずることが予測される。

本節では、人命の安全確保を最優先とした災害の拡大防止と二次災害の発生防止とを図るための基本的事項、応急活動の要領等を定める。

1 火災・爆発に対する応急活動

(1) 特定事業者

ア 活動の基本方針

特定事業者は、特定事業所において火災・爆発が発生した場合、直ちに、東京消防庁に通報するとともに、発災事業所の責任においてその保有する防災資機材等及び人員を最大限に活用し、初期消火活動を優先して実施する。

また、必要に応じ第4部第9章（応援協力・派遣要請）の協力計画に基づく事前計画により協力を得る。

イ 活動要領

特定事業者は、火災・爆発の災害が発生した場合、当該被害の拡大及び二次災害の発生を防止するため、次の要領により災害態様に応じた防御活動を実施する。

なお、防御活動上の一般原則は、次のとおり。

- (ア) 速やかに発災箇所の確認を行い、装置の緊急停止及び消火設備の活用等災害の拡大防止を図る。
- (イ) 自衛防災組織による応急活動を開始するとともに、必要により、相互応援協定に基づく要請を行う。
- (ウ) 公設消防隊が到着した場合、必要な情報の提供を速やかに行うとともに、自衛防災組織は公設消防隊の指揮のもとに連携して災害応急活動を行う。

(2) 東京消防庁

ア 活動の基本方針

特別防災区域において火災・爆発の災害が発生した場合、大規模災害に発展する要因を有していることから、東京消防庁は、防災活動の中核的機能の役割を果たすべく関係機関との緊密な協力のもとに、積極的な消防活動を行う。

救助事象を伴う場合は、災害の規模・態様に関わりなく人命の救出救護活動を

最優先として災害の拡大防止及び二次災害の発生防止を応急活動の主眼とする。

イ 活動要領

特別防災区域における火災・爆発の災害に対応するため、固定消火設備、防災資機材等を有効に活用するとともに、特定事業所の自衛防災組織、その他関係機関の協力体制のもとに、次の要領により災害の拡大を防止する。

- (7) 初動時には、特定事業所の関係者と連絡を密にし、災害の実態、拡大危険、応援措置状況その他必要な情報の報告を受け、状況の確認を行うなど情報収集を徹底して行い、最も適応した活動方針を決定するとともに、消防部隊及び関係機関との防災活動体制を確立する。
- (4) 災害態様の変化に伴い、危険事象を伴うことがあるので、状況を的確にとらえ災害の変化に応じた防御活動を行う。
- (5) 防御活動は、事前計画等の資料を有効に活用し、災害の実態に適応する方法により流出油等の拡大防止、延焼の拡大防止及び火災鎮圧を行う。

(3) 東京海上保安部

ア 活動の基本方針

東京海上保安部は、特別防災区域において火災・爆発の災害が発生した場合、これらの災害が大規模災害に発展するおそれがあるので、関係機関との緊密な連携を保ち、付近海域への災害の拡大防止及び海上災害への未然防止体制の確保を図るものとする。

イ 活動要領

特別防災区域における火災・爆発の災害に対応するため、巡視船艇を有効に活用し、特定事業所の自衛防災組織及びその他関係機関との連携を密接に取り、次の要領により災害の拡大を防止する。

- (7) 災害発生の通報等により、災害の種別、態様、規模等、災害に関する実態を把握し、災害の推移に応じた活動体制を図るため、巡視船艇を災害現場付近海域出動させ、情報収集に当たる。
- (4) 石油等による火災・爆発の災害が区域海上に拡大し、二次災害発生のおそれがある場合、速やかに対策本部を設置して、災害活動体制の確保を図る。
- (5) 海上からの応急活動は、関係機関との活動調整を図り実施する。
- (6) 付近海域における船舶の航行の安全を図るため、必要に応じ、船舶に対する避難勧告、退去命令、又は船舶交通の制限、禁止等の措置を講じる。

(4) 東京空港事務所

ア 活動の基本方針

特別防災区域において火災・爆発の災害が発生し、東京国際空港及びその周辺における地域社会へ重大な影響をもたらす事態又は空港の運用に影響を及ぼす事態に対しては、関係機関の協力のもと東京空港事務所に現地対策本部を設置し、有効な活動を行う。

イ 活動要領

活動の要領は、以下に基づく。

- (7) 東京国際空港緊急計画

- (イ) 東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定(東京消防庁との協定)

2 石油等の漏えい又は流出事故に対する応急活動

(1) 特定事業者

ア 活動の基本方針

特定事業者は、特定事業所において石油等の漏えい又は流出事故が発生した場合、直ちに、東京消防庁に通報するとともに、漏えい又は流出時における被害の軽減及び二次災害の発生防止を図るため、当該事業所の自衛防災組織、防災資機材等を活用して被害の局限に当たるものとする。

イ 活動要領

特定事業所において石油等の漏えい又は流出事故が発生した場合、次の要領により速やかに応急活動を行うものとする。

- (ア) 自衛防災組織による応急活動を開始するとともに、必要により相互応援協定に基づく要請を行う。
- (イ) 原則として装置を緊急停止させ、緊急遮断弁等の閉鎖による応急措置を行う。
- (ロ) 事故発生場所付近の火気使用設備及び電気設備等点火源となるものの使用制限又は禁止の措置を行い、必要に応じて近隣の事業所へ注意喚起する。
- (ハ) 流出事故が発生した場合には、土のう等により流出防止堤を作り、排水口への流出又は海域等への流出を防止するとともに、吸着剤又はバキュームカー等により流出油等の回収処理を行う。
- (ニ) 可燃性ガスの漏えい事故が発生した場合には、噴霧注水により漏えいガスを安全な場所へ導き希釈消滅させる等有効な応急措置を行う。
- (ホ) 公設消防隊が到着した場合、必要な情報の提供を速やかに行うとともに、自衛防災組織は公設消防隊の指揮のもとに連携して災害応急活動を行う。

(2) 東京消防庁

ア 活動の基本方針

東京消防庁は、特別防災区域に石油等の漏えい又は流出事故が発生した場合は、流出油等の拡大防止及び火災・爆発等の二次災害防止を活動の基本とする。

イ 活動要領

- (ア) 特定事業所等からの石油等の漏えい又は流出の通報を受けた場合は、流出油等の種別、量、拡大範囲、応急措置等の災害の事態を確認し、第4部第2章第1節（異常現象等の通報）に基づき、直ちに防災本部（都総務局）、警視庁及び東京海上保安部に必要な事項の通報を行う。
- (イ) 災害の状況により、消防部隊及び必要資機材を事前の出場計画に基づき集中的に運用する。
- (ロ) 人命危険のある救助事象がある場合は、他の活動に優先して救出救護活動を行う。
- (ハ) 火災警戒区域の設定は、第4部第4章第2節（警戒区域）による。
- (ニ) 火災危険の具体的範囲を確定するため、ガス濃度の測定を行う。

(カ) 流出油等の拡大防止

- a 流出量を最小限度にとどめるため配管により抜き取り可能な場合は、他の安全な場所への移送を図るよう指示する。
- b 配管切損等による漏えいについては、元弁遮断等の方策をとるよう指示する。
- c 施設の付帯設備による防止効果が困難な場合は、防油堤内の区画範囲で拡大防止を図り、特に下水溝からの海上流出防止には十分配慮する。

(キ) 流出油処理剤等の散布

流出油等の拡大を防止し、火災危険を防ぐため回収までの間において必要と認める場合は、油処理剤の散布又は消火泡散布作業を行う。

(3) 東京海上保安部

ア 活動の基本方針

東京海上保安部は、特別防災区域に石油等の漏えい又は流出事故が発生した場合は、関係機関と密接な連携を図り、海上への流出拡散の防止活動体制の確保に当たるものとする。

イ 活動要領

- (7) 特定事業所から、石油等の漏えい又は流出の通報を受けた場合、流出油等の種別、数量、流出範囲、応急措置の実施状況を把握し、東京消防庁に必要な事項の通報を行う。
- (イ) 流出油等が海上に及んだ場合の活動要領については、第4部第3章第3節(海上災害に対する応急活動)による。

(4) 東京空港事務所

ア 活動の基本方針

特別防災区域に石油等の漏えい又は流出事故が発生し、東京国際空港及びその周辺における地域社会へ重大な影響をもたらす事態又は空港の運用に影響を及ぼす事態に対しては必要に応じて関係機関の協力のもと東京空港事務所に現地対策本部を設置し、有効な活動を行う。

イ 活動要領

活動の要領は、以下に基づく。

- (7) 東京国際空港緊急計画
- (イ) 東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（東京消防庁との協定）

第2節 自然災害に対する応急活動

地震等による自然災害は、広範囲にわたり、また、災害が複合的に多発することから、これらの災害に対する応急活動は、災害が発生した地域全体を対象とするものである。

したがって、各機関の特別防災区域に対する応急活動は災害地域全体の中における一部として対応することとなる。

また、特定事業者は、これらの自然現象による火災・爆発等の二次災害の発生及び拡

大を防止するため、あらかじめ活動基準を定めて迅速・的確な応急措置を講ずる。

1 地震災害に対する応急活動

(1) 特定事業者

ア 活動の基本方針

地震による災害が発生した場合、特別防災区域に係る火災・爆発及び石油等の漏えい等の二次災害の発生及び拡大を防止するため、自衛防災組織及び応援協定に基づく相互応援等により総力をあげて迅速・的確な応急活動を行う。

イ 活動要領

- (7) 地震に関する情報等の必要な情報の収集及び伝達を特定事業所において定める活動基準によりの確に行う。
- (4) 特定事業所における二次災害の発生及び拡大を防止するため、各施設等の点検、補強又は装置の緊急停止等の必要な措置を的確に行う。
- (7) 地震の発生に伴う石油等の漏えい及び火災等の災害が発生した場合は、第4部第3章第1節（平常時の事故災害に対する応急活動）による。

(2) 防災関係機関

ア 活動の基本方針

- (7) 都全域又は比較的広範囲に地震による災害が発生した場合は、東京都地域防災計画震災編に定めるところにより、総力をあげて応急活動を行うものとする。
- (4) 火災が多発し大きな人命危険が予想される場合は、あらゆる手段を活用して出火防止及び初期消火の徹底を図るとともに、避難の安全確保、重点的な火災防御等の応急活動を行う。

イ 活動要領

- (7) 地震による災害が都全域又は比較的広範囲に及ぶ場合は、東京都地域防災計画震災編各章【応急対策】により応急活動を行う。
- (4) 地震による災害が特別防災区域に限定される場合は、第4部第3章第1節（平常時の事故災害に対する応急活動）により応急活動を行う。

2 津波・高潮災害に対する応急活動

(1) 特定事業者

ア 活動の基本方針

第4部第3章第2節第1項（地震災害に対する応急活動）に定める活動方針による。

イ 活動要領

- 第4部第3章第2節第1項（地震災害に対する応急活動）に定める活動要領によるほか、当該地域に係る二次災害を防止するため、次の事項を行うものとする。
- (7) 災害状況により従業員、請負業者等の避難を実施する。
 - (4) 燃料受入れ作業の中止、船舶の離岸、安全な場所への避難等の措置を実施する。
 - (7) 石油等の流出防止及び浸水が想定されない場所へローリーを移動させるなど

災害を最小限に防止するための応急措置を迅速・的確に実施する。

(2) 防災関係機関

ア 活動の基本方針

高潮等の災害の様相によっては、護岸を越えるおそれもあるので、台風等に対する気象状況に注意し、関係機関相互の連絡を密にするとともに、東京都地域防災計画風水害編に定める「水防対策」、同震災編に定める「津波等対策」に基づき応急活動を実施する。

イ 活動要領

- (7) 特定事業所に対し、施設の点検、補強、装置の停止、荷役作業の中止その他二次災害の防止のため必要な応急措置について指導する。
- (4) その他高潮に対する必要な応急活動を実施する。

第3節 海上災害に対する応急活動

特定事業者及び防災関係機関は、特別防災区域に係る石油等の流出及び火災による海上災害が発生した場合、密接な連携のもとに、人命の救出、流出油の除去及び拡散の防止、消火及び延焼の阻止等災害の拡大防御に当たり、迅速・的確な応急活動を実施するものとする。

1 流出油に対する防除措置

(1) 活動の基本

- ア 火災発生の高危険性の高い流出油の場合は、二次災害発生の防止に重点を置き、流出油の拡大防止・防除措置をとる。
- イ 比較的火災の高危険性が少ない重油等の流出油については、火気に留意するとともに、沿岸施設、港湾施設への拡散防止及び回収に重点を置き、応急活動を実施する。

(2) 流出油防除措置

ア 流出油発生時における関係機関の取るべき措置は次のとおりとする。

機 関 名	内 容
特 定 事 業 者	1 災害発生時の通報 第4部第2章第1節（異常現象等の通報）により、直ちに、東京消防庁へ通報 2 災害状況等の情報提供 適宜、東京海上保安部、東京消防庁へ情報提供 3 海上への流出防止措置 (1) オイルフェンスの展張等による拡散の防止 (2) 損壊箇所の修理等、油の流出の防止 (3) 他のタンク等への残油の移送 (4) 油の回収 (5) 他の船舶への残油の移替え

機 関 名	内 容
	(6) その他の流出油防除措置 4 負傷者等の避難、誘導、救出、救助措置（関係機関と協力） 5 火災第二次災害の防止及び隣接事業所相互援助協定事業所等への協力要請 6 防災資機材の調達
都 港 湾 局	1 災害通報により監視艇の出動 2 出動船艇による流出油の防除措置（海上保安部の船艇に協力） (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着剤による回収 3 負傷者等の避難、救出、救助措置（関係機関と協力）
警 視 庁	1 災害現場の情報収集及び警戒（災害通報により、警備艇が出動） 2 負傷者等の避難、誘導、救出救助（関係機関と協力） 3 防災資機材の輸送
東 京 消 防 庁	1 特定事業者等から災害発生の通報を受けたときは、第4部第2章第1節（異常現象等の通報）により防災本部（都総務局）、警視庁、東京海上保安部に通報 2 災害現場の情報収集、海面流出油の警戒及び拡散状況の調査（災害通報により消防舟艇が出動） 3 出動船艇による流出油の防除措置（海上保安部の船艇に協力） (1) オイルフェンスの展張 4 負傷者等の誘導、救出、救助措置（関係機関と協力） 5 火災等二次災害の防止のため、関係機関と協力し、住民等の退去、火気使用の禁止等を広報
東京海上保安部	1 災害発生等の情報を入手した場合は、第4部第2章第1節（異常現象等の通報）により東京消防庁へ通報 2 入手した情報については、巡視船艇等を派遣し現場の確認をするとともに、関係機関へ通報 3 必要に応じ、初動防除措置を行うよう防除義務者を指導 4 出動船艇による流出油の防除措置（関係機関と協力） (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着剤による回収 (3) その他の流出油防除措置 5 負傷者等の避難、誘導、救出、救助措置（関係機関と協力） 6 出火等二次災害を防止するための措置 (1) 付近の停泊船舶及び航行船舶に対し、火気使用の禁止・沿岸地域に対し火気注意の呼び掛けを実施 (2) 必要に応じ、船舶に対する避難勧告又は退去命令 (3) 必要に応じ、周辺海域における船舶交通の制限又は禁止措置 7 防災資機材の調達

イ 流出油防除活動要領

東京湾排出油等防除計画により実施する。

2 火災発生に対する措置

特定事業者及び防災関係機関は、海面火災、船舶火災等の火災が発生した場合は、沿岸施設及び他の船舶への延焼防止に重点を置き活動するものとし、第4部第3章第1節（平常時の事故災害に対する応急活動）によるほか、次のような火災防除措置を取るものとする。

(1) 特定事業者

ア 自衛防災組織等により、企業の保有する消防能力を活用して、消火及び延焼防止活動を行う。

イ 火災発生場所の周囲の火気の遮断、石油等の漏えい、流出の防止及び火災発生船舶の移動等災害の拡大防止を図る。

ウ 海上保安機関、消防機関の到着後にあつては、当該機関の指示を受けて、災害拡大防止活動に当たる。

(2) 警視庁及び都港湾局

東京海上保安部等の要請により、災害拡大防止活動の応援に当たる。

(3) 東京消防庁

ア 沿岸施設、船舶等への延焼防止を図る。

イ 被害の拡大防止のため、関係機関との連携を密にした活動を実施する。

ウ 沿岸住民等、自衛防災組織等に対して、被害の拡大防止措置の指示をする。

(4) 東京海上保安部

消火及び延焼拡大防止活動を行うとともに、関係機関と連絡を密にして災害拡大防止活動に当たる。

第4節 航空機事故における災害応急活動

航空機事故災害時、関係機関は被災者の救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

1 航空機事故に対する応急活動

(1) 東京消防庁

ア 活動体制

東京消防庁の出場計画等により対応する。

イ 活動の協定及び計画

(7) 東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（東京空港事務所との協定）に基づき、消火救難活動を実施する。

(4) 東京国際空港緊急計画に基づき、消防活動等を実施する。

(2) 都港湾局

ア ヘリポート等及びその周辺の航空機事故に対しては、関係機関（警視庁・東京消防庁、区等の関係機関）の協力のもとに管理事務所内に現場指揮所を設置し、有効な活動を行う。

- イ 救助船舶の岸壁使用について、優先的使用ができるよう必要に応じ、他船舶の移動、接岸の制限を行う。

(3) 東京空港事務所

- ア 東京国際空港及びその周辺の航空機事故に対しては、必要に応じ関係機関の協力のもと東京空港事務所に現地対策本部を設置し、有効な活動を行う。

- イ 活動の要領は、以下に基づく。

- (7) 東京国際空港緊急計画

- (4) 東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（東京消防庁との協定）

(4) 東京海上保安部

航空機事故が発生した場合、東京空港事務所を始めとする関係機関との緊密な連携と協力により、以下の活動を迅速・的確に実施する。

- ア 情報収集及びその提供

- イ 負傷者の救出救助

- ウ 救急医療活動に対する支援

- エ 事故による火災の消火活動

- オ 付近海域航行船舶の交通整理及び避難誘導

- カ 事故現場海域の証拠保存及び周辺海域の警戒

第4章 警備交通規制

特別防災区域に災害が発生した場合は、社会的混乱や交通混乱の発生が予想される。このため、住民等の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防及び取締り、交通秩序の維持及びその他被災地における治安の維持に万全を期する必要がある。

第1節 警備対策

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、住民等の生命、身体の安全を確保し、犯罪の予防、取締り及び海難防止その他公共の安全と秩序の維持に努める。

1 警視庁

(1) 警備方針

- ア 災害発生のおそれがある異常な現象が発生した場合は、迅速に警備態勢を整え、異常な現象の実態を把握し、その状況に応じた警戒区域の設定、交通規制等を行い、関係機関と協力して災害防止に当たる。
- イ 災害が発生した場合には、人命の救出・救護に努めるほか、現場広報を活発に行い、避難誘導、交通規制等を実施し、住民等の生命、身体及び財産の保護及び被災地における秩序の維持に当たる。

(2) 警備態勢

- ア 災害発生のおそれがある異常な現象が発生した場合は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害対策活動を推進するとともに、早期に警備態勢を確立して、情報の収集、避難誘導、救出救助等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。
- イ なお、災害が発生した場合は、災害の規模等に応じて、各級警備本部を設置して警備に当たる。

2 東京海上保安部

(1) 警備方針

- ア 災害発生のおそれがある異常な現象が発生した場合、迅速に警備態勢を整え異常な現象に対処するため、正確な情報の収集、情報の分析を行い、警戒区域の設定、海上交通規制を行い、関係機関と協力して災害防止に当たる。
- イ 災害が発生した場合、海域における人命の救助、救護に努めるほか、的確な情報の収集、分析に努め、海域における広報活動及び警戒区域の設定、海上交通の規制等を実施して、住民等の生命及び財産の保護に当たるほか、海上における秩序の維持に努める。

(2) 警備態勢

災害が発生した場合、巡視船艇を配備し、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における人命及び財産の保護等の業務を統一かつ強力に推進する。

第2節 警戒区域

災害が発生し、又は災害がまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があるとき、又は現場での防災活動を円滑に行う必要があるときは、関係機関は協力して警戒区域を設定する。

1 警戒区域設定の原則

警戒区域は、原則として次の場合に設定する。

- (1) 火災の発生又は石油等の流出若しくは爆発等により住民等の生命又は身体に危険が予測される場合
- (2) その他、住民等の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められる場合

2 各機関による警戒区域の設定

各機関が行う警戒区域の設定は、次のとおりである。

(1) 大田区

区長は、住民の生命若しくは身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警視庁

災害現場において、区長若しくはその職権を行う区の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を区長に通知する。

(3) 東京消防庁

ア 現場指揮本部長は、災害現場において、消防法第23条の2に定める火災警戒区域の設定が必要と認めたときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域からの退去を命じ、又は当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限するものとする。

イ 現場指揮本部長は、火災発生時、現場における消防活動及び火災調査を円滑に遂行するため、消防法第28条に基づき、必要な区域に消防警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者の当該区域からの退去を命じ、又は当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限するものとする。

(4) 東京海上保安部

港長は、必要に応じて、船舶に対する避難勧告又は退去命令、火気の使用禁止等を講ずる。

第3節 交通規制

特別防災区域に係る災害が発生したときは、被災地の道路及び関連道路並びに被災地

周辺海域の交通、航行の情報収集に努め、交通混雑を防止するとともに、関係機関の防災活動が円滑に行われるようにするため、交通及び航行について必要な規制及び整理を行う。

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 交通規制を実施 ○ 緊急通行車両等の確認
都 財 務 局	○ 緊急通行車両(都交通局、都水道局及び都下水道局に属する関係車両を除く都関係車両)等の確認
東 京 消 防 庁	○ 緊急通行車両(所管関係車両)等の確認
東京海上保安部	<海上交通規制> ○ 航行情報の収集伝達 ○ 船舶交通の制限又は禁止
東京空港事務所	<航空交通規制> ○ 必要な保安措置及び航空事故防止措置その他応急救護活動等の措置を実施 ○ 航空輸送基地(東京国際空港)の確保 ○ 必要に応じて飛行管制措置の実施

1 警視庁

<道路交通規制>

(1) 交通情報の収集と交通統制

交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事(本部長)に通報する。

隣接県に通ずる国道その他の幹線道路については、関係県警察本部と連携を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

(2) 交通規制

被災地及びその周辺を管轄する警察署長及び高速道路交通警察隊長は、被災地域への一般車両の通行禁止、道路における危険防止、交通の安全と円滑を図るため、通行禁止等の交通規制を実施する。

(3) 緊急交通路の確保等

被災地及びその周辺道路が緊急交通路として指定された場合には、災害応急対策等が的確かつ円滑に行われるようにするために、検問所等を設置し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は、制限する。

(4) 緊急通行車両等の確認

災害対策基本法に基づく交通規制を実施した場合、一般車両の通行が禁止され、又は制限され、緊急通行車両(災害対策基本法第76条第1項に規定するものをいう。)及びイに規定する規制除外車両(以下これらを「緊急通行車両等」という。)を優先して通行させる。

緊急通行車両等であることの確認は、警視庁本部、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊本部及び交通検問所で行う。

ア 緊急通行車両

- (7) 災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策に従事する者又は同対策に必要とされる物資の緊急輸送を行う車両
- (4) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に定める緊急自動車

イ 規制除外車両

- (7) 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認める車両

ウ 確認手続等

(7) 災害発生前の確認

災害時に緊急通行車両等として使用される計画がある車両については、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に確認申出を行うことで都公安委員会から緊急通行車両等の標章及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けることができる。

(4) 規制除外車両の事前届出

規制除外車両であることを使用の本拠の位置を管轄する警察署に事前届出を行うことで、「規制除外車両事前届出済証」の交付を受けることができる。

(7) 発災後の緊急通行車両等の確認

a 「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の確認手続

届出済証の提示と「緊急通行車両確認申出書」又は「規制除外車両確認申出書」（以下「確認申出書」という。）を作成させ、実際の行先地等を確認し、緊急通行車両等の標章及び「緊急通行車両確認証明書」又は「規制除外車両確認証明書」（以下「標章等」という。）を交付する。

b 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両等の確認手続

確認申出書を作成させるとともに、その記載内容と疎明資料（契約書、協定書、伝票等）により緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行い、審査結果に基づき標章等を交付する。

2 都財務局

＜緊急通行車両等の確認＞

都所有の車両及び雇上車両並びに業務の委託及び協定等に伴い必要となる車両（以下「関係車両」という。）のうち都交通局、都水道局及び都下水道局に属する関係車両を除く車両の確認は、財務局長が行う。

3 東京消防庁

＜緊急通行車両等の確認＞

所管関係車両の確認を行う。

4 東京海上保安部

＜海上交通規制＞

東京海上保安部は、船舶交通の安全や船舶等に重大な影響を及ぼすおそれのある事

態の発生を知ったときは、速やかに航行及び停泊の制限又は禁止を行う。

5 東京空港事務所

＜航空交通規制＞

東京空港事務所は、空港の使用の可否に応じて、適切な管制措置を実施する。

(1) 東京国際空港が使用できない場合の措置

ア 飛行中の航空機を他空港へダイバートさせるための措置を行う。

イ 人命救助及び緊急物資輸送のために運航しようとする航空機に対しては、飛行場以外の場所であっても離着陸することができるよう便宜を図ることとする。

(2) 東京国際空港が使用できる場合の措置

ア 被災状況に応じ、離着陸可能な航空機を順次運航させる。

なお、運航に当たっては着陸機を優先することとし、着陸の順序は、航空機の残燃料等の状況に応じて臨機応変に措置する。

イ 人命救助及び緊急物資輸送のために運航しようとする航空機に対しては、駐機場、発着時刻等を調整し、当該機を円滑に離着陸させる。

第5章 避難誘導

特別防災区域に災害が発生し、住民等に避難を要する事態が生じたときは、可能な限りの措置をとり、住民等の生命、身体の安全確保に努める必要がある。

第1節 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命又は身体を保護する必要があるときは、必要と認める住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。

1 基準

避難のための立ち退きの指示の基準は、原則として次のとおりである。

- (1) 火災の発生又は石油等の流出若しくは爆発等により住民等の生命又は身体に危険が及ぶと予測されるとき。
- (2) その他、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき。

2 各機関が行う避難指示

各機関が行う避難指示は、次のとおりである。

(1) 大田区

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、区長は、関係警察署長、消防署長等と協議の上、避難指示を発令することができる。この場合、区長は速やかに知事に報告する。

(2) 警視庁

特別防災区域内において、著しく危険が切迫しており、区長が避難指示を発するいとまがないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が住民等に避難を指示する。この場合、警察官は直ちに区長に通知する。

(3) 東京海上保安部

現地において、著しく危険が切迫しており、区長が避難指示を発するいとまがないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、海上保安官が直接住民等、付近船舶の乗組員に対し避難を指示する。この場合、海上保安官は直ちに区長に通知する。

第2節 避難誘導

災害が住民等に及ぶおそれが生じた場合、また、地震による津波の発生が予想される場合や大規模火災による煙の拡散が予想される場合は、身体のを安全を確保するため、関係機関は相互に連携を保ちつつ、迅速な避難誘導を実施するものとする。

1 陸上における避難誘導

避難指示を発令した場合、区は、関係機関の協力を得て、あらかじめ指定された避難場所等へ避難誘導する。また、煙の拡散等の状況に応じ、屋内への避難が相応しいと判断される場合は、住民等を自宅等の屋内に避難させる。

避難の単位は、自治会・町会とする。自治会・町会として組織していない地区については、集合住宅の管理組合等が中心となり、隣接の自治会・町会と行動をともにする。

2 海上における避難誘導

避難指示が発令された場合、東京海上保安部は、必要に応じて付近の船舶に対する退去、移動、避難等の勧告又は命令を行い各信号所の信号指示によるほか、巡視船艇の誘導により秩序ある行動をとらせて船舶を安全迅速に避難させる。

また、区、警視庁、東京消防庁等から依頼があったときは、可能な限り、指定された場所等への巡視船艇による海上輸送に協力する。

第6章 救助・救急

特別防災区域における火災や爆発、石油等の漏えい等の災害が発生したときは、特定事業者及び防災関係機関は連携し、被災者の生命、身体の安全確保を第一に、迅速かつ的確に救出・救助活動を実施する。

各機関が行う活動は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
特 定 事 業 者	○ 災害により負傷者が発生したときは、自衛消防隊の救護班が救出に当たる。 ○ 自社の救護班で対応が不可能な場合は、直ちにその状況を東京消防庁に通報する。 ○ 現場における指揮は、態勢を確立し、明確にしておくものとする。ただし、東京消防庁の出場後は東京消防庁の指揮に従うものとする。
警 視 庁	○ 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 ○ 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ○ 救出救助活動に当たっては、重機类等装備資器材等を有効に活用する。 ○ 東京消防庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。 ○ ヘリコプターを活用し、情報収集、部隊搬送、救助活動等の各種活動を行う。
東 京 消 防 庁	○ 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 ○ 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 ○ 消防隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の対応では困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）を投入する。 ○ 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、消防団等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 ○ 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係機関との情報交換等を行う。 ○ 消防ヘリコプターを活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。
大 田 区	○ 都、その他の関係機関、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 ○ 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
陸 上 自 衛 隊	○ 知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣する。主な活動は次のとおり ・ 被害状況の把握 ・ 避難の援助 ・ 避難者等の搜索援助 ・ 人員及び物資の緊急搬送 ・ 応急医療、救護、防疫など

機 関 名	内 容
東京空港事務所	○ 東京国際空港緊急計画に基づき、関係機関とともに迅速かつ的確に救急医療活動を行う。
東京海上保安部	○ 遭難船及び遭難者の救助は、東京海上保安部所属の巡視船艇が対応するとともに、必要があれば第三管区海上保安本部に要請し、他部署の巡視船艇及び航空機の応援派遣を求める。 ○ 救護を必要とする者については、東京海上保安部と日赤東京都支部との協定により、医師等の派遣を求め、相互に協力するとともに、早急に医療機関に引き渡す必要のあるものについては、直ちにその措置を講ずる。 ○ 被災者の救出対策は、被災者の乗・下船の場所、運送方法等について、都と協議の上、実施する。

第7章 医療救護対策

医療救護は、直接人命を左右するものであり、迅速な活動が要求されるため、各機関は相互に密接に連携をとりながら、負傷者に対する応急措置や災害拠点病院等への搬送など、負傷者等の救護に万全を期するものとする。

第1節 初動医療体制

各機関が行う活動は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
都 保 健 医 療 局	○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 ○ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都災害時小児周産期リエゾンの助言を受け、都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動等を統括・調整 ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣 ○ 区から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 ○ 地方独立行政法人東京都立病院機構のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 ○ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市災害時相互応援等に関する協定等に基づき、応援を要請 ○ 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本 DMAT 等医療救護チームの要請・受入れシステムや医療スタッフ等の受入れ体制を確立し、活動拠点等を確保 (各二次保健医療圏) ○ 基幹災害拠点病院を含む地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京 DMAT の支援を受け、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整 ○ 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援
東 京 消 防 庁	○ 都保健医療局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 ○ 東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施

機 関 名	内 容
大 田 区	○ 災害時における医療救護を一次的に実施 ○ 区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請 ○ 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請
都 医 師 会	○ 都から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、都医療救護班を編成・派遣
都 歯 科 医 師 会	○ 都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、都歯科医療救護班を編成・派遣
都 薬 剤 師 会	○ 都から「災害時の救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があった場合は、都薬剤師班を編成・派遣
日赤東京都支部	○ 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ○ 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 ○ 血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液製剤供給業務を実施
献血供給事業団	○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日赤東京都支部などと協力して行う。
都 看 護 協 会	○ 都から「災害時の救護活動についての協定書」に基づく要請があった場合は、応急救護の実施、衛生材料の提供等、医療救護所等における看護業務を行う。
都柔道整復師会	○ 都から「災害時における応急救護活動についての協定書」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施、衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。 ○ 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施

1 初動医療救護活動

(1) 災害医療コーディネーターの活動

ア 東京都災害医療コーディネーターは、都が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、東京 DMAT、医療救護班等の派遣や医療救護所、医療機関の確保等について都に対して医学的な助言を行う。

イ 東京都地域災害医療コーディネーターは、二次保健医療圏域内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。

(2) 東京 DMAT の活動

ア 東京 DMAT の出場に当たっては、医療対策拠点における東京都地域災害医療コー

ディネーターの支援活動を除いて東京消防庁との連携によることとし、「東京 DMAT 運営要綱」に基づき活動する。

イ 災害発生直後からおおむね 72 時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣する。

ウ 都は、東京 DMAT が効果的な活動を行えるよう、東京 DMAT 指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。

エ 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な指定病院、チーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都保健医療局、東京消防庁と協議の上、決定する。決定に際しては、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めることができる。

オ 都は、災害現場の東京 DMAT との連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京 DMAT に対し、医療資器材等の支援を行う。

カ 都は、東京都地域災害医療コーディネーターの活動を補佐するため、医療対策拠点に、東京 DMAT を派遣する。

キ 他の道府県からの応援 DMAT 及び応援医療救護班の活動状況等について、派遣した当該他の道府県市等へ情報提供する。

(3) 医療救護班等の活動

ア 医療救護班等の活動は、負傷者が多数発生した災害現場等を中心とする。

【医療救護班等の活動内容】

区 分	内 容
医 療 救 護 班	○ 傷病者に対するトリアージ ○ 傷病者に対する応急処置及び医療 ○ 傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定 ○ 死亡の確認及び遺体の検案への協力 ○ 助産救護 ○ その他都と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	○ 傷病者に対するトリアージの協力 ○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療及び衛生指導 ○ 歯科に関する傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定への協力 ○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力 ○ その他都と協議の上、必要と認められる業務
薬 剤 師 班	○ 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

(4) 医療救護活動協力機関の活動内容

ア 都看護協会は、救護所等において、看護業務を行う。

イ 都柔道整復師会は、救護所等において、医師の指示に基づく応急救護を行う。

(5) 職種による色の定め

ア 都は、災害現場における相互認識を高めるため職種による色を定め、災害現場

で活動する際には、この色のユニホームなどを身に付けることとしている。

(赤：医師・歯科医師、緑：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、青：薬剤師、白：臨床検査技師・放射線技師、紺：柔道整復師、黄：事務)

(6) dERU（デルー：国内型緊急対応ユニット）^(※)による活動

ア 日赤医療救護班は、デルーを被災地域へ迅速に搬入・開設し、積極的に医療救護活動を行う。

※ dERU（domestic Emergency Response Unit）

日本赤十字社の緊急仮設診療所設備（大型テント、医療資機材）とそれを輸送する車両及び訓練された要員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称（東京に2基、その他全国に15基）。

2 医薬品・医療資器材の確保

特別防災区域に係る災害により、医薬品・医療資器材に不足が生じた場合には、東京都地域防災計画震災編第2部第8章第5節（医療救護・保健等対策、具体的な取組）に基づき対応する。

第2節 情報連絡・傷病者の搬送体制

1 医療情報の収集伝達体制

- (1) 東京都災害医療コーディネーターが中心となり、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会など関係機関が連携して被害状況、医療機関の活動状況、医療チームの派遣状況などの情報を一元的に収集する。
- (2) 防災行政無線、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用して、医療機関から情報収集を行う。
- (3) 収集した医療情報を区市町村等の関係機関に提供する。
- (4) 各種広報媒体や報道機関等を通じた住民等への広報を行う。

2 負傷者等の搬送

機 関 名	内 容
都 総 務 局	○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
都 保 健 医 療 局	○ 東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保 ○ その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施 ○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
東 京 消 防 庁	○ 搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先医療機関等の受入れ体制を確認し行う。 ○ 負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都保健医療局と連携して行う。

機 関 名	内 容
警 視 庁 陸 上 自 衛 隊 第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送
大 田 区	○ 必要に応じて区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送を行う。

- (1) 都及び区市町村は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。
- (2) 負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて、東京消防庁と都保健医療局が連携して、医療救護班が使用した自動車・ヘリコプター・船舶等による搬送を行う。
- (3) 搬送路を確保するに当たり、防災本部に集まる道路啓開情報を積極的に収集・整理するとともに、警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報を効果的に活用する。

第8章 緊急輸送対策

災害応急活動及び災害復旧に必要な緊急輸送手段の確保を図るものとする。各輸送手段に対する対策内容及び役割分担並びに業務の実施手順並びに詳細な取組内容は、東京都地域防災計画震災編の内容を準用する。

1 輸送車両の確保

地域防災計画震災編第2部第11章第5節第6項（輸送車両の確保）を準用し、車両の調達と配分を行う。

2 船舶の確保

地域防災計画震災編第2部第11章第5節第7項（船舶の確保）を準用し、船舶の調達と配分を行う。

（資料第12「大田区防災船着場一覧」P130）

3 ヘリコプター等の確保

地域防災計画震災編第2部第11章第5節第8項（ヘリコプター等の確保）を準用し、ヘリコプター等の調達と配分を行う。

第9章 応援協力・派遣要請

特別防災区域において災害が発生した場合、特定事業者及び防災関係機関は、あらかじめ定めた所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして、災害対策の円滑な実施を期する必要がある。

第1節 応援協力

1 特定事業所の応援協力

(1) 特定事業所とその他の事業所との相互応援

特定事業所は、当該区域に係る災害の発生時に、地域と一体的な防災活動を行うため、あらかじめ、その他の事業所との相互応援体制を確立しておかなければならない。

(2) 民間協力

特別防災区域に係る災害時において、消火用資機材の貸与等につき当該区域外に所在する事業所の協力を必要とする場合がある。

現在締結されている危険物施設関係事業所の相互応援協定のうち特別防災区域の災害に関連するものとしては、東京危険物災害相互応援協議会の相互応援協定がある。

東京危険物災害相互応援協議会は、都内に大規模危険物施設等を有する事業所により構成され、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある会員事業所に対し、その他の会員事業所が備蓄する防災資機材等を提供する協定を結んでいる。

(資料第13「東京危険物災害相互応援協議会による協定に基づく防災機材等」P130)

(3) 特定事業所と防災関係機関による消防防災体制の強化

特別防災区域における消防防災体制の強化を図るため、特定事業者は、東京空港事務所及び東京消防庁と覚書を締結し、合同での消火救難訓練の実施や災害時における防災資機材等の支援等を含む協力態勢を確立している。

(資料第14「東京国際空港地区における消防防災体制の強化に関する覚書」P131)

2 防災関係機関の応援協力

(1) 区の応援協力

ア 被災区長は、知事に応援又は応援のあつせんを求めるなどして災害対策に万全を期することとする。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

イ 知事は、災害を受けた区が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災関係機関の応援をあつせんする。

ウ 区長が知事に応援又は応援のあつせんを求める場合、都総務局(総合防災部)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭、電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

(7) 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由)

(イ) 応援を希望する機関名

(ロ) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

(ハ) 応援を必要とする場所、期間

(ニ) 応援を必要とする活動内容

(ホ) その他必要な事項

(2) その他の防災関係機関の応援協力

ア 防災関係機関の応援要請

(7) 防災関係機関の長又は代表者は、都に対し災害応急対策の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は区市町村若しくは他の防災関係機関の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局(総合防災部)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭、電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

a 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由)

b 応援を希望する機関名

c 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

d 応援を必要とする場所、期間

e 応援を必要とする活動内容

f その他必要な事項

(イ) 災害時において、他の機関の円滑な協力が得られるよう、都においては、日赤東京都支部、都医師会等と協定を締結し、又は事前協議を整え、協力態勢を確立している。

(ロ) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

a 各機関の協力業務の内容は、第1部第3章(特定事業者、防災関係機関及びその他事業者の処理すべき事務又は業務の大綱)に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。

b 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整える。

c 都総務局は、各機関の間にあって相互協力のあつせんをする。

(ハ) 東京海上保安部と日赤東京都支部とは、昭和41年10月、救護班の派遣、り災者用救助物資の輸送等災害時の救護活動について協定を締結し、締結した協定に基づき活動を実施する。

イ 消防に関する相互応援等

名 称	内 容
消防相互応援協定	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条に基づき、隣接市町等との間において、隣接する地域の火災や大規模災害等による被害を最小限に防止することを目的とし、消防相互応援協定を締結している。（資料第 15「東京湾消防相互応援協定」P132）
東京海上保安部と東京消防庁との業務協定	京浜港東京区全水域における消火活動及び火災予防の活動を円滑に実施するため、東京消防庁と東京海上保安部との間において、業務協定を締結している。

ウ 流出油防除に関する相互協力

名称	内 容
排出油等防除協議会	東京海上保安部は、関係自治体及び関係機関とともに、東京港の海域において大量の油又は有害液体物質の排出事故が発生した場合に備え、排出油等防除協議会を組織し、災害発生時には排出油等の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進する。 東京湾では、各海域に組織された排出油等防除協議会、関係自治体、その他の関係機関で組織する東京湾排出油等防除協議会が各排出油等防除協議会の活動の総合調整を行う。
東京港安全汚染防止対策協議会	都港湾局、関係官公庁及び民間団体等 21 機関が、東京港における船舶の航行安全、災害防止等に関する事項を協議し、その対策を推進することを目的として昭和 50 年 6 月に設置した。

エ 医療救護活動に関する相互協力等

名称	内 容
東京海上保安部と日赤東京都支部との協定	昭和 41 年 10 月、救護班の派遣、り災者用救援物資の輸送等、災害時の救護活動について協定を締結している。
災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約	この契約は、災害救助法第 32 条の規定に基づき、医療等についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めているものである。
災害時の医療救護活動についての協定	この協定は、東京都地域防災計画に基づき、都が行う医療救護活動に対する都医師会の協力に関し、必要な事項を定めているものである。

オ 都と他の地方公共団体等との広域的な協力

名称	内 容
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	被災地における救援・救護・災害応急・復旧・復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務提供又はそれらのあっせん、ブロックによる連絡調整等
震災時等の相互応援に関する協定	物資等の提供及びあっせん、職員の派遣、施設又は業務の提供及びあっせん、応援の自主出動、応援拠点を都県の設置、資料の交換、連絡会議の設置、応援経費の負担等

名称	内 容
九都県市災害時相互応援等に関する協定	物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん、被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん、火葬場及びし尿等処理施設の提供及びあっせん、応援の自主出動、応援調整都県市の設置、現地連絡本部の設置等
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両・ヘリコプター・船舶等の輸送手段の確保、医療支援、その他被災した構成都府県市が要請した措置等
2.1 大都市災害時相互応援に関する協定	食料、飲料水及び生活必需物資の提供、被災者の救出、応急復旧時等に必要な資器材及び物資の提供救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供、医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣、自主出動
東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	災害時等における避難施設及び物資の提供や、災害応急対策・復旧対応に係る職員の応援等

第2節 派遣要請

1 自衛隊への災害派遣要請

- 知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、若しくは区から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- 事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

(1) 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

ア 知事の要請による災害派遣

- (7) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (5) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

- (7) 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、区長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

- (イ) 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (ロ) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (ハ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- (ニ) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- (ホ) 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 災害派遣要請の手続等

- ア 知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。
 - (7) 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ロ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (ハ) その他参考となるべき事項
- イ 区長は、当該区の地域に災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。
- ウ 災害派遣の対象となる事態が発生し、防災関係機関の長(東京海上保安部長及び東京空港事務所長を除く。)が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、上記に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局(総合防災部防災対策課)に依頼する。
- エ 緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行う。
- オ 知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

(3) 自衛隊との連絡

- ア 都総務局及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。
- イ 都総務局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第1師団司令部、海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊作戦システム運用隊本部に対し、都への連絡班(員)の派遣を要請する。
- ウ 都は自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区へ都の連絡班を派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにする。

(4) 災害派遣部隊の受入れ体制

- ア 知事及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

イ 各防災関係機関の長は、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。

ウ 救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、都総務局は解体業者等の協力を得て、確保に努める。

エ 知事及び各防災関係機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート、宿舎等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、区等関係機関と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。

(5) 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

(経費の負担)

ア 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

イ これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊防空システム運用隊等と協定を締結する。

(7) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

(エ) 天幕等の管理換に伴う修理費

(オ) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

【災害派遣部隊の活動内容】

区 分	活 動 内 容
都 の 域 内 を 担 当 す る 組 織	○ 陸上自衛隊 第1師団司令部 なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 ○ 海上自衛隊 横須賀地方総監部 ○ 航空自衛隊 作戦システム運用隊本部
被害状況の把握	○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避 難 の 援 助	○ 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

区 分	活 動 内 容
避 難 者 等 の 捜 索 援 助	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水 防 活 動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消 防 活 動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路又は水路の 障 害 物 除 去	○ 道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応 急 医 療 、 救 護 及 び 防 疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の 緊 急 輸 送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償 貸 付 又 は 譲 与	○ 防衛省所管に属する物品の無償貸付、譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物、有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
そ の 他 臨 機 の 措 置 等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第5部 応急・復旧対策

第 1 章 公共施設等の応急・復旧対策

特別防災区域に係る災害により公共施設等が被害を受けた場合、災害の様態に応じて、東京都地域防災計画震災編、風水害編及び大規模事故編に定める応急復旧対策を講ずるものとする。

各施設の管理者は速やかに復旧事業計画を策定し、公共の安全確保上緊急な対策が必要な施設について、速やかに復旧を行うものとする。

なお、復旧に当たっては他の機関等が行う復旧計画との調整を図るとともに、単なる原型の復旧にとどまらず再度の被害を防止するため、施設の改良等必要な措置を講ずるものとする。

資 料 編

資料第 1 危険物施設別貯蔵取扱状況（東京消防庁）

（本文 7 頁）

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

事業所名	施設 区分	貯蔵所										取扱所						最大タンク					
		合計	屋 貯蔵所		屋外タンク 貯蔵所		地下タンク 貯蔵所		移動タンク 貯蔵所		屋外 貯蔵所		合計	給油取扱所		移送取扱所		一般取扱所		容量 kL	直径 m	高さ m	
			施設 数	数量 kL	施設 数	数量 kL	施設 数	数量 kL	施設 数	数量 kL	施設 数	数量 kL		施設 数	数量 kL	施設 数	数量 kL	施設 数	数量 kL				
三愛オプリー(株) 航空事業部	第一 石油類	0.5	1																				
	第二 石油類	88,604		4	10	88,373	1	60	9	162	1		5		20	24,250	1	45,000	3		1,709.9		
	第三 石油類	6.5		3.5									3								9,860	26.2	20.565
	第四 石油類	7		5									2										

資料第2 危険物とう載船の専用岸壁（東京海上保安部）

（本文7頁）

（令和8年4月現在）

岸壁名称	最大 使用範囲	貯蔵タンク		備考
		危険物	重油	
三愛オブリ(株) 給油施設棧橋	4,289 G/T	ジェット燃料 9,800kL × 4 9,300kL × 1 8,000kL × 5		大田区 羽田空港3-7 03-5757-0321

資料第3 三愛オブリ株式会社航空事業部 荷役船舶等（三愛オブリ株）

（本文7頁）

（令和8年4月現在）

1. 最大荷役船舶

最大荷役船舶（設計、申請上）	載貨重量(DWT)	主な積載品目
	4,999	ジェット燃料(JET A-1)

2. 主に利用される荷役船舶

船級	総トン数 (G/T)	載貨容積 (m³)	載貨重量 (DWT)	主な積載品目	備考
NK	3,906	6,499.986	4,999	ジェット燃料(JET A-1)	5,000kL クラス
NK	2,557	4,249.992	3,819	ジェット燃料(JET A-1)	4,000kL クラス
NK	1,960	3,749.772	3,306	ジェット燃料(JET A-1)	3,000kL クラス
JG	749	2,192.940	1,903	ジェット燃料(JET A-1)	2,000kL クラス

消 防 特 第 2 2 1 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 3 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁特殊災害室長

「防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について」
の一部改正について（通知）

特定事業所が作成する防災規程及び共同防災規程については、「防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について」（平成 19 年 3 月 20 日付け消防特第 34 号、以下「第 34 号通知」という。）を参考とし指導いただいているところです。

今般、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 79 号）が平成 26 年 10 月 14 日に公布され、災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があった場合における情報提供が適切に行われるための体制に関することが、防災規程に定めなければならない事項として新たに追加されたことにより、下記のとおり第 34 号通知の一部を修正しました。

また、併せて、「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成 24 年 3 月 30 日付け消防特第 63 号）や「異常現象の発生時における迅速な通報の確保について」（平成 24 年 3 月 30 日付け消防特第 62 号）等、第 34 号通知以降に発出した通知等（以下「既発の通知等」という。）を踏まえた見直しを行いました。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 今般の省令改正により防災規程に定めなければならない事項として新たに追加された事項について

災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があった場合における情報提供が適切に行われるための体制に関することについて、「防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを自衛防災組織に備え付ける場合）」及び「防災規程作成指針及び概説」に新たに「第 8 章 災害の現場における情報提供」を追加したこと（別紙 1 及び別紙 3）。

2 既発の通知等を踏まえた見直しについて

(1) 特定防災施設等及び防災資機材等の地震対策、津波対策の推進について

「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成 24 年 3 月 30 日付け消防特第 63 号）等に規定する特定防災施設等及び防災資機材等の応急対策等に関することについて、「防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを自衛防災組織に備え付ける場合）」、「共同防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織の場合）」、「防災規程作成指針及び概説」及び「共同防災規程作成指針及び概説」の「第 4 章 防災のための施設、設備、資機材等の整備」に、新たに追加したこと（別紙 1、別紙 2、別紙 3 及び別紙 4）。

(2) 異常現象の発生時における迅速な通報の確保等について

「異常現象の発生時における迅速な通報の確保について」（平成 24 年 3 月 30 日付け消防特第 62 号）に規定する異常現象の迅速な通報確保の方策を踏まえ、「防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを自衛防災組織に備え付ける場合）」及び「防災規程作成指針及び概説」の「第 7 章 異常現象に対する措置」の内容の見直しを行ったこと（別紙 1 及び別紙 3）。

(3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正等に伴う文言の修正について

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 87 号）の施行により「東南海・南海地震」が「南海トラフ地震」に改められたこと等を踏まえ、「防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを自衛防災組織に備え付ける場合）」及び「防災規程作成指針及び概説」の文言の修正等を行ったこと（別紙 1 及び別紙 3）。

【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室 宮崎、瀧下

電話 03-5253-7528（直通）、Fax 03-5253-7538

防災規程作成指針及び概説

防災規程作成指針		防災規程作成指針の概説
第 1 章 総則		
1 目的	石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、〇〇事業所（以下「事業所」という。）の自衛防災組織が行うべき業務に関して必要な事項を定め、災害の発生並びに拡大の防止を図ることを目的とすること。	特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務について、その基準を定めておくことにより、平常時においては災害の発生を防止し、また災害が発生した場合に被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるようしておくためである。
2 用語の定義	用語の定義は、法、消防法、高圧ガス保安法等及び事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めること。	用語の定義 法、消防法、高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法並びに事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めることができる。
3 適用範囲	防災規程は、合同事業所等を含めた事業所全域及び当該事業所に勤務する者、出入りする関係者等すべてに適用されることを明確にすること。	適用範囲 一の事業所は、業務効率等により分社化、事業提携等が進められている場合であっても、一体的に事業活動が行われている施設の総体によって認定すべきである。このことから、非常時における緊急停止権その他の緊急措置権が主たる事業者に一元的に帰属されている合同事業所においても適用範囲となるものである。
4 遵守義務	防災管理者、副防災管理者（第 1 種事業所に限る。以下同じ。）及び防災要員は、この規程を遵守するとともに、事業所に勤務する者、出入りする関係者等にも周知させるよう定めること。	遵守義務 規程適用の人的対象は、主として法で定める防災管理者、副防災管理者（第 1 種事業所に限る。以下同じ。）及び防災要員であるが、事業所内の災害に対して一体的に活動する必要があるため、事業所内に勤務する者、出入りする関係者等すべてに対しても周知させるよう努めるものとする。
5 細則への委任	この規程の実施に関して、必要な細則を定め委任することができること。	他規程との関係 事業所の防災管理に関して、別に規程等の定めがある場合は、関係事項について内容を明示することによって、本規程の運用上これを準用できる。
6 規程の改廃等	この規程及びこれに基づく準用規定並びに細則の制定及び改廃を行うときは、次の者を参画させるよう定めること。	細則への委任 本規程の実施にあたり具体的計画等が必要な場合、細則を定めて実施要領等を明確にするものとする。
(1) 防災管理者		規程の改廃等
(2) 副防災管理者		防災規程は、事業所の実態及び社会情勢等を踏まえて見直しをすることが必要である。適用範囲が事業所内外の関係者に及ぶこと等、その性格上、関係者の意見を尊重する必要があると考えられる。このことから、規程の改廃のみならず、実務上必要となる準用規定並びに細則についても改正等に当たって参画すべき者を予め定め、実施の円滑と実行を期そうとするものである。
(3) 防火管理者		
(4) 防災要員のうちから特定事業者が予め指名する者		
(5) 危険物保安監督者のうちから特定事業者が予め指名する者		
(6) その他、特定事業者が予め指名する者		なお、具体的作成に当たっては、各事業所の実態に応じて参画者を定めることが適当である。

防災規程作成指針	
第2章 自衛防災組織 1 自衛防災組織の組織等 (1) 自衛防災組織の名称 自衛防災組織の名称を定めること。 (2) 自衛防災組織の編成 防災に関する業務を行う者の組織は、消防法第12条の7に規定する危険物保安統括管理者、高圧ガス保安法第27条の2に規定する高圧ガス製造保安統括者、労働安全衛生法第10条に規定する統括安全衛生管理者及び他法令の規定による防災に関する者を含めることとし、事業所における総合的なものとして定め、組織内における各々の業務内容を含めた責任体制を、組織図、編成表等により明確にすること。 (3) 共同防災組織等との関係 共同防災組織を設置している場合は、共同防災組織及び関係事業所等との関係を明確にすること。 (4) 自衛防災組織の強化 特定事業者の指導監督責任を明確にするとともに、自衛防災組織を強化するための規定を定めること。 2 防災資機材等及び防災要員の配置 (1) 防災資機材等 防災資機材等は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に使用できる場所に保管配備するとともに、配置図等で明示すること。 (2) 防災要員 防災要員は、非常時に直ちに有効な防災活動が実施できる者を配置できるよう定めること。 3 自衛防災組織の業務の外部委託 自衛防災組織の業務の一部を外部委託する場合、次のことを明確にすること。 (1) 業務委託先の氏名及び住所に関すること（法人にあっては、名称及び事務所の所在地） (2) 委託業務内容に関すること ① 委託業務の具体的な内容 ② 自衛防災組織と委託を受けて自衛防災組織の業務に従事する者（以下「受託者」という。）の関係および連携要領 ③ 受託者の業務の実施要領 ア 平常時の場合 イ 災害発生時の場合 ④ 受託者に対する教育・訓練の実施に関すること ア 教育・訓練の意義と責任について イ 教育・訓練計画の作成について	

防災規程作成指針の概説	
第2章 自衛防災組織 1 自衛防災組織の組織等 (1) 自衛防災組織の名称 自衛防災組織には、災害活動時における指揮運営の必要性から、必ず名称を定めること。 (2) 自衛防災組織の編成 組織編成は、組織図又は編成表で具体的なものとし、防災管理者等の氏名、所属、勤務方法、引継交替要領及び防災資機材等の種類、数量、配置場所等を記入するものとする。 また、他法令の規程により保安業務を行う者は、関係法令により各種の資格を有して保安業務（消防法の消防計画に基づく自衛消防組織、予防規程に基づく予防管理組織及び高圧ガス保安法に基づく保安管理組織等）を行っていることから、防災という同一目的を遂行するため、協力関係及び各々の業務内容を定めるものとする。 (3) 共同防災組織等との関係 共同防災組織を設置している場合は、自衛防災組織と共同防災組織及び本社、協力会社との関係は、災害が発生した場合に、有機的な連携が図れるよう組織図等で表し明確にしておく必要がある。 (4) 自衛防災組織の強化 特定事業者は、特定事業所の防災責任と自衛防災組織を強化するための指導監督責任を有している。このことから、定期的に防災管理者等の意見を聞くことや視察を行うこと等、具体的な方策を明記した規程を定めるものとする。 2 防災資機材等及び防災要員の配置 (1) 防災資機材等 防災資機材等（大型化学車等の消防車両、オイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、泡消火薬剤、可搬式放水銃、耐熱服並びに空気呼吸器等）は、災害に即応できるよう配置するとともに、配置図等を用いて明確にしておく必要がある。 (2) 防災要員 防災要員にあっても、災害に即応できる者を配置するとともに、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。 3 自衛防災組織の業務の外部委託 自衛防災組織の業務の一部を外部委託する場合は、受託者の契約範囲を再確認するとともに、契約範囲の漏れを防止し、受託者の業務を明確にして防災業務の適切な実施を確保する必要がある。 また、複数の受託者や再委託者がいる場合は、受託者の業務並びに再委託の内容についても明確にする必要がある。 消防機関においては、委託の状況を的確に把握し、特定事業所における防災業務の実施に対して適切な指導を行うためにも、必要事項を記載させる必要がある。 (1) 業務委託先の氏名及び住所に関すること 個人、法人及び再委託者が複数いる場合には、別紙等を作成し氏名及び住所等を明確にしておく必要がある。 (2) 委託業務内容に関すること 委託業務の内容については、受託者の業務の具体的な内容を明確にするとともに、当該受託者が委託者の指示、指揮命令の下に連携して自衛防災組織の業務を実施するよう定めること。 また、受託者の平常時と災害発生時の業務内容及び教育・訓練についても明確に定めること。	

防災規程作成指針	
第3章 防災管理者等の職務 1 防災管理者等の職務 (1) 防災管理者の職務 事業所全般の防災に関する事項を統括し、防災上必要な事項の決定、指示、措置等を行うとともに、防災要員を指揮監督する等の必要な職務を定めること。 (2) 副防災管理者の職務 防災管理者を補佐する必要な職務を定めること。また、防災管理者不在の場合、事業所内に常駐してその職務を代行すべき事を明確にすること。 (3) 防災要員の職務 防災管理者、副防災管理者の指揮命令を忠実に遵守すると共に事業所内の職員等と協力し、災害の発生又は拡大防止を行うための職務を定めること。 また、指揮者を必要とする場合は指揮者を指定し、その者に防災要員を指揮監督させる規定を定めること。 2 防災管理者等の代行 防災管理者、副防災管理者、指揮者である防災要員及び指揮者以外の防災要員が、何らかの理由によりその職務を行うことができない場合について、その職務代行者を予め指名するとともに、その者に対する権限委譲規定を定めること。	

防災規程作成指針の概説	
第3章 防災管理者等の職務 1 防災管理者等の職務 (1) 防災管理者の職務 防災管理者は、当該特定事業所における実務上の防災責務を、特定事業者から選任された実行者であり、事業所内の設備の緊急停止、緊急措置等に必要な決定、指示、措置等を行うものである。このことから、事業所全体を統括管理できる者すなわち所長、工場長等の職にあるものとする。 (2) 副防災管理者の職務 副防災管理者は、防災管理者の補佐及び防災管理者が不在の際にその職務を代行するものであり、第1種事業所において選任されなければならない。防災管理者の代行となることから、事業所全体の防災業務を統括しうる立場と能力を有する者が選任される必要がある。すなわち、事業所全体の設備に係る緊急停止権、緊急措置権等を有する必要がある。 また、副防災管理者が同一勤務時間内に複数名指定されている場合は、副防災管理者の優先順位を定める必要がある。 (3) 防災要員の職務 防災要員の中から、指揮者を指定する。指定された指揮者は、防災要員を指揮監督するとともに、事業所の防災管理者の指揮のもとで防災活動を行う。 また、防災要員の具体的な職務として次の事項を定める必要がある。 ① 特定防災施設等の点検 ② 防災資機材等の点検 ③ 初期消火活動及び防災資機材を活用した防災活動 ④ その他事業所内における火気取扱い等一般予防業務 また、防災要員は、非常時に直ちに有効な消防活動を実施しうる能力及び体制を有する者である。そのため、次の要件を満たす必要がある。 ① 災害の応急措置に関して必要な知識・技能及び体力を有すること。 ② 設備等の緊急措置に係る要員でないこと。 ③ 事業所内の設備の位置、消防設備等の配置、使用方法及び通路の状況に精通していること。 ④ おおむね10分以内に災害現場に到着できる体制にあること。 上記の事項の他、指揮者及び機関員以外の防災要員は、通常業務と兼任することが可能であるが、通常の業務を特別な作業を経ることなく中止することが可能な者とする。 なお、指揮者、機関員以外の防災要員であつても、防災上直ちに行動を取る必要があるため、防災資機材等の常置場所から概ね1km程度の範囲に居ることが望ましい。 2 防災管理者等の代行 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の代行者については、昼夜、休日等ごとに具体的に定め、欠員が生じないようにすること。 また、代行者を指定するに当たり次の事項について留意すること。 (1) 第1種事業所の防災管理者の代行は、副防災管理者が行うとともに、権限委譲について定めること。 (2) 副防災管理者の代行は、予め指名した別の副防災管理者が行うものとする。 (3) 指揮者、機関員及び防災要員の代行は、予め指名した防災要員とする。ただし、指揮者、機関員となる防災要員が常時専従であることに配慮する必要がある。 (4) 第2種事業所においても相当量の石油等その他毒劇物等の物質を扱っているため、災害が発生した場合に、特別防災区域内の事業所間で相互に影響を及ぼすことが考えられる。このため、防災管理者不在	

防災規程作成指針	
第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備 1 特定防災施設等と防災資機材等 特定防災施設等及び防災資機材等は、各施設・資機材について、その種類ごとに整備状況及び整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。 2 防災のための施設等 事業所に設置されている特定防災施設等及び防災資機材等以外の施設、設備、資機材等についても整備状況及び整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等 特定事業所の被害発生の評価に基づき、必要な応急対策等を定めること。	

防災規程作成指針の概説	
時の職務代行者を予め指名しておくことが望ましい。	
第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備 1 特定防災施設等及び防災資機材等 特定防災施設等及び防災資機材等は、常に適切に点検し維持・管理されていることが必要である。突発的な故障を除き、法に規定されている構造等に関する基準に適合するよう予め種類ごとに整備状況、耐用年数及び使用状況を考慮した整備計画を樹立しておくよう定める必要がある。 2 防災のための施設等 特定事業所における防災活動は、特定防災施設、防災資機材等のみによるものではないことから、これら以外の防災に関する施設、設備、資機材等を把握し整備状況及び整備計画を樹立しておくよう定める必要がある。 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等 特定防災施設等及び防災資機材等は特定事業所内の火災、漏えい等の拡大防止のために備え付けているものであり、地震や津波が発生した後においても、その機能の維持が求められる。また、消火用屋外給水施設、流出防油堤等はその多くが高度成長期に整備され長期間経過しており、地震時等においてもその機能を発揮する耐災害性の確保が重要となっている。応急対策等における留意事項にあつては、「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成24年3月30日消防特第63号）、「石油コンビナート等の大規模な災害時に係る防災対策の充実強化等について」（平成25年3月28日消防特第47号）における「石油コンビナート等における災害時の影響評価等に係る調査研究会報告書」及び「石油コンビナート等における防災施設等の応急対策等に関する留意事項について」（平成26年3月31日消防特第49号・消防危第84号）を参考とすること。	

防災規程作成指針	
第5章 特定防災施設等の点検 1 点検基準 特定防災施設等を適正に維持管理するため、特定防災施設等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。 (1) 点検実施責任者及び点検実施者 (2) 点検項目 (3) 点検方法 (4) 点検周期 (5) 点検結果 2 結果に基づく措置 点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。 3 記録の保存 点検の結果及び措置の状況を記録し、3年以上保存するよう定めること。 4 特定防災施設等の工事管理 特定防災施設等の設置、改修及び補修等の工事を行う場合の必要な諸手続方法、工事中の代替措置等防災上の管理等について定めること。	

防災規程作成指針の概説	
第5章 特定防災施設等の点検 1 点検基準 特定防災施設等ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項を定める必要がある。 (1) 防災管理者を点検実施責任者とし、各特定防災施設等ごとに点検実施者を定める。 (2) 点検の項目及び方法については、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第15条第1項各号の点検の実施方法を定める告示により定めのあるもののほか点検基準を定め実施する。 (3) 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし次により実施する。 ① 外観点検は、特定防災施設等の損傷等の有無、その他主として外観から判別できる漏洩、腐食劣化、作動、変形、損傷、脱落、脱着、異常音又は操作上障害となる物がないかどうか等を点検するものとする。 ② 機能点検は、特定防災施設等の機能について外観から又は簡易な操作により判別できる作動状況、バルブの開閉状況等について点検するものとする。 ③ 総合点検は、特定防災施設等の全部又は一部を作動させ判別できる給水量、圧力、音量等について点検するものとする。 なお、機能点検及び総合点検に際しては、極力模擬火災等の消火訓練を兼ねて行い、できる限り防災要員全員が操作要領を把握するよう配慮すること。 (4) 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的に実施する。 (5) 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。 2 結果に基づく措置 点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかな改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。 3 記録の保存 点検記録は、特定防災施設等の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は防災管理者の検印を受け、3年以上保存するよう定めておく必要がある。 4 特定防災施設等の工事管理 特定防災施設等の設置、改修等の工事を行う場合の必要な手続き方法、工事の管理方法並びに消防機関への連絡方法を定め、その機能に支障を生じることとなる場合は、緊急時における代替措置がとれるように定めておく必要がある。	

防災規程作成指針	
第6章 防災資機材等の点検	
1 点検基準	防災資機材等を適正に維持管理するため、防災資機材等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。 (1) 点検実施責任者及び点検実施者 (2) 点検項目 (3) 点検方法 (4) 点検周期 (5) 点検結果
2 結果に基づく措置	点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。
3 記録の保存	点検の結果及び措置の状況を記録し、3年以上保存するよう定めること。
4 防災資機材等の代替措置	防災資機材等の故障、整備等により使用できない場合における代替措置及び消防機関へ連絡すべき事を明確にしておくこと。

防災規程作成指針の概説	
第6章 防災資機材等の点検	
1 点検基準	防災資機材等の種類ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項を定める必要がある。 (1) 防災管理者を点検実施責任者とし、その種類ごとに点検実施者を定める。 (2) 点検の項目及び方法については、防災資機材等の種類ごとに異なることから、その種類ごとに明確な点検基準を定め実施する。 (3) 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし次により実施する。 ① 外観点検は、外観から判別できる漏洩、腐食劣化、変形、損傷、脱落、異常音等の点検を実施するものとする。 ② 機能点検は、防災資機材等について外観から又は簡易な操作により判別できる規格圧力での規格放水量の測定、泡消火薬剤の変質等の点検を実施するものとする。 ③ 総合点検は、防災資機材等の全部若しくは一部を使用し、総合的な点検を行う。 また、泡消火薬剤については、薬剤の物性（比重、pH、粘度、流動性、沈降性）及び安定性（発泡倍率、還元時間）等について点検を実施するものとする。 (4) 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的に実施する。 (5) 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。
2 結果に基づく措置	点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかな改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。
3 記録の保存	点検記録は、防災資機材等の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は防災管理者の検印を受け、3年以上保存するものとする。
4 防災資機材等の代替措置	防災資機材等が故障、整備等により使用できない場合、原則的には代替品を準備する必要がある。ただし、他の事業所等による緊急応援態勢や他の防災資機材等の保有状況を勘案して、防災体制の確保が十分であると客観的に認められる場合はこの限りではない。この場合、隣接事業所等の自衛防災組織への出場依頼等及びこれらのことについて、期間、防災資機材等の種類、台数等を予め消防機関に連絡する必要がある。

防災規程作成指針	
第7章 異常現象に対する措置 1 災害に対する通報等 出火、石油等の漏えい、その他の異常な現象が発生した場合の消防機関への通報体制並びに共同防災組織及び関係事業所への連絡が、迅速、正確にできるよう具体的に定めること。また、通報と応急措置の役割分担が明確となっていない場合は、両方の措置を確実に実施できる体制を確保すること。 (1) 異常現象に該当する事案を明示し、事案の発生または発生の疑いも含めて消防機関へ通報しなければならぬことを定めること。 (2) 異常現象が発見された場合に、事業実施の統括管理者から消防機関等へ通報される体制が明確に記載されていること。 ① 通報担当部署及び通報担当者を明確にすること。 ② 夜間、休日における通報担当部署及び通報担当者を明確にすること。 ③ 通報担当者が不在の場合の代行者を明確にすること。 (3) 石油コンビナート等防災計画に沿った通報体制となっていること。 2 防災要員への出場指示等 異常現象が発生し又は発生する恐れがある場合の防災要員の出場等について定めること。 (1) 防災要員への出場指示の伝達方法、集合方法及び集合場所等について定めること。 (2) 防災要員への出場指示の担当部署を明確にして、出場が遅滞なく的確にされるよう定めること。 (3) 防災要員の災害出場等について遵守すべき事項を定めること。 3 自衛防災組織の活動 石油コンビナート等防災計画で想定される災害種別ごとに、その発生及び拡大防止のための防災活動を定めること。また、防災活動に際し、共同防災組織との指揮命令系統を明確にしておくこと。 (1) 人的被害が発生した場合の対応を定めること。 (2) 公設消防隊が到着時の対応を定めること。 (3) 防災資機材の調達方法について定めること。 (4) 防災資機材等が事故又は故障した場合の対応を定めること。 4 書類等の整備 非常の場合に直ちに活用できるように、次の各号に掲げる書類及び図面の整備並びに保管方法・場所について定めること。 (1) 事業所の施設の配置図 (2) 特定防災施設等の配置図、構造及び機能を明示した書類 (3) 防災資機材等の関係書類 (4) その他、必要な書類及び図面 ① 法及び関係法令で規定された届出、検査等に関する書類が整備されていること。 ア 書類・図面管理の責任者及び部署を明確にすること。 イ 異常現象発生時に公設消防隊が活用できるものとすること。	

防災規程作成指針の概説	
第7章 異常現象に対する措置 1 災害に対する通報等 (1) 異常現象に該当する事象を明示して周知、徹底を図り、異常現象（疑いを含む）と認められるもの全てを直ちに通報することを定める必要がある。この場合の「疑いを含む」とは、消防機関によって二次的緊急通報の要否を客観的に判断することが必要と考えられているためである。 (2) 異常現象の発見に伴う消防機関への通報体制及び事業所内の通報体制を具体的に定めておく必要がある。 事業実施の統括管理者から消防機関等へ通報する体制、通報担当部署や通報担当者を定め、異常現象を発見した者は直ちに当該通報担当部署へ連絡を行い、通報担当部署から消防機関等へ通報する体制等を明確に定めるほか、消防機関に通報されるまでに事業所内でいくつかの部署を経由することにより通報が遅れることを踏まえ、発見者が直ちに消防機関へ通報する等迅速な通報が確保される体制も定める必要がある。また、夜間、休日の通報担当部署及び通報担当者と並びに通報担当者が不在の場合の代行者も明確に定めておく必要がある。 なお、異常現象と認識しているのにもかかわらず、情報収集を行った後に通報することとなっている場合は、異常現象を認識した時点で通報する体制とすること。また、従業員（協力会社の従業員を含む。）が異常現象の判断に迷うことにより通報が遅れることや、消防機関に通報されるまでに事業所内でいくつかの部署を経由することにより通報が遅れることの無いようにすること。 この他、通報体制の構築に係る詳細については、「異常現象の発生時における迅速な通報の確保について」（平成 24 年 3 月 30 日消防特第 62 号）における別紙 1「異常現象発生時における通報ガイドライン」を参考とすること。 (3) 非常通報設備による通報要領及び関係機関への連絡系統は、石油コンビナート等防災計画に沿った通報体制とする必要がある。 2 防災要員への出場指示等 (1) 事業所によっては、防災要員が分散して就業していることもあることから、災害に即応するため、防災要員への出場指示の伝達方法、集合方法及び集合場所等を定めておく必要がある。 (2) 出場指示を行う担当部署を定め、出場指示の伝達が確実に行なわれ出場が遅滞なくできるよう定める必要がある。 (3) 防災要員が確実に災害出場するため次に掲げる事項を定める必要がある。 ① 指揮者及びその他の防災要員は、装置の運転状況、構内の工事状況等防災活動上必要な事項を常に把握しておくこと。 ② 機関担当の防災要員には、車両の操作に熟達させるとともに、消防車等の積載器具の整備・点検を実施させること。 ③ 防災要員が持ち場を離れる時は、行き先を明確にしておくこと。また、行き先が長距離、長時間に及ぶ等により、出場に支障が生じる恐れがある場合は、代行者への引継を確実に行うこと。	

防災規程作成指針	
②	各施設地区の配置状況図並びに石油及び高圧ガスの品名、貯蔵・取扱量等が把握されていること。

防災規程作成指針の概説	
④	引継交替を行う場合は、勤務の引継に際し、各直の防災要員が対面引継を行うこと。また、必要な引継事項は記録簿を作成し、確実に引継を行うこと。
3	自衛防災組織の活動 自衛防災組織の活動の中で「想定される災害種別ごとに」とあるのは、火災と流出油災害の場合では、自衛防災組織の防災活動が異なることは当然であり、各々の区分ごとに防災活動の体制を定めるものとする。 また、活動に際しての、指揮命令系統、人的被害の発生、公設消防隊との関連等に関する留意事項を定める必要がある。 (1) 人的被害が発生した場合の対応についても定める必要がある。 (2) 公設消防隊が到着時の報告要領及び報告内容についても定める必要がある。 (3) 災害が拡大し、防災活動が長時間に及ぶ場合に備えるため、資機材の要請、運搬等の調達方法について定めるものとする。 (4) 防災資機材等が事故又は故障した場合の代替措置や対応要領を定める必要がある 4 書類等の整備 災害が発生した場合において、被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるよう、また平素から防災要員に徹底させておくために、必要な図面等を保管場所に備えておくよう明確に定める必要がある。

防災規程作成指針	
第8章 災害の現場における情報提供 1 情報提供の体制 災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員（先着消防隊等）から事業実施の統括管理者に要求があった場合に、迅速かつ適切に情報提供が行われる体制（手順を含む。）が明確に記載されていること。 (1) 情報提供担当部署及び情報提供担当者を明確にすること。 (2) 夜間、休日における情報提供担当部署及び情報提供担当者を明確にすること。 (3) 情報提供担当者が不在の場合の代行者を明確にすること。 (4) 情報提供担当部署及び情報提供担当者に迅速かつ適切に集約されるよう、事業所内の連絡体制を構築すること。 2 情報提供の内容 前記体制にて情報提供が必要になると考えられる情報をあらかじめ定めておくことが望ましい。	

防災規程作成指針の概説	
第8章 災害の現場における情報提供 1 情報提供の体制 災害が発生した場合、災害の拡大防止及び早期の鎮圧、さらには、二次災害防止のため、特定事業所における情報提供は必要不可欠であることから、事業所の実情に応じ、要求があった場合に情報集約する手順を定め、迅速かつ適切に先着消防隊等に必要な情報を伝える体制を具体的に構築する必要がある。情報提供者は一義的には事業実施の統括管理者であるが、情報提供が迅速かつ適切に行われることを事業実施の統括管理者が確認できる場合においては、情報提供担当者に行わせることができる。 また、夜間、休日の情報提供担当部署及び情報提供担当者並びに情報提供担当者が不在の場合の代行者も明確に定めておく必要がある。 加えて、消防隊が応急対策を行うため必要となる情報が、情報提供担当部署及び情報提供担当者にその後も引き続き迅速かつ適切に集約されるよう、事業所内の連絡体制を構築するとともに、その手順を定めること。その際、事業所内で必要以上に多くの部署を経由すること等により、情報提供担当部署及び情報提供担当者への情報集約が遅れることの無いよう留意すること。 2 情報提供の内容 災害の現場において、消防隊が応急対策を行うため必要となる情報を事前に想定して定めておくことが望ましい。応急対策を行うため説明が必要となる情報としては次のようなものが考えられるが、その事業所の特性に応じて説明すべき情報を検討する必要がある。 (1) 要救助者の有無、発災場所の位置や周辺施設の状況 (2) プラントの温度や圧力（通常時、発災時） (3) 取扱物質や中間生成物の情報 (4) 消防活動上配慮が必要な情報（可燃性物質・毒劇物・放射性物質等の情報、注水の可否の情報等） (5) 主な貯蔵取扱施設や防災施設の位置や概要等 (6) 有害物質の漏えいや飛散物質による外部への影響の可能性	

防災規程作成指針	
第9章 防災教育	
1 防災教育の実施	教育の実施責任者を定め教育計画を作成し、防災要員等に次の教育を行うよう定めること。 (1) 防災意識の高揚 (2) 関係法令及び諸規程の周知徹底 (3) 特定防災施設等及び防災資機材等の内容と取扱方法 (4) 危険物施設等の位置、構造、設備の状況 (5) 取扱い危険物等の性質及び性状 (6) その他必要な事項
2 記録の保存	教育記録は、3年以上保存するよう定めること。

防災規程作成指針の概説	
第9章 防災教育	
1 防災教育の実施	特定事業所における災害の発生並びに拡大を防止するため、社会情勢に応じた事業所の防災体制の強化等防災意識の高揚を図り、関係する法令や諸規定について教育するとともに、特定防災施設等及び防災資機材等に精通させ、事業所内の危険物、高圧ガス施設等の位置、構造、設備の状況や危険物等の種類ごとに、その物性、危険性及び取扱い上の注意事項について教育を行うものとする。 (1) 防災意識の高揚 ① 公共の安全確保の重要性 ② 防災保安に対しての社会情勢 ③ 異常現象が事業所に及ぼす影響 ④ 災害事例を踏まえた教訓 ⑤ 防災体制、保安管理の強化 (2) 関係法令及び諸規程の周知徹底 ① 関係法令等の中の必要事項 ② 各種法令により作成される関係規程のうち必要事項 (3) 特定防災施設等及び防災資機材等の内容と取扱方法 ① 特定防災施設等及び防災資機材等の種類、数量、配置場所 ② 取扱手順や注意事項等 (4) 危険物施設等の位置、構造、設備の状況 ① 危険物施設の位置、構造、設備の概要 ② 高圧ガス施設の位置、構造、設備の概要 ③ 上記以外の施設等の位置、構造、設備の概要 (5) 取扱い危険物等の性質及び性状 ① 事業所において製造、貯蔵又は取扱う危険物並びに高圧ガス等の性質 ② 漏洩、噴出、拡散、火災、爆発、装置等の破損、異常反応等に対する危険性 (6) その他必要な事項には、事業所において必要となる教育について記載するものとする。
2 記録の保存	実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。

防災規程作成指針	
第10章 防災訓練 1 防災訓練の実施 訓練の実施責任者を定めて訓練計画を作成し、自衛防災組織が次の訓練を行うよう定めること。 (1) 緊急停止・措置訓練 (2) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練 (3) 通報、連絡、参集及び出場訓練 (4) 避難訓練 (5) 上記(1)(2)(3)(4)等を複合した総合訓練 (6) 公設消防隊、共同防災組織との連携訓練 (7) その他必要な訓練 2 記録の保存 訓練記録は、3年以上保存するよう定めること。	

防災規程作成指針の概説	
第10章 防災訓練 1 防災訓練の実施 (1) 緊急停止・措置訓練 防災施設・機器の緊急停止操作の手順、迅速性、的確性等についての確認訓練（施設責任者の指示に基づく停止、指示の的確性、停止操作手順、操作完了確認と報告等） (2) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練は、次により実施する。 ① ホース延長訓練、ポンプ操作、放水訓練又は泡放射訓練 ② 車両の積載品取扱訓練 ③ 資機材の不調、故障時の措置訓練 (3) 通報、連絡、参集及び出場訓練は、次により実施する。 ① 事業所内の通報訓練 ② 共同防災組織及び関係事業所間の通報訓練 ③ 通報から出場までの訓練 (4) 避難訓練 事業所内に勤務する者及び出入りする関係者等を避難させる訓練 (5) 上記(1)(2)(3)(4)等を複合した総合訓練を実施すること。 (6) 公設消防隊や共同防災組織との連携訓練を実施すること。 (7) その他必要な訓練 防災訓練はその一部を省略し又は総合する等重点的に行っても良いが、部分訓練から順次総合訓練に移行し、習熟を図ることが望ましい。 その他、夜間及び休日における部分訓練又は総合訓練、共同防災組織や隣接事業所あるいは関係事業所間における運転停止訓練等についても訓練実施計画を樹立し行うものとする。 2 記録の保存 実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。	

防災規程作成指針	
第11章 大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に所在する事業所	
事業所の所在する位置が、大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に該当する場合には、次の事項を定めること。	
1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること	
2 警戒宣言が発せられた場合の避難に関すること	
3 警戒宣言が発せられた場合の対応	
4 大規模地震に係る防災訓練の実施に関すること	
5 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること	

防災規程作成指針の概説	
第11章 大規模地震対策特別措置法「強化地域」に所在する事業所	
大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に所在する事業所は、地震予知情報及び警戒宣言の発令等を適切に伝達、対応することにより、被害を最小限に抑えることが可能である。そのため、大規模地震に対する危機管理意識を高めるとともに、万が一、同時多発的な災害が発生した場合においても、適切な対応が取れるよう次に掲げる事項を定める必要がある。	
なお、この章の作成にあたっては、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災応急計画及び地震防災規程作成の手引について」（昭和54年12月21日消防庁震災対策指導室長内かん）及び「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災応急計画及び地震防災規程作成の手引の一部修正について」（平成15年12月12日消防災第242号）も参考とすること。	
1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること	(1) 地震観測情報、注意情報、予知情報及び警戒宣言発令に対して受信体制・伝達方法を明確にすること。 (2) 警戒宣言の解除及び伝達に関して定めること。
2 警戒宣言が発せられた場合の避難に関すること	(1) 避難に際しての組織編成及び任務を明確に定めること。 (2) 来客等に対する避難場所の伝達について定めること。 (3) 事業所内の集合場所について定めること。 (4) 避難場所（避難が遅れた場合の事業所内の避難場所を含む。）及び避難方法を適正に定めること。 (5) 避難経路図を備え付けること。
3 警戒宣言が発せられた場合の対応	(1) 警戒体制の構築に関して、次の事項を定めること。 ① 警戒本部の設置及び体制の整備 ② 応急対策の内容と伝達要領 (2) 応急対策要員の動員に関して、次の事項を定めること。 ① 応急対策要員の動員方法 ② 応急対策要員の勤務方法（長期間を想定したもの） (3) 応急対策の実施に関すること。 ① 地震観測情報、注意情報、予知情報及び警戒宣言ごとの応急対策の内容。 （各担当毎に、施設の整備方法、資機材の確認と点検要領、事前対策等を具体的に記述すること。） ② 任務と責任の明確化 (4) 応急対策後の待機及び勤務の実施に関して定めること。
4 大規模地震に係る防災訓練の実施に関すること	(1) 情報収集・伝達に関する訓練の実施を定めていること。 (2) 大規模地震を想定した、同時多発的な災害への対応に関すること。 (3) 前(1)、(2)等を複合した訓練及び共同防災組織、公設消防隊等との連携訓練
5 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること	(1) 教育に関して次のことを定めること。 ① 年間計画での実施回数 ② 予想される地震動等に関する知識 ③ 地震及び津波に関する一般的な知識 ④ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識 ⑤ 従業員等が果たすべき役割に関する事項 ⑥ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 ⑦ 地震対策として今後取り組む必要のある課題 (2) 広報に関して次のことを定めること。 ① 地震が発生した場合に、出火防止、協力会社の従業員等が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 ② 正確な情報の入手方法 ③ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 ④ 各地域における避難対象地区に関する知識 ⑤ 各地域における避難地及び避難路に関する知識

防災規程作成指針	
第12章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所	
1 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること	
2 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施に関すること	
3 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること	

防災規程作成指針の概説	
第12章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所	
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所は、地震に伴い発生する津波の襲来が予想されるが、早期に津波の発生危険を伝達し適切に避難等することにより、被害を最小限に抑えることが可能である。そのため、予め計画をたてること、迅速・的確な行動が確保できるように次に掲げる事項を定める必要がある。	
なお、この章の作成にあたっては、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策計画の作成について」（平成26年6月27日消防予第263号・消防危第177号・消防特第128号・消防災第205号）における別紙「南海トラフ地震防災規程の作成例」及び「南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引」について（平成26年6月27日消防災第204号）も参考とすること。	
1 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること	(1) 事業所内に勤務する者、出入りする関係者等に対して、津波の発生危険の伝達方法を明確にすること。 (2) 避難に際しての組織編成及び任務を明確に定めること。 (3) 来客等に対する避難場所の伝達について定めること。 (4) 事業所内の集合場所について定めること。 (5) 避難場所（避難が遅れた場合の事業所内の避難場所を含む。）及び避難方法を適正に定めること。 (6) 避難経路図を備え付けること。
2 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施に関すること	(1) 情報収集・伝達に関する訓練の実施を定めていること。 (2) 津波からの避難に関する訓練の実施を定めていること。 (3) 前（1）、（2）を統合した総合訓練の実施を定めていること。 (4) 訓練の実施回数及び地方公共団体、関係機関が実施する訓練への参加について定めていること。
3 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること	(1) 教育に関して次のことを定めること。 ① 年間計画での実施回数 ② 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 ③ 地震及び津波に関する一般的な知識 ④ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識 ⑤ 従業員等が果たすべき役割 ⑥ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 ⑦ 地震対策として今後取り組む必要がある課題 (2) 広報に関して次のことを定めること。 ① 地震が発生した場合に、出火防止、協力会社の従業員等が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

防災規程作成指針	
第13章 雑則 1 違反者に対する措置 防災規程に違反したものに対する措置について定めること。 (1) 違反者に対する具体的な措置が規定されていること。(防災に関する再教育・社内規程に照らした処分等) ① 措置基準を定めていること。 ② 違反の程度により措置のランク付けがされていること。 2 表彰 防災業務に対しての功労が認められる者に対しての表彰について定めること。 3 届出 細則の制定や改廃、防災管理者、副防災管理者及び防災要員の変更については、その都度、届出するよう明記すること。	
附則 この防災規程は 〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。	

防災規程作成指針の概説	
② 正確な情報の入手方法 ③ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 ④ 各地域における避難対象地域に関する知識 ⑤ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識	
第13章 雑則 1 違反者に対する措置 防災管理者、副防災管理者及び防災要員が防災規程に違反した場合は、その程度により防災要員等を罷免、もしくは教育及び訓練を繰り返し実施する等の措置を定めること。 2 表彰 防災要員及び従業員に対し、防災資機材等の改善提案又は防災活動に功労が認められた場合は表彰を行い、防災意識の高揚と防災保安の向上を図るよう定めるものとする。 3 届出 細則の制定や改廃、防災管理者、副防災管理者及び防災要員の変更については、その都度、届出するよう定めること。	

資料第 5 東京消防庁の防災資機材等（東京消防庁）

（本文 49 頁）

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区分		台数等
消防吏員		18,472 人
消防車両	大型化学消防車	6 台
	大型高所放水車	2 台
	泡原液搬送車	1 台
	大型化学高所放水車	3 台
	化学消防車 （大型化学消防車を除く）	42 台
	普通消防車	489 台
	梯子車	86 台
	救助車	30 台
	救急車	297 台
消防艇		9 隻
ヘリコプター		8 機
可搬式放水銃	可搬式放水銃	459 台
	泡放水砲	71 台
呼吸器	空気呼吸器	3,394 台
	酸素呼吸器	170 台
耐熱服		300 着
消火薬剤 （3 %）	水成膜泡系泡剤	2.4 k L
	ふっ化たん白系泡剤	141.8 k L
	合成界面活性系泡剤	49.5 k L
オイルフェンス		1,060m
油処理剤	粒状	4,570 袋
	マット状	15,960 枚
可燃性ガス測定器		372 台

資料第 6 東京海上保安部の防除資材等常備状況表（東京海上保安部）

（本文 49 頁）

（令和 8 年 4 月現在）

会社等機関名	所 在 地	防 除 資 材		
		オイルフェンス (m)	油 処 理 剤 (L)	油 吸 着 材 (k g)
東京海上保安部	江東区青海 2-7-11	200	800	200

資料第 7 東京都の防災資機材等（都港湾局、都建設局）

（本文 49 頁）

（令和 8 年 4 月現在）

区分	船 艇		オイルフェンス (m)
	オイルフェンス 展 張 船 (隻)	巡監視艇巡視船 (艇) (隻)	
東京都港湾局 東京港管理事務所	1	5	2, 220
東京都港湾局 東京港建設事務所		7	
東京都建設局 第二建設事務所			790

資料第 8 東京空港事務所の防災資機材等（東京空港事務所）

（本文 49 頁）

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区 分		台数等
消防職員（委託職員含む）		75 名
空港用化学消防車（12, 500 立級）		3 台
空港用化学消防車（10, 500 立級）		5 台
給 水 車（8, 000 立級）		1 台
救難照明車		1 台
空港用医療作業車		1 台
空気呼吸器		12 台
普通防火衣		18 着
特殊防火衣		17 着
水性膜消火泡剤	車載積載量	5, 680L
	備 蓄 量	9, 100L
油処理剤		94L
吸着マット		386 枚

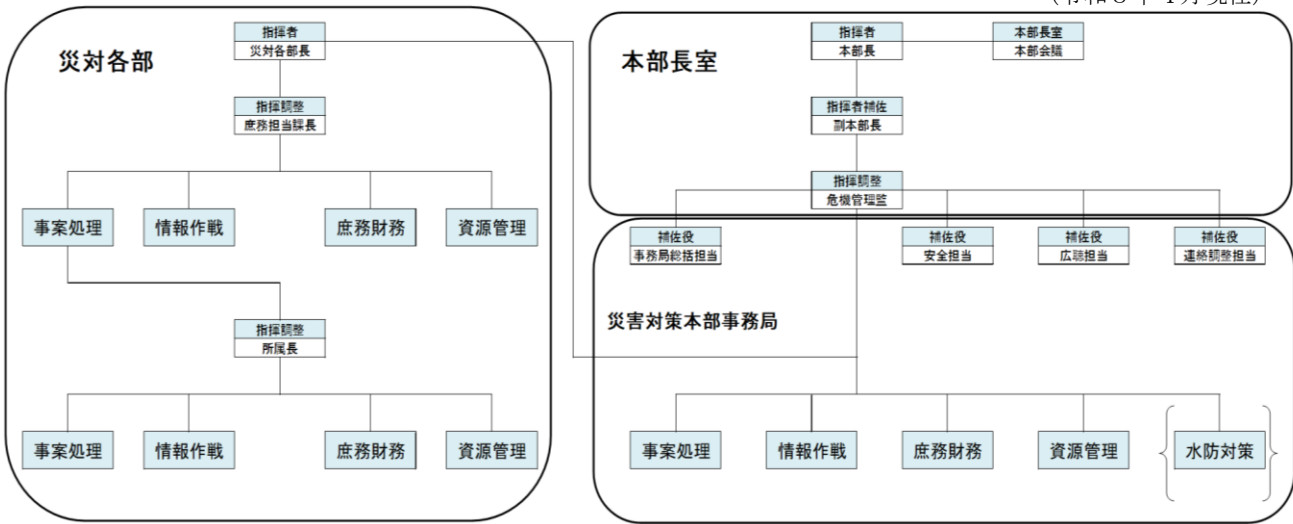
資料第9 大田区災害対策本部組織図（大田区）

(本文 57 頁)

大田区災害対策本部の組織

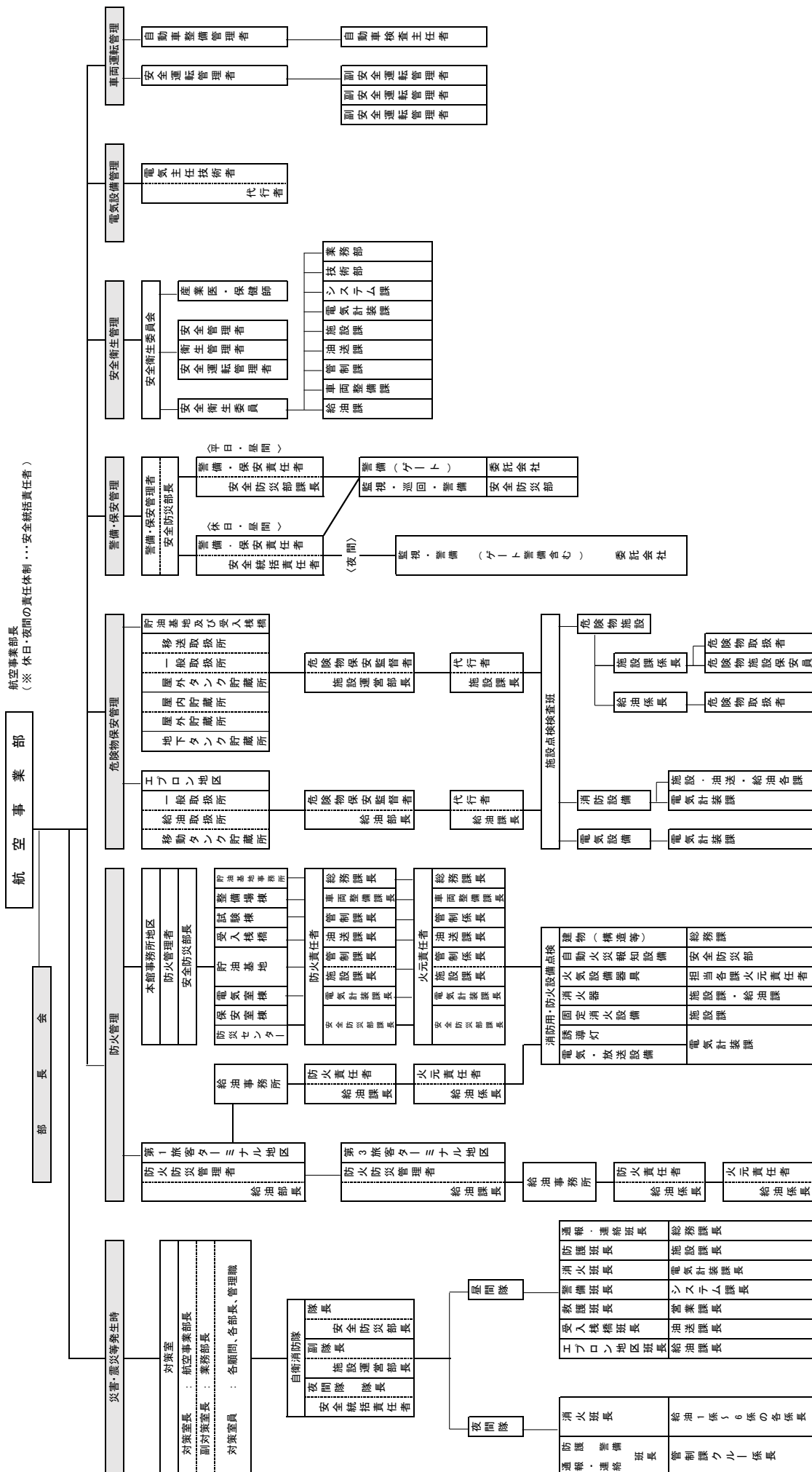
区は必要があるときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。本部の組織は下記のとおりとする。

(令和8年4月現在)



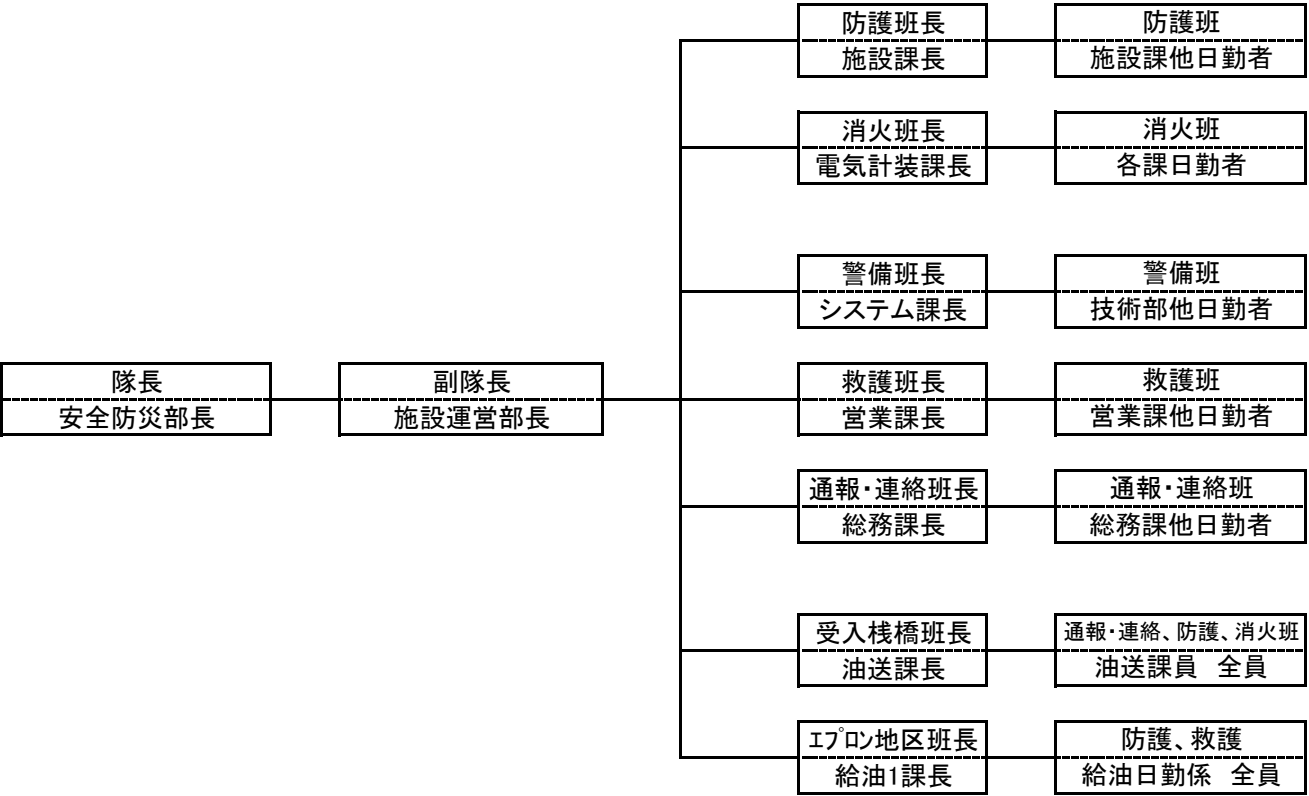
本部 長 室 構 成	本部長（区長） 副本部長（副区長・教育長） 危機管理監（危機管理室長） 【本部員】 企画経営部長 総務部長 地域未来創造部長 区民部長 産業経済部長 福祉部長 健康政策部長 こども未来部長 まちづくり推進部長 都市基盤整備部長 資源環境部長 教育総務部長 庁議構成員の担当部	災害企画経営部 災害総務部 災害地域未来創造部 災害区民部 災害産業経済部 災害福祉部 災害健康政策部 災害こども未来部 災害まちづくり推進部 災害都市基盤整備部 災害資源環境部 災害教育総務部
	【組織の補足事項】 会計管理室：災害企画経営部に所属 選挙管理委員会事務局、監査事務局、議会事務局： 災害総務部に所属 障がい者総合サポートセンター：災害福祉部に所属 鉄道・都市づくり部長：災害まちづくり推進部に所属	

航空事業部安全機構

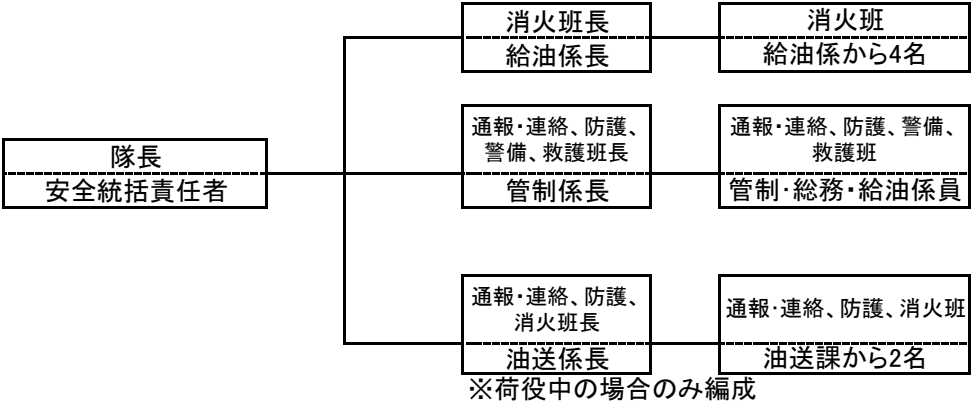


（本文58頁）
（令和8年4月1日現在）

自衛消防隊編成表
（平日昼間の体制）



自衛消防隊編成表
（休日及び夜間の体制）



資料第 12 大田区防災船着場一覧（大田区）

（本文 92 頁）

（令和 8 年 4 月現在）

河川・運河名	接岸可能地点	最低水深	接岸船舶限界（トン/m）
多摩川	多摩川二丁目 16 番地先	2.0m	500 トン
	羽田三丁目 33 番地先	2.0m	艇長 15m まで
呑川	東糀谷六丁目 1 番地先 （東糀谷六丁目防災船着場）	1.0m	150 トン
	南蒲田一丁目 4 番地先 （夫婦橋防災船着場）	1.0m	150 トン
	大森南一丁目 24 番 6 号先 （呑川新橋防災船着場）	1.0m	150 トン
海老取川	羽田空港一丁目 1 番 2 号 （羽田空港天空橋防災船着場）	2.0m	艇長 20m まで
海老取運河	羽田空港一丁目	3.0m	艇長 30m まで
平和島運河	ふるさとの浜辺公園 1 番 2 号 （大森ふるさとの浜辺公園船着場）	2.5m	150 トン
	大森南四丁目 5 番地先	2.5m	148 トン（測定値）
京浜運河	平和島六丁目	—	—

資料第 13 東京危険物災害相互応援協議会による協定に基づく防災機材等 （東京消防庁）

（本文 93 頁）

（令和 8 年 2 月 1 日現在）

泡消火原 液（L）	土嚢・砂 （袋）	土嚢・袋 （袋）	オイルフェンス （m）	中和剤 （kg）	作業船 （隻）	車両 （台）
320	1,115	1,838	400	16	2	2

**資料第 14 東京国際空港地区における消防防災体制の強化に関する覚書
(東京空港事務所、東京消防庁、三愛オブリ株)**

(本文 93 頁)

(目的)

第1条 この覚書は、東京航空局東京空港事務所(以下「甲」という。)、東京消防庁(以下「乙」という。)及び三愛オブリ株式会社(以下「丙」という。)が協力して東京国際空港地区にある消防防災体制の強化を図るために実施する事項等を定めることを目的とする。

(訓練等)

第2条 甲、乙及び丙は、相互の要請に基づき、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 甲、乙及び丙が合同で行う消火救難訓練
- (2) 甲、乙及び丙が合同で行う消防防災体制強化に関する連絡会等への参画
- (3) 前号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が東京国際空港地区の消防防災体制の強化を推進する必要があると認める事項

2 前項に掲げる事項の実施場所及び実施内容の詳細は、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

(行事等への協力)

第3条 甲、乙又は丙は、他の当事者から同当事者が主催する消防防災体制の強化に資する行事への協力を求められた場合は、当該行事に協力するよう努めるものとする。

(支援等の要請)

第4条 甲及び乙は、災害時において防災資機材等の支援が必要な事態が発生した場合は、丙に対して支援要請を行うことができる。

2 前項による丙の支援について必要な事項は、甲乙丙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第5条 本覚書に定めのない事項、又は本覚書の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、正本3通を作成し、甲、乙及び丙が押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和7年3月4日

東京都大田区羽田空港三丁目3番1号

(甲)東京航空局東京空港事務所

空 港 安 全 部 長 星 正文

東京都千代田区大手町一丁目3番5号

(乙)東京消防庁

警 防 部 長 木下 修

東京都大田区羽田空港三丁目7番1号

(丙)三愛オブリ株式会社

執行役員航空事業部長 須藤 晃

資料第 15 東京湾消防相互応援協定（東京消防庁）

（本文 95 頁）

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、第 2 条に規定する各都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等到大規模災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定都市）

第 2 条 この協定は、次に掲げる各都市の消防機関（以下「協定機関」という。）相互間において行うものとする。

- (1) 東京都（東京消防庁）
- (2) 川崎市（川崎市消防局）
- (3) 千葉市（千葉市消防局）
- (4) 横浜市（横浜市消防局）
- (5) 市川市（市川市消防局）

（対象とする災害）

第 3 条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 船舶、航空機、車両等の交通機関による大規模な火災又は危険物の流出事故
- (2) 大規模な危険物施設等の火災
- (3) その他前 2 号に準ずる大規模火災等

第 2 章 相互応援

（応援要請）

第 4 条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した都市（以下「発災都市」という。）の長又は消防長が次のいずれかに該当する場合に第 2 条に規定する都市（以下「応援都市」という。）の長又は消防長に行うものとする。

- (1) その災害が協定都市に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災都市の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため協定機関が保有する特殊の車両等及び資器材を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する車両等の種別、資器材の数量及び集結場所
- (4) その他必要な事項

（応援隊等の派遣）

第 5 条 応援都市の長又は消防長（以下「応援都市の長」という。）が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援を行うものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災都市の長又は消防

長（以下「発災都市の長」という。）に通報するものとする。

（消火用資器材等の調達手配）

第6条 応援都市の長は、発災都市の長から消火用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、これが迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を発災都市の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊の指揮は、発災都市の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

（報告）

第8条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに発災都市の長に報告するものとする。

（災害概要の通報）

第9条 発災都市の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援都市の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

（連絡会議）

第10条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要の都度協定機関間において連絡会議を開くものとする。

（協議連絡事項）

第11条 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- （1） 消防相互応援要領の円滑化に関すること。
- （2） 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- （3） 協定都市間の消防演習に関すること。
- （4） 警防技術に関すること。
- （5） 消防資器材の開発、研究資料の交換に関すること。
- （6） その他必要な事項

第4章 経費負担

（経費負担）

第12条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- （1） この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災都市の負担とする。
- （2） 第6条の規定に基づく経費は、発災都市の負担とする。ただし、応援都市の職員をして行う輸送、連絡等に要する経費は、応援都市の負担とする。

第5章 雑 則

（実施細部）

第13条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第14条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第15条 この協定を証するため正本5通を作成し、協定機関がそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成2年6月1日から効力を生ずる。
- 2 この協定の締結に伴い、昭和51年4月1日東京都、川崎市、千葉市及び横浜市間において締結した東京湾消防相互応援協定は効力を失う。

平成2年5月29日

附 則 (平成19年4月告示第3号)

この協定は、平成18年12月12日から効力を生ずる。

平成18年12月12日

東京消防庁消防長			
消防総監	中	條	永 吉
川崎市			
市長	高	橋	清
千葉市			
市長	松	井	旭
横浜市			
市長	高	秀	秀 信
市川市			
市長	高	橋	國 雄

参考資料１ 東京都石油コンビナート等防災本部条例

平成 30 年 10 月 15 日
東京都条例第 92 号

(目的)

第 1 条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 28 条第 9 項の規定に基づき、東京都石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(本部員及び専門員)

第 3 条 法第 28 条第 5 項第 4 号、第 6 号及び第 9 号に掲げる本部員の総数は、三十人以内とする。

2 法第 28 条第 5 項第 9 号に掲げる本部員の任期は二年とし、補欠の本部員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第 4 条 防災本部に、幹事四十人以内を置く。

2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部会)

第 5 条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料２ 東京都石油コンビナート等防災本部運営要綱

30 総 防 計 第 317 号

平成 30 年 11 月 28 日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都石油コンビナート等防災本部条例（平成30年東京都条例第92号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、東京都石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(本部会議)

第3条 石油コンビナート等防災計画の作成その他石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る防災に関する重要事項を審議するため、防災本部に東京都石油コンビナート等防災本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議は、必要に応じ本部長が招集する。

3 本部長は、本部会議を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、本部員に通知しなければならない。

4 本部長は、前二項の規定にかかわらず、軽易な事案については書面により協議等を行うことができる。

(代理出席)

第4条 本部員が事故のため出席できないときは、あらかじめ当該本部員が指名する者を出席させることができる。

(議事)

第5条 本部会議は、本部長が主宰する。

2 本部会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは本部長の決するところによる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専決事項)

第6条 本部長は、緊急を要し本部会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により本部会議を招集することができないときは、防災本部が処理すべき事項を専決することができる。

2 本部長は、前項の処分をしたときは速やかに本部員に通知しなければならない。

(議事録の作成等)

第7条 本部会議を開き、又は審議を行ったときは、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 出席した本部員の職名及び氏名
- 三 議事の件名及び概要並びに議決事項
- 四 その他必要と認める事項

(幹事会)

第8条 防災本部の所掌事務について、連絡調整、事前協議等を行うため、防災本部に幹事会を置く。

2 幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(部会)

第9条 特別防災区域ごとの防災対策を講ずるため、又は特別防災区域に係る防災について特別の対策を講ずるため、部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 防災本部の事務局は、東京都総務局総合防災部とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月12日から施行する。

参考資料3 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（抜粋）

昭和五十一年政令第百九十二号

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

- 1 石油コンビナート等災害防止法第二条第二号に規定する政令で指定する区域は、別表各号に掲げる地区ごとの区域とする。
- 2 別表に規定する主務大臣は、総務大臣及び経済産業大臣とする。
- 3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、令和七年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。

附 則 （略）

附 則 （平成三〇年八月三十一日政令第二四八号） 抄
（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （略）

附 則 （令和七年十一月二日政令第三八六号） 抄
（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表

一から二十 （略）

二十一 東京国際空港地区

東京都大田区羽田空港三丁目の区域 同区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 東京国際空港の区域（同区羽田空港一丁目から羽田空港三丁目までに属する区域を除く。）のうち主務大臣の定める区域

二十二から七十四 （略）

参考資料 4 石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（抜粋）

昭和五十一年七月十四日
通商産業省 告示第一号
自治省

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、同表に規定する主務大臣の定める区域を次のように定める。

石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定

一から二十 （略）

二十一 東京国際空港地区

東京都大田区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目のうち環状八号線より北側の区域並びに東京国際空港の区域のうち場周道路及び場周道路が羽田空港三丁目と交わる地点を結んだ直線で囲まれた区域

（平三〇総省経産告四・追加、令五総省経産告二・旧第十八号線下、令七総省経産告二・旧第十九号線下）

二十二から七十四 （略）

改正文（略）

改正文（平成三〇年八月三十一日／総務省／経済産業省／告示第四号） 抄
公布の日から施行する。

改正文（略）

改正文（令和七年一一月二一日／総務省／経済産業省／告示第二号） 抄
公布の翌日から施行する。